経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての再検討依頼（行政手続に関するもの）に対する回答

（注）6月4日までに提出のあった各府省の回答を記載しております。また、割り振りが「全省庁」となっている要望事項については、各府省庁の所管手続についての回答を記載しております。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	1．緊急的な対応の可否			
									各種行政手続等の**書面申請**の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印原則**の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	1-2	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃	認可にかかわる届け出に代表者印を要すること（例：農林水産省への動物医療機器製造販売届出書）		全省庁	1	押印		【公正取引委員会】④原本（押印あり）の事後送付を前提としてeメール（PDF等（押印省略）で添付）による提出を認める。 【消費者庁：認定・更新の申請等】②eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 【消費者庁；登録試験機関の登録の申請等】④今後の状況を踏まえ検討を行う	【消費者庁：認定・更新の申請等】 （２）f○g○h○ 文書をＰＤＦ等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める。 また、提出書類のうち、官公署での取得が必要な書類（住民票等）などテレワーク環境下で直ちに提出が困難な書類については、当該書類の後日提出を認める。 報告書や届出書等の提出期限については、柔軟に対応する。 なお、当庁からの書類送付については、現状、eメール（PDF等で添付）での送付を行っている。 【消費者庁：登録試験機関の登録の申請等（地方協力課）】 （２）f○g○h○ 文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出・送付を行う。	【公正取引委員会】③原本（押印あり）の事後送付を前提としてeメール（PDF等（押印省略）で添付）による提出を認める。 【農水省】①・②・③ ・動物用医療機器製造販売届出書についいては① ・押印以外の方法により本人確認を行うことに支障がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】③　原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【消費者庁：認定・更新の申請等】②法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 【消費者庁：登録試験機関の登録の申請等】③今後の状況を踏まえ検討を行う 【原子力規制庁】①又は②で対応可能。（一部対応済み） 【環境省】①法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 ②法令に押印を求める規定がない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。 【個情委】③手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する。 【金融庁】②　法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 ※但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。 【経産省】③事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 【厚労省】③個別の要望があれば検討することとしたい。	【農水省】a～d○ 動物用医療機器製造販売届出書についてはb○。 令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係る代理権を与えられた使用人による署名でも受け付ける旨を周知することとする。 【消費者庁：認定・更新の申請等】ａ○、ｂｃｄ該当なし 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 【消費者庁：登録試験機関の登録の申請等】a○ｂ○c○(d該当なし) （注３）代替手段（ｉ）～（vii）にて適宜対応する。 【原子力規制庁】a○b○　可能な限り押印なしの文書での申請を認める。 【環境省】a○b○c○d○f× ①法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 ②法令に押印を求める規定がない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。 【個情委】e（手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する） 【金融庁】a-d○ 法令の条文で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 また、法令で明示的に押印が求められているものについても、合理的理由があるか検討し、一部の手続については押印が無くても書面を受け付けるものとする。 ※但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。 【経産省】a○b－c－d× a事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。
経団連	1-10	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃	費用精算時の領収書の添付		全省庁	2	書面		【防衛省】 ③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】④領収書の添付については、必要に応じて適切に行っていただきますようお願いいたします。 なお、総務省への領収書の提出については、例えば、職員への出張旅費等の支給について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）等の規定に基づき、支払を証明する資料の提出を求めており、Web上で発行した領収書やクレジットカードの明細書についても認められ、代表者印を捺印した領収書でなくとも対応可能な場合があります。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】③ 【外務省】＜契約全般＞②、③ ＜補助金等＞④　 eメールによる提出を認め、原本は事後送付 ・書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【金融庁】②eメール（PDF添付）（又は電子調達システム）による提出を認める 【経産省】②	【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】（２）ｆ○　押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。 Ｇ×Ｈ × 【消費者庁】（２）ⅰ（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【環境省】（２）f○g○h○ ③ 【外務省】＜契約全般＞（１）a○b○c○d○（２）f○g○h○ ＜補助金等＞（２） ｆ○ｇ○ｈ○ 　メール（PDF等で添付）による提出を認め，直ちに提出が困難なものは後日送付を認める。 【金融庁】f○、g○、h○ eメール（PDF添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、後日送付を認める。（請求書は、会計年度末までに支払完了することが前提） 【経産省】（２）ｆ○ｇ－ｈ－ eメール（PDF等で添付）による提出を認める。	【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【経産省】②	【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【経産省】a○b－c－d－ 費用精算時の領収書に押印がなくとも押印は求めない
経団連	1-14	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃	各種義務付けられた調査依頼が郵送着、郵送提出であること (経団連補足) 要望元は特に工業統計調査を念頭に置いている。		全省庁	3	書面		【農水省】②・③・④ ・原本を確認する必要がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】④　郵送以外も対応可能である場合もございますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【環境省】②法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じて当該書面の電子ファイルを添付したE-mail等による提出を認める。 ③法令の規定により書面での提出を求めている申請等であって、オンラインによる申請が困難である場合には、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【金融庁】①② eメールを含む、オンラインによる受付を検討 【経産省】④工業統計調査はじめ経産省実施の基幹統計調査は郵送での提出だけでなくオンラインでの提出が可能となっております。詳細については、各統計調査の実施事務局又は担当課室までお問合わせください。 【厚労省】④個別の要望があれば検討することとしたい。	【農水省】a~d○（ｆ～ｈ○） 統計調査についてa~d○（ｆ～ｈ○） 【環境省】（２）f○g○h○ （工業統計調査を念頭に置いているとのことだが、全般的な対応として、）②法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じて当該書面の電子ファイルを添付したE-mail等による提出を認める。 ③法令の規定により書面での提出を求めている申請等であって、オンラインによる申請が困難である場合には、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【金融庁】a○ f○, g○、h○ 既にオンライン化されている手続については更なる周知を進め、オンライン化されていない手続については、eメールを含むオンラインによる受付を認める。その際、提出期限については柔軟に対応する。 また、予めeメールアドレスを把握している金融機関に対しては、原則、eメールで送付する。 ※但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 【経産省】a○b該当しないc該当しないd○ （１）工業統計調査はじめ経産省実施の基幹統計調査は郵送での提出だけでなくオンラインでの提出が可能となっております。詳細については、各統計調査の実施事務局又は担当課室までお問合わせください。 F×g○h× 提出書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、提出期限について柔軟に対応いたします。	【金融庁】②　法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。	【金融庁】a-d○ 法令の条文で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 また、法令で明示的に押印が求められているものについても、合理的理由があるか検討し、一部の手続については押印が無くても書面を受け付けるものとする。 ※但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。
経団連	7	公的機関への提出書類における押印の省略	現在、多くの公的機関への提出書類（例：就労証明書、給与支払い証明書、扶養手当不支給証明書 等）について社印等の押印が求められている。しかしながら、とりわけ今般の新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けてテレワークを協力に推進することが求められている状況下等においては、印刷・押印・発送といった事務作業が、従業員の健康上の安全を脅かしかねない（押印するためだけに出社せざるを得ない事態も発生している）ことに加え、生産性の著しい低下につながると考えられるため、上記に例示したような公的機関への提出書類において押印省略とすることを基本としていただきたい。 なお、このことは、経団連による『Society 5.0の実現に向けた規制・制度改革に関する提言』（2020年3月17日）においても重要事項の一つとして取り上げられている。政府が官民連携して取り組んでいるデジタルガバメント推進の動きとも親和性が高いと考えられ、現状のみならずアフターコロナも見据えた我が国全体のデジタル化の加速とそれによるSociety 5.0の実現にも貢献し得ると考えられる。		全省庁	7	書面・押印		【農水省】②・③・④ ・令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること（原本は事後に郵送）について周知することとする ・原本を確認する必要がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】④　原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【原子力規制庁】②又は③で対応可能。ただし、機密性の極めて高い情報（セキュリティ（核物質防護・テロ対策施設））に関する申請等については対応困難（⑤） 【環境省】①法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 ②法令に押印を求める規定がない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。 【外務省】②eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 【個情委】②、③、 ④デジタル・ガバメント実行計画（2019年12月20日改定（閣議決定））に基づき、費用対効果の精査を十分に行った結果、オンライン化を見送った手続であるため。 【金融庁】①②eメールを含むオンラインによる受付を検討。 ※但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 【経産省】② 【厚労省】④個別の要望があれば検討することとしたい。	【農水省】a~d○（ｆ～ｈ○） 【原子力規制庁】f○g○h○ 可能な限り押印なしの文書での申請を認める。 ただし、機密性の極めて高い情報（セキュリティ（核物質防護・テロ対策施設））に関する申請等については対応困難 【環境省】（２）f○g○h○ ②法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じて当該書面の電子ファイルを添付したE-mail等による提出を認める。 ③法令の規定により書面での提出を求めている申請等であって、オンラインによる申請が困難である場合には、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【外務省】（２）f○g×h× eメール（PDF等で添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、添付の省略を認める。 【個情委】f~h○（f~ hに記載のとおり対応予定。ただしfの押印については各法令所管省庁の解釈に準じて対応）、i（件数が少ない手続については、具体的なご要望があれば検討する） 【金融庁】a○,f○, g○、h○ 既にオンライン化されている手続については更なる周知を進め、オンライン化されていない手続については、eメールを含むオンラインによる受付を認める。その際、提出期限については柔軟に対応する。また、予めeメールアドレスを把握している金融機関に対しては、原則、eメールで送付する。 ※但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 【経産省】（２）f○、g×、h- f.文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出を認める。	【内閣府】③法令に根拠がある押印について、代替手段を用いることを含め、柔軟な対応を検討する。 【宮内庁（就労証明書）】② 【防衛省】②又は一部事後送付の方向で対応を検討 【農水省】①・②・③ ・令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする ・押印以外の方法により本人確認を行うことに支障がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】③　同左 【消費者庁：給与】③（採用職員の初任給決定にあたり、就労証明書の原本の提出を求めているが、押印は必須とはしていない。） 【消費者庁：特別用途食品の申請等】②法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 【消費者庁：特定保健用食品の申請等】②法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 【消費者庁：機能性表示食品の届出】②法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 【原子力規制庁】①又は②で対応可能。（一部対応済み） 【外務省】②法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 証明書類の一定の真実性・真正性が担保される場合には、押印を必須としない取扱いとすることが可能。 【個情委】②、③手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する。 【金融庁】②法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 ※　但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。 ③一般的に、犯則調査・課徴金検査を実施する上では、関係法令（注）を踏まえつつ、調査・検査の実効性等を損なわない範囲で、各種手続きにおける押印の求めを必要最小限となるよう配慮する。 （注）例えば、以下の規定が存在。 ・刑事訴訟規則60条；官吏その他の公務員以外の者が作るべき書類には、年月日を記載して署名押印しなければならない。 ・民事訴訟法234条４項；私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。 【経産省】③事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 【警察庁】③基本的に押印原則は撤廃されているが、選択肢①・②の措置についても推進する。 【厚労省】③個別の要望があれば検討することとしたい。	【内閣府】d○ 【防衛省】ａ○ｂ○ｃ-(該当なし)ｄ-(該当なし) 【農水省】a～ｄ○ 令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係る代理権を与えられた使用人による署名でも受け付ける旨を周知することとする。 【消費者庁：給与】「対応済み」 【消費者庁：特別用途食品の申請等／特定保健用食品の申請等／機能性表示食品の届出】a○b×c×d× 当面は押印ないものも受付する。 【原子力規制庁】a○　押印なしの文書での申請を認める。 【外務省】（１）a○，b○，c○，d○ 法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 【警察庁】a○ｂ○ｃ○ｄ○ 【環境省】a○b○c○d○f× ①法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 ②法令に押印を求める規定がない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。 【個情委】a（法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする）、e（件数が少ない手続については、具体的なご要望があれば検討する） 【金融庁】a-d○ 法令の条文で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 また、法令で明示的に押印が求められているものについても、合理的理由があるか検討し、一部の手続については押印が無くても書面を受け付けるものとする。 ※但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。 【経産省】a○b－c－d× a事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 d法律を所管する省庁の判断を要するため
経団連	24	建設工事における現場立会検査の簡素化・電子化	（現状） 建設工事においては、工事進捗ステップ毎に立会検査を実施している。 立会検査は発注者の施工管理員が現場に来て対面で現場状況等を確認し立会写真を撮るのが一般的である。 （改善案） 現場状況をWEBカメラ等により遠隔確認し、その録画データを提出することによって立会検査を実施した事にすれば対面での手続きが減少する。 一部の試行工事では既に実施されているので、技術的には可能である。	工事標準仕様書等	全省庁	8	対面				【国交省】③ほとんどの建設工事において、立会い、段階確認に関わる書類の提出等は、既に情報共有システム（ASP）や電子帳票管理システムにより、オンラインでの対応が可能となっている。	【国交省】（１）b○ f○ ほとんどの建設工事において、立会い、段階確認に関わる書類の提出等は、既に情報共有システム（ASP）や電子帳票管理システムにより、オンラインでの対応が可能となっている。
経団連	44	各種届出の電子化におけるマイナンバーの活用拡大	紙面手続き、電子申請に問わず、手続きにおける添付資料の多さも在宅勤務実現における課題となっている（紙面による回収、電子申請の場合はPDF化の作業も必要）。マイナンバーの活用による添付資料の簡素化が図られればありがたい状況です。また、カード更新手続きについても顔認証技術活用によるWeb更新手続きを可能にすることも検討いただけるとありがたいです。 ＜該当手続き例＞ ・雇用保険の離職証明書（添付書類：雇用契約書、退職届等） ・社会保険の国民年金第3号被保険者関係届（添付書類：医療保険者の証明、収入証明等） ・外国人受入に伴う租税条約届出（添付書類：在留カード、雇用契約書等）		全省庁	10	その他					

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	1-2	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃	【公正取引委員会】①，③		【環境省】手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
経団連	1-10	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃			【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化を行う。 【文科省】変更なし
経団連	1-14	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃			【環境省】手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
経団連	7	公的機関への提出書類における押印の省略			【環境省】手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
経団連	24	建設工事における現場立会検査の簡素化・電子化	【宮内庁】④工事標準仕様書等における関連規定について，緊急的措置の通知又は改訂等に基づき，適宜対応することとしたい。 【原子力規制庁】④当面の間、現場での立会検査は実施しない 【防衛省】④写真郵送等による遠隔確認で対応 【総務省】④　総務省では建設工事の契約件数が少ない状況です（H30年度４件）。要望については、例えば国土交通省で定める公共建築工事標準仕様書等でWEBカメラ等による遠隔確認などによる立会検査の方法が規定された場合には、これに基づき対応して参ります。 【国交省】④立会い、段階確認については、既に遠隔臨場を試行している工事も存在している。 【環境省】④工事内容により、現場立会の必要がなければ①③で対応可。 【外務省】④現場の状況について画像データ等を提出することによる対応 予算決算及び会計令，第６節（契約の履行），第101条の４（検査の方法）には，「契約担当官等が，自ら又は補助者に命じて，契約書，仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。」と規定されており，完了或いは既済部分の確認を行うものであり，契約相手方の立会いを必ずしも求めているものではないことから，対面を避ける為，工事完了の状況等を画像データ等を用いて報告し，右について確認することで対応可能と考えられるが，会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要。 【警察庁】④打合せについては極力メールで対応することとする。また、施工状況がデータ等により確認可能な場合等、状況に応じて現地確認を省略することを検討する。	【宮内庁】a△b×c× 該当する案件について，可能な限りオンラインでの対応を検討する。 【防衛省】a〇 原則として、工事写真等の確認といった遠隔確認で対応している b-(該当なし)c-(該当なし) 【総務省】 a△　契約の適正な履行を確保するために現場での立ち会いが必要なものを除き、オンラインや資料送付による対応を行います。 B×ｃ× 【国交省】a〇 c〇 ほとんどの建設工事において、立会い、段階確認については、遠隔臨場の試行により対応が可能である。その他の対面手続については、可能な限りオンライン対応を行う。 【環境省】a△b△c×④工事内容により、現場立会の必要がなければ①③で対応可。 【外務省】a△b→c△ 対面を避ける為，画像データ等を活用する。 【警察庁】c〇左記のとおり。	【環境省】現場立会の必要性に応じて、対応を検討する。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】現場立会の必要性に応じて、対応を検討する。 【文科省】変更なし
経団連	44	各種届出の電子化におけるマイナンバーの活用拡大			【農水省】マイナンバーの利用を促進するための更なる具体的施策が実施される際は活用を検討したい 【総務省】「マイナンバーの活用による添付資料の簡素化」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いします。 また、マイナンバーカードは、住民誰もが無料で取得できる、唯一の公的な顔写真付き身分証明書であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールであるため、市区町村職員による対面での厳格な本人確認を経て交付する必要があります。 【環境省】政府全体での検討状況を踏まえ、に必要な措置を講じる。 【外務省】マイナンバーを受領しただけでは，手続上必要とされる証明にはならず，提出先（年金事務所等）の指定フォーマットに従って事業主の証明を行う必要があるため，添付資料の簡素化やWeb手続を行うことは困難である。 【経産省】政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的施策が実施される際は周知等に協力していく。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。 【厚労省】個別の要望があれば検討することとしたい。	【総務省】【マイナンバーカードの更新について】 (対面での対応) d＜理由＞同左 【環境省】要望事項に他省庁所管の手続き含まれていることから、政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。 【外務省】政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的施策が実施される際は周知等に協力していく。 【経産省】政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的施策が実施される際は周知等に協力していく。 【文科省】変更なし

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	1．緊急的な対応の可否 各種行政手続等の**書面申請**の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印原則**の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	47	押印原則の見直し	一部の官公庁においては、見積・請求・委任状等全ての書類に飾り印（角印）・社長印・捨印・割印を求められる。 また、特に土地・建物・不動産に関わる書類については、押印を求められる書類が多いと実感している。		全省庁	11	書面・押印		【人事院】⑤見積書、請求書、委任状等については計算証明規則により定められているため 【宮内庁】④法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】④　政府電子調達システム（GEPS）の利用により、電子での入札が可能です。総務省としては、原則、電子での入札対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【国交省】④国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】②、③ 【個情委】④デジタル・ガバメント実行計画（2019年12月20日改定（閣議決定））に基づき、費用対効果の精査を十分に行った結果、オンライン化を見送った手続であるため。 【金融庁】②eメール（PDF添付）（又は電子調達システム）による提出を認める 【経産省】④原則オンライン化（電子調達システム）を行う	【人事院】（1）a～d〇（f～h〇） 請求書等について、eメール（PDF等にして添付する形）等での提出を認める。 【宮内庁】（2）f〇g×h× eメールでの提出を認める。また，直ちに提出が困難なものについては，後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】（1）a〇　引き続き個別の入札手続の機会を捉えて、政府電子調達システム（GEPS）による電子入札の周知を行って参ります。 b×c×d〇（f〇、g×、h×）押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。 【国交省】　a～d　〇電子調達システム(GEPS)の利用より、電子での入札手続・電子契約が可能です。引き続き、電子調達システム(GEPS)の利用促進に努めて参ります。 【外務省】（1）a〇b〇c〇d〇（2）f〇g〇h〇 【個情委】i（手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する） 【金融庁】f〇、g〇、h〇 eメール（PDF添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、後日送付を認める。（請求書は、会計年度末までに支払完了することが前提） 【経産省】（1）a〇b－c－d〇原則オンライン化（電子調達システム）を行う （2）f〇g－h－ 電子調達システムで対応していない場合且つ手続きによってはeメール（PDF等で添付）による提出を認める。	【人事院】④商慣習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える 【宮内庁】③法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】 ③可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】③国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】③緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【外務省】② ・契約書への押印は会計法第29条８第2項によるもの。 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【個情委】③手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する。 【金融庁】② 【経産省】③事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 【警察庁】③関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。	【人事院】a～d〇 請求書等については、押印以外の方法で真正性が確認できれば押印を不要とする。 【宮内庁】a×b×c〇d× 押印がなくても書面が受け付けることが可能か検討し，適宜対応する。 【原子力規制庁】a〇 押印なしの文書での申請を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】a〇、b×、c×、d× 押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】　a～d　－ ・法令に根拠があるものについては、所管省庁の判断に従う。 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、真正性担保のは必要であり、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要。 【環境省】a〇b〇c〇d〇f× ③（緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【外務省】（1）a〇b〇c〇d〇 【個情委】e（手続の件数が少ないため、具体的なご要望があれば検討する） 【金融庁】a〇、b・c該当なし、d× 見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。但し、契約書については、法令所管省庁の解釈・対応に即して対応。 【経産省】a〇b－c－d× a事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 d法律を所管する省庁の判断を要するため
経団連	49	電子入札の利用拡大	公的な入札案件において、電子入札対応ではなく、紙ベースでの対応（委任状提出等）が求められるケースが多い。すべての入札案件について電子入札とするよう改善を図られたい。		全省庁	12	書面・押印		【宮内庁】④可能な限り入札案件に係るオンライン化を進めることとしたい。 【人事院】④ネットワークの更改に伴い実施環境に不具合が生じているため、改善され次第順次対応していく予定 【原子力規制庁】③　①を行うことを念頭に、オンライン化を検討する。 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】④　政府電子調達システム（GEPS）の利用により、電子での入札が可能です。総務省としては、原則、電子での入札対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】④国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】④・外務省では、原則電子調達システムを利用して入札を行っており、一部システムで対応できない案件のみ紙での入札としている。 ・電子調達システムについては、官側のみならず民側でも一層の普及が必要 【個情委】④令和元年度第４四半期に公告開始した案件より電子入札へ移行している。 【金融庁】②eメール（PDF添付）（又は電子調達システム）による提出を認める 【経産省】④原則オンライン化（電子調達システム）を行う 【警察庁】①関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。 【厚生労働省】④厚生労働省では、政府電子調達システム（GEPS）の利用促進を進めているが、ネットワークの更改に伴い調達手続の際に不具合が生じていることから、改善され次第順次対応していく予定。なお、調達案件によっては、契約関係書類の郵送や電子メールでの提出も認めている。	【宮内庁】（1）a〇b×c×d× オンライン手続きが可能な行政手続きを周知し，事業者の利用を促す。 【人事院】（1）a～d〇（f～h〇） 政府電子調達システム（GEPS）を利用することにより、電子契約が可能となる。 【原子力規制庁】（2）f〇g〇h〇 可能な限りeメール（PDF等で添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、可能な限り後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】（1） a〇　引き続き個別の入札手続の機会を捉えて、政府電子調達システム（GEPS）による電子入札の周知を行って参ります。 b× c× d〇（f〇、g×、h×）押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。 【消費者庁】（2）i（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】<物品・役務関係>a～d　〇 電子調達システム(GEPS)の利用より、電子での入札手続・電子契約が可能です。 引き続き、電子調達システム(GEPS)の利用促進に努めて参ります。 <直轄工事関係>a～d〇、f～h〇 入札への参加を希望する者に対し、入札公告において、望まない場合を除いて原則として、電子入札システム及び電子契約システム（以下「電子的なシステム」という。）を用いることを明示するとともに、各	【人事院】④ネットワークの更改に伴い実施環境に不具合が生じているため、改善され次第順次対応していく予定 【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】③国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【外務省】②・外務省では、原則電子調達システムを利用して入札を行っており、一部システムで対応できない案件のみ紙での入札としている。 ・電子調達システムについては、官側のみならず民側でも一層の普及が必要 【個情委】③令和元年度第４四半期に公告開始した案件より電子入札へ移行している。 【金融庁】② 【厚生労働省】③当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【人事院】a～d〇 政府電子調達システム（GEPS）を利用することにより、電子契約が可能となる。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】a〇、b×、c×、d× 押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【個情委】e（左記のとおり対応済み。） 【金融庁】a〇、b～d該当なし 見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。但し、契約書については、法令所管省庁の解釈・対応に即して対応。 【国交省】<物品・役務関係>a～d　－ 電子調達システム(GEPS)の利用より、電子での入札手続・電子契約が可能です。 引き続き、電子調達システム(GEPS)の利用促進に努めて参ります。 <直轄工事関係>a〇、d〇、f〇 メール等の提出により手続を進め、押印された正本は後日提出で可能とするなど、従来の手続に縛られない柔軟な対応に努めている。 契約書については、会計法により押印を求めることが規定されているが、電子的なシステムを活用する場合は、契約事務取扱規則（大蔵省令）により電子署名及び認証業務に関する法律に基づく電子署名を用いることで押印を不要とすることができるため、引き続き電子的なシステムの利用促進を図って参りたい。 【外務省】（1）a〇b〇c〇d〇 【厚生労働省】
経団連	52	各種公的証明書等の有効期限の延長・電子化	登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の公的書類の有効期限（現行３カ月）を延ばし、かつ、本通でなく、メール送付による写しでも対応可とする措置を検討されたい。		全省庁	14	書面・押印		【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】④　「公的書類の有効期限」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【消費者庁：認定・更新の申請等】 ③添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 【消費者庁：登録試験機関の登録の申請】 ④（登録試験機関の数は少なく限定的であり、事前相談もない状況。） 【消費者庁：機能性表示食品の届出】 ③（困難な場合は事後提出を可能とする。） 【外務省】④　外務省の認証は，諸外国関係諸機関での手続のため，当該機関に求められている文書が直近の身分事項，住所等を反映した真正なものであることの証明であることから，３ヶ月以内に発行されたものを求めているところであるが，受け入れ機関が発行日から３ヶ月を超えた文書でも受けつける場合，申請人の申し出により弾力的に対応している。 ⑤2022年度中に旅券の電子申請の導入、2024年度に戸籍謄抄本の添付省略をすべく準備しているが、システム開発には一定の時間を要するため緊急な対応は困難。 【金融庁】③添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 添付書類のうち、緊急時にも提出が必要なものかどうか見直しを行った上で、一部の添付書類については、PDF化したものをeメールで提出することを認める。 また、印鑑証明書や住民票の写し等、原本の提出が求められるもの、実印付の書類が求められるものについては、事後送付を可能とする。 さらに、公的証明書の有効期限に係る今後の検討状況を踏まえ、金融規制における公的証明書の取扱いについても柔軟に検討。 【法務省】⑤対応困難 　代理人等による戸籍謄本等の交付請求並びに後見登記の申請及び後見登記証明書等の交付請求については，代理・代表権限の存否を公的証明書等によって確認する必要があるところ，これらの請求等の適否の判断に当たっては慎重な審査を要し，公的証明書はできる限り最新のものを確認する必要がある。 加えて，メールによる写しの送付を可とすると，公的証明書が偽造された場合に見破ることが困難となる。 　したがって，要望のとおり対応することはできない。 　また，戸籍謄本等や後見登記事項証明書等は国民の重要なプライバシーに関わる証明書であって，情報が流出した場合には取り返しのつかないものである。 ⑤対応困難 不動産登記手続における住民票・印鑑証明書の添付については，申請人の本人確認を形式的に担保等をするためにその情報を提供しなければならないとされているところ，上記証明書が作成後長期間経過しているときは，本人の現在の意思の確認をすること等ができなくなるおそれがあり，また，住民票コードの記載があれば住民票の添付を不要とする取扱いがなされていること等から，コロナ感染防止の観点からの対応は不要である。 （会社・法人については，会社・法人番号を記載することにより証明書の添付を不要としている。） ④商業・法人登記における登記事項証明書及び印鑑証明書の有効期間は，作成後３月以内とされているところ（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第36条の2），当該期間を延長することは不実の登記を防止する等の観点から困難です。 なお，登記事項証明書については，申請書に会社法人等番号を記載した場合には添付することを要しません。また，本人確認証明書（商業登記規則第61条第7項）として住民票の写しを提出する場合は，有効期限を設けていません。	【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【外務省】【認証手続】（2）f×g〇h× 【パスポート】（2）f〇，g×h× 新型コロナウイルス感染症のパンデミックを受け現地政府による外出制限等により在外公館への出頭が困難なために旅券の有効期間満了前に切替申請ができなかった申請者については，新たなパスポートの発給申請の際に必要となる戸籍謄抄本の添付省略を認めるための省令改正の手続きを進めており，６月中の公布・施行を目指している。 【金融庁】a〇, f〇, g〇 既にオンライン化されている手続については更なる周知を進め、オンライン化されていない手続については、eメールを含むオンラインによる受付を認める。また、提出期限については柔軟に対応する。 予めeメールアドレスを把握している金融機関に対しては、原則、eメールで送付する。 ※但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 ※公的証明書の有効期限に係る今後の検討状況を踏まえ、金融規制における公的証明書の取扱いについても柔軟に検討。 【消費者庁：認定・更新の申請等】 （2）f〇g〇h× 文書をＰＤＦ等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める。 また、提出書類のうち、官公署での取得が必要な書類（住民票等）などテレワーク環境下で直ちに提出が困難な書類については、当該書類の後日提出を認める。 報告書や届出書等の提出期限については、柔軟に対応する。 【消費者庁：登録試験機関の登録の申請（食品表示企画）】 （2）f×g〇ｈ× 文書の真正性確保のため求めるが提出時期については柔軟に対応する。 【消費者庁：登録試験機関の登録の申請等（地方協力）】 （2）f〇ｇ〇ｈ〇 文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出・送付を行う。 【消費者庁：機能性表示食品の届出】 （2）f× g〇ｈ× 文書の真正性確保のため求めるが提出時期については柔軟に対応する。	【総務省】③　同左 【外務省】④対応困難　外務省が行う証明（認証）は，提出先となる諸外国官憲（含　駐日大使館等）が，基本的に公文書原本に対する外務省の認証を要求していることに基づき原本の提出を求めているものであり，提出先となる外国官憲による原本性の確認が変更とならない限り，運用変更は困難である。 【金融庁】③添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 添付書類のうち、緊急時にも提出が必要なものかどうか見直しを行った上で、一部の添付書類については、PDF化したものをeメールで提出することを認める。 また、印鑑証明書や住民票の写し等、原本の提出が求められるもの、実印付の書類が求められるものについては、事後送付を可能とする。	【外務省】a×b×c×d×e〇f× 外務省が行う証明（認証）は，提出先となる諸外国官憲（含　駐日大使館等）が，基本的に公文書原本に対する外務省の認証を要求していることに基づき原本の提出を求めているものであり，提出先となる外国官憲による原本性の確認が変更とならない限り，運用変更は困難である。 【金融庁】a-d〇 法令の条文で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 また、法令で明示的に押印が求められているものについても、合理的理由があるか検討し、一部の手続については押印が無くても書面を受け付けるものとする。 ※但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。
経団連	66	電子請求書・領収証の電子化・押印撤廃	請求書/領収証について電子化の要件が規定されていないことから、紙での発行が主流となっている。電子化が容認されれば、発行業務、郵送業務、保管業務が効率化かつスピードアップされ発行側、受領側双方に相当のメリットが期待できる。 特に官公庁をはじめ、民⇒民の取引においても｢押印｣を求められるケースが多く、押印のための出社するなどテレワークの阻害要因になっている。	電子帳簿保存法 電子署名法	全省庁	15	書面・押印		【人事院】⑤（請求書等については計算証明規則により定められているため） 【宮内庁】④法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。。 【原子力規制庁】②（可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。） 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】④　原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】③ 【外務省】②、③・書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。 【金融庁】②eメール（PDF添付）（又は電子調達システム）による提出を認める 【経産省】②③ 【警察庁】①関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。	【人事院】（2）f～h〇 請求書等について、eメール（PDF等にして添付する形）での提出を認める。 【宮内庁】（2）f〇g×h× eメールでの提出を認める。また，直ちに提出が困難なものについては，後日送付を認める。 【原子力規制庁】（2）f〇g〇h〇 可能な限りeメール（PDF等で添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、可能な限り後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【消費者庁】（2）i（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【環境省】（2）f〇g〇h〇 ③ 【外務省】（1）a〇b〇c〇d〇（2）f〇g〇h〇 【金融庁】f〇、g〇、h〇 eメール（PDF添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、後日送付を認める。（請求書は、会計年度末までに支払完了することが前提） 【経産省】（1）a〇b－c－d〇 原則オンライン化（電子調達システム）を行う （2）f〇、g×、h- f.文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出を認める。 g 提出期限については、柔軟に対応する。 【警察庁】（1）e 関係省庁と調整の上検討する。	【人事院】④商慣習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える 【宮内庁】③法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】③緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【外務省】②・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【金融庁】② 【経産省】③事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 【警察庁】③関係省庁と調整の上検討する。	【人事院】a～d〇 請求書等については、押印以外の方法で真正性が確認できれば押印を不要とする。 【宮内庁】a×b×c〇d× 押印がなくても書面が受け付けることが可能か検討し，適宜対応する。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【環境省】a〇b〇c〇d〇f× ③（緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【外務省】（1）a〇b〇c〇d〇 【金融庁】a〇、b～d該当なし 見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。但し、契約書については、法令所管省庁の解釈・対応に即して対応。 【経産省】a〇、b×、c˜ f× 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 【警察庁】e 関係省庁と調整の上検討する。 【原子力規制庁】a〇 押印なしの文書での申請を認める。
経団連	100	ナショナルプロジェクトの人件費に関する証明への押印省略	経済産業省等の募集によるナショナルプロジェクトの人件費に関する証明について、証明者の押印が必要とされているが省略していただきたい		全省庁	16	書面・押印		【総務省】④　原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いします。	【総務省】（2） f:〇 総務省における、ICT重点技術の研究開発プロジェクトにおいては、要望を踏まえ、押印については、各機関の上長の確認をしたという証明（メールなどに一文記入する等）をもって代替し、電子メールでの提出を認めることとする。	【原子力規制庁】③可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【経産省】②従前、経済産業省が実施する、研究開発プロジェクトを含む委託事業・補助事業では、従事日誌等に押印を求めてきたが、頂戴したご要望を踏まえて代替手段での上長による確認を認める。	【原子力規制庁】a〇 押印なしの文書での申請を認める。 【総務省】 a:〇 総務省における、ICT重点技術の研究開発プロジェクトにおいては、従事日誌等に押印を求めてきたが、要望を踏まえ、押印については、各機関の上長の確認をしたという証明（メールなどに一文記入する等）をもって代替できることとする。 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【経産省】（2）a〇b×c×d×e×f× 従前、経済産業省が実施する、研究開発プロジェクトを含む委託事業・補助事業では、従事日誌等に押印を求めてきたが、頂戴したご要望を踏まえて代替手段での上長による確認を認める。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	47	押印原則の見直し			【環境省】手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
経団連	49	電子入札の利用拡大			【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。 【公正取引委員会】大部分は対応済み。 （総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが，今後は電子入札によってオンライン化する。） 【環境省】基本電子入札であり、システム登録のない業者に紙入札（環境省側で入力）を認めている。	【環境省】基本的に電子入札であり、例外的にシステム登録のない業者に紙入札（環境省側で入力）を認めている。 【文科省】変更なし
経団連	52	各種公的証明書等の有効期限の延長・電子化			【内閣府】印鑑証明等公的書類の有効期限について、他の行政手続における対応状況を踏まえ、登録の緊急性等に応じて柔軟に対応するよう努める。 【消費者庁】公的書類については、事後送付を認める。 【環境省】申請等に必要な登記事項証明書等の添付が困難になっている場合には、柔軟な運用を行うよう、 通知等により既に周知している。今後の新型コロナウイルス感染症の状況及び政府全体での検討状況等を踏まえ、必要な場合には、登記事項証明書等の公的書類の有効期限についても柔軟な運用を行うことを検討する。 【外務省】旅券発給審査において、戸籍謄抄本は国籍の確認、本人の同一性確認、親権者の確認などに重要な役割を果たしている。メール送付や写しは改ざんの可能性を排除できず、なりすましや二重取得等の不正取得防止のため、必ず原本を提出いただく必要がある。また、戸籍謄抄本は提出日前六月以内のものである必要があるが、これは戸籍謄抄本の取得から提出までの間に身分事項等に変更が生じる恐れがあることから期間に制限を設けているものである。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【内閣府】印鑑証明等公的書類の有効期限について、他の行政手続における対応状況を踏まえ、登録の緊急性等に応じて柔軟に対応するよう努める。 【環境省】申請等に必要な登記事項証明書等の添付が困難になっている場合には、柔軟な運用を行うよう、通知等により既に周知している。今後の新型コロナウイルス感染症の状況及び政府全体での検討状況等を踏まえ、必要な場合には、登記事項証明書等の公的書類の有効期限についても柔軟な運用を行うことを検討する。 【文科省】変更なし
経団連	66	電子請求書・領収証の電子化・押印撤廃			【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
経団連	100	ナショナルプロジェクトの人件費に関する証明への押印省略			【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【文科省】変更なし

									1．緊急的な対応の可否			
団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の**書面申請**の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印原則**の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	105	請求書への押印、請求書持参の廃止	官公庁、自治体で「請求書に朱肉の押印が必要」と「請求書を人手で持参することが必要」という事象あり。 政府も「新型コロナウイルス感染拡大の防止策として、押印や対面など行政手続きの慣例や法規制を見直す方針を固めた」とのことですが、念のため持参となっており、National Security に該当するものはやむを得ないのかもしれません。		全省庁	17	書面・押印		【人事院】⑤請求書については計算証明規則により定められているため 【宮内庁】④法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】②可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 ③　②により難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】④　電子契約しているものについて、政府電子調達システム（GEPS）の利用により、電子での請求が可能です。総務省としては、原則電子での契約対応をしており、引き続き利用促進に努めて参ります。なお、電子契約以外の契約においても、請求書を郵送することが可能であるため、持参して提出する必要はありません。 【外務省】②、③ ・書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。 【金融庁】②eメール（PDF添付）（又は電子調達システム）による提出を認める 【経産省】④原則オンライン化（電子調達システム）を行う。 【警察庁】①関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。 【厚生労働省】④当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【人事院】（２）f～h○ 請求書について、eメール（PDF等にして添付する形）等での提出を認める。 【宮内庁】（２）f○g×h× eメールでの提出を認める。また，直ちに提出が困難なものについては，後日送付を認める。 【原子力規制庁】（２）f○g○h○ 可能な限りeメール（PDF等で添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、可能な限り後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】（１）ａ○　引き続き個別の契約手続の機会を捉えて、政府電子調達システム（GEPS）による電子契約の周知を行って参ります。 ｂ×ｃ×ｄ○（ｆ○、ｇ×、ｈ×）押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。 【外務省】（１）a○b○c○d○（２）f○g○h○ 【金融庁】f○、g○、h○　eメール（PDF添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、後日送付を認める。（請求書は、会計年度末までに支払完了することが前提） 【経産省】（１）a○b－c－d○ 原則オンライン化（電子調達システム）を行う （２）f○g－h－ 電子調達システムで対応していない場合且つ手続きによってはeメール（PDF等で添付）による提出を認める。 【警察庁】（１）e 関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】f○g○h○ 請求書の提出においては、オンライン手続が提供されていないが、当省では、新型コロナウイルス感染予防の観点から、契約関係書類の郵送や電子メールでの提出を認めている。	【人事院】④商慣習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える 【宮内庁】③法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】③可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【財務省】③民間事業者における請求書の作成及び当該請求書の官公庁への提出については、会計法、予算決算及び会計令等に規定はなく、押印についても同法令の規定が要請しているものではない。 【総務省】③　同左 【環境省】③緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【外務省】②法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【金融庁】② 【経産省】③事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 【警察庁】③関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】③当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【人事院】a～d○　請求書等については、押印以外の方法で真正性が確認できれば押印を不要とする。 【宮内庁】a×b×c○d× 押印がなくても書面が受け付けることが可能か検討し，適宜対応する。 【原子力規制庁】a○ 押印なしの文書での申請を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】a○、ｂ×、ｃ×、ｄ× 押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。 【環境省】a○b○c○d○f× ③（緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【外務省】（１）a○b○c○d○ 【金融庁】a○、b～d該当なし 見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。 【経産省】a○b－c－d× a事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 d法律を所管する省庁の判断を要するため 【警察庁】e 関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】a△ｂ-ｃ-ｄ- 一般的商慣行等において、請求書に押印がなくても対応ができると判断できる案件については、押印不要と考える。その一方で、国費を原資とする支出業務において、その真正性が担保できない書類等の取扱については、会計手続の統一的運用の観点からも全省庁統一的な判断・対応が必要と考える。
経団連	121	行政機関におけるリモートメンテナンスの導入	業界によって、特に行政機関に関してはリモートメンテナンスを禁じている場合が多い。 軽微な修正・保守等をリモートで行うことが出来れば保守要員の訪問を軽減できる。		全省庁	18	対面					
経団連	122	収入印紙の貼付免除	印紙税（収入印紙の貼付）ついて、このような時世なので可能で あれば期間限定で免除いただきたい。不可能であれば、後日貼付 でも良しとする特例を出して頂きたい。		全省庁	19	書面・押印		【原子力規制庁】④手続きの特性に応じ、①又は②により対応する。また、書面による契約書については対応困難。 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】④「収入印紙の貼付」については、手続によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【消費者庁：特別用途食品（特定保健用食品を含む）の許可及び承認申請・登録試験機関の登録の申請】 収入印紙の貼付：⑤法令上、申請しようとするものは申請書に印紙を貼らなければならないと規定しているため。ただし、申請を受理後、書類確認を行うなど許認可までに日数を要することから、まずは申請書以外の書類を提出させ、印紙の貼付が可能となった段階で申請書を提出させることとする。 【環境省】③ 【金融庁】④回答困難（他省庁の判断による）	【原子力規制庁】（２）f○g○h○ 可能な限りeメール（PDF等で添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、可能な限り後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【消費者庁】（２）ｉ（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【消費者庁：特別用途食品（特定保健用食品を含む）の許可及び承認申請・登録試験機関の登録の申請】 （２）f× g○ｈ× 貼付そのものを免除できないが、貼付した書類の提出時期については柔軟に対応する 【環境省】（２）f○g○h○ ③ 【金融庁】i○　法令所管省庁の解釈に即して対応。 【外務省】当省では判断不可	【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】④回答困難（他省庁の判断による）	【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【金融庁】e○　法令所管省庁の解釈に即して対応。 【外務省】当省では判断不可
経団連	123	見積書・契約書の電子化	見積書や契約書で、原紙（印紙・押印あり）を求められると、印刷・製本・押印のために、出社しなければならない。		全省庁	20	書面・押印		【人事院】⑤見積書は計算規則証明により定められている。契約書については電子化に対応するよう準備中 【宮内庁】④法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】②可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 ③　②により難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難 【総務省】④政府電子調達システム（GEPS）の利用により、電子契約が可能です。総務省としては、原則、電子での契約対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】④国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】③ 【外務省】②、③ 【金融庁】②eメール（PDF添付）（又は電子調達システム）による提出を認める 【経産省】④原則オンライン化（電子調達システム）を行う 【公正取引委員会】③１．見積書については，現時点でeメールによる提出を認めている。２．契約書については，電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 【警察庁】①関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。 【厚生労働省】④当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【人事院】（１）a～d○（f～h○）政府電子調達システム（GEPS）を利用することにより、電子契約書が可能となる。また、契約書以外の請求書等については、eメール（PDF等にして添付する形）等での提出を認める。 【宮内庁】（２）f○g×h× eメールでの提出を認める。また，直ちに提出が困難なものについては，後日送付を認める。 【原子力規制庁】（２）f○g○h○ 可能な限りeメール（PDF等で添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、可能な限り後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難 【総務省】（１）ａ○　引き続き個別の契約手続の機会を捉えて、政府電子調達システム（GEPS）による電子契約の周知を行って参ります。 ｂ×ｃ×ｄ○（ｆ○、ｇ×、ｈ×）見積書について、押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。なお、契約書については、会計法の規定に基づき記名押印が必要です。 【消費者庁】（２）ｉ（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】　a～d　○ 電子調達システム(GEPS)の利用より、電子での入札手続・電子契約が可能です。引き続き、電子調達システム(GEPS)の利用促進に努めて参ります。 【環境省】（２）f○g○h○ ③ 【外務省】（１）a○b○c○d○（２）f○g○h○ 【金融庁】a○、b×、c×、ｄ○（f○、g○、h○）入札はすべて電子調達システム（GEPS)を採用しているほか、紙での入札も認めている。ただし、電子調達システムの利用開始手続及び契約書の取扱いについては所管省庁の判断に従う。 【経産省】（１）a○b－c－d○ 原則オンライン化（電子調達システム）を行う （２）f○g－h－ 電子調達システムで対応していない場合且つ手続きによってはeメール（PDF等で添付）による提出を認める。 【公正取引委員会】(1)a˜ d○（(2)f˜ h○） ・これまで郵送で行っていた契約書締結手続きについて，例えば，電子契約の方法を契約者へ紹介し，契約者が望む場合には原則として電子契約を行うなどにより，順次，契約の電子化の実施を進める。 【警察庁】（１）e 関係省庁と調整の上検討する。 【厚労省】f○g○h○ 見積書等の契約関係書類の提出においては、オンライン手続が提供されていないが、当省では、新型コロナウイルス感染予防の観点から、契約関係書類の郵送や電子メールでの提出を認めている。	【人事院】④商慣習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える。なお、契約書については電子化に対応するよう準備中 【宮内庁】③法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】③可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】③国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】③緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【外務省】② ・契約書への押印は会計法第29条８第2項によるもの。 ・電子調達システム（府省共通）では、契約書の電子署名が可能 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【金融庁】② 【公正取引委員会】③１．見積書については，現時点で押印を求めていない。 ２．契約書については，電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 【警察庁】③関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】③当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【人事院】a～d○ 政府電子調達システム（GEPS）を利用することにより、電子契約書が可能となる。また、見積書については、押印以外の方法で真正性が確認できれば押印を不要とする。 【宮内庁】a×b×c○d× 押印がなくても書面が受け付けることが可能か検討し，適宜対応する。 【原子力規制庁】a○d○ 可能な限り押印なしの文書での申請を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】a○、ｂ×、ｃ×、ｄ○ 見積書について、押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。なお、契約書については、会計法の規定に基づき記名押印が必要です（電子契約の場合は押印不要）。 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】　a～d　－ ・法令に根拠があるものについては、所管省庁の判断に従う。 ・電子調達システム(GEPS)による電子契約の場合では、電子署名の利用が可能。 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、真正性担保は必要であり、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要。 【環境省】a○b○c○d○f× ③（緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【外務省】（１）a○b○c○d○ 【金融庁】a○、b～c該当なし,d× 見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。但し、契約書については、法令所管省庁の解釈・対応に即して対応。 【公正取引委員会】(1)a˜ d○ これまで郵送で行っていた契約書締結手続きについて，例えば，電子契約の方法を契約者へ紹介し，契約者が望む場合には原則として電子契約を行うなどにより，順次，契約の電子化の実施を進める。 【警察庁】e 関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】a△ｂ-ｃ-ｄ△ 見積書については、契約締結に当たり、参考資料としての性格を有していることからすれば、必ずしも真正性を確保する必要はなく、押印がなくても対応できるものと考える。契約書については、会計法令上、発注者・受注者双方の押印が求められており、押印をしないことより、訴訟等が発生する恐れも見込まれるため、押印不要とすることは適切ではないと思われるが、いずれの書類の取扱については、会計手続の統一的運用の観点からも全省庁統一的な判断・対応が必要と考え
経団連	124	履行遅延や工期延期に伴う費用の増額容認	履行遅延や工期延期によって必要となる費用について（下請けへの支払い等）増額の交渉を可とするよう対応をして貰いたい。		全省庁	21	その他					
経団連	127	補助金関連の申請等に関わる書類の電子化や押印の省略	国の補助金制度において、申請等に関わる書類の電子化や押印の省略を是非ともご検討頂きたい。 １．弊社が上記問題に直面している具体的な補助金制度 ・エネルギー使用合理化等事業者支援事業（資源エネルギー庁） ・脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業（環境省） ２．書類の電子化、押印の省略をご検討頂きたい事項 ・交付申請（補助金の交付決定を受ける際の必要手続き） ・実績報告（補助事業が完了し補助金を受領する際の必要手続き） ・成果報告（補助金受領後の年１回程度の状況報告の際の必要手続き） ・財産処分申請や計画変更届（補助金受領後に設備や事業者の変更がある際の必要手続き）	・エネルギー使用合理化等事業者支援事業（成果報告） 『成果報告書作成の手引き（H29～H30年度　初年度採択者用）』、P.2及びP.27。 （財産処分時） 『平成３１年度　省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (エネルギー使用合理化等事業者支援事業) Ⅰ.工場・事業場単位 事務取扱説明書』、P.102。 ・脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 02 令和２年度 応募申請書（様式1）：紙の書面と押印が必要。 (成果報告) 紙の書面と押印が必要。	全省庁	22	書面・押印		【防衛省】② 【農水省】②・③・④ 令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請等について電子メールでの申請が可能であること（原本は事後に郵送）について周知することとする 【総務省】④　原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられます。また、Jグランツをご利用いただければ、交付申請等について電子申請が可能ですので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】④国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】②手続に必要な情報を入手できることを条件とする。 【外務省】④ eメールによる提出を認め、原本は事後送付 ・法的義務は主務官庁に従う。 【金融庁】②eメール（PDF添付）による提出を認める 【経産省】④本年度事業については、既に公募開始準備が終了しており、システム開発も完了。一部オンライン申請は可能となっているが、当該システムをベースにした審査スキームを構築していることから、書面申請を撤廃し全面的に申請をオンライン化することは時間的に困難である。 【厚労省】④個別の要望があれば検討することとしたい。	【防衛省】ｆ○ｇ○ｈ○ 【農水省】f～h○ 【消費者庁】（２）ｉ（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】ａ○ 一部補助金については、Jグランツを利用した電子申請が可能となっており、その旨の周知を実施する。その他補助金については、個別の要望に応じて検討することとしたい。 【環境省】（２）f○g×h○ 【外務省】（２）ｆ○ｇ○ｈ○ メール（PDF等で添付）による提出を認め，直ちに提出が困難なものは後日送付を認める。 【金融庁】f○、g○、h○ eメール（PDF添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、後日送付を認める。（請求書は、会計年度末までに支払完了することが前提） ②手続に必要な情報を入手できることを条件とする。 【経産省】※一部申請区分についてはオンライン手続きが可能となっている。 ＜（１）オンライン手続が提供されている行政手続等について＞ a. ○　メールでの提出が可能の旨、ＨＰ等で周知している。b˜ d × ＜（２）オンライン手続が提供されていない行政手続等について＞ f. ○　書類のeメールでの提出を認めている。g˜ h ×	【防衛省】① 【農水省】②・③ 令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金 の交付申請、実績報告等において押印に代わって自署でも可であることを周知することとする 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】③国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】② 【外務省】②法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 法的義務は主務官庁に従う。 【金融庁】② 【経産省】③交付申請について、緊急事態宣言の発令に伴い、押印された申請書の提出を必須としていたところ、交付決定前まで提出猶予を設けている。 【厚労省】③個別の要望があれば検討することとしたい。	【防衛省】ａ○ｂ○ｃ○ｄ-(該当なし) 【農水省】a○ 令和２年度農林水産関係補正予算に係る補助金の交付申請、実績報告等について、代表者から契約締結に係る代理権を与えられた使用人による署名でも受け付けることとする。 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】a～d - 一部補助金については、Jグランツを利用した電子申請が可能となっており、その旨の周知を実施する。その他補助金については、個別の要望に応じて検討することとしたい。 【環境省】a○b○c×d× ② 【外務省】（１）ｂ 法令の条文で押印が求めることが規程されていないものは、押印がなくても書面を受け付けることとする。 【金融庁】a○、b～d該当なし 押印がなくとも書面の提出を受け付けるほか、押印のされた文書をPDFで添付したeメールによる提出を認める。 【経産省】a. ×　交付申請・実績報告・成果報告・財産処分や計画変更申請書の押印については、交付要綱に準じて作成し、大臣承認している交付規程上で定めている。撤廃するにはその変更が必要なため、現状では撤廃ではなく、交付決定時まで原本提出の猶予期間を設けるなどの対応を行っている。 b˜ d　×　該当なし

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	105	請求書への押印、請求書持参の廃止	【財務省】④民間事業者における請求書の作成及び当該請求書の官公庁への提出については、会計法、予算決算及び会計令等に規定はなく、持参についても同法令の規定が要請しているものではない。 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応	【消費者庁】ｄ（各法令所管省庁の解釈に準じて対応）	【環境省】（押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】（押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
経団連	121	行政機関におけるリモートメンテナンスの導入	【人事院】④人事院ネットワークの運用事業者において、リモートメンテナンスで対応することが当システムとの契約上の要件を満たされるのであれば対応することは可能。 【宮内庁】④情報ネットワークシステム機器等のメンテナンスを行う際には，契約内容，仕様書，技術面及び情報セキュリティ面から可能な対応を検討し，対面以外での対応をとれるよう努める。 【防衛省】④（①又は③の対応を検討するが、一部は省のセキュリティの関係で対応が困難） 【農水省】① ・「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に沿ったセキュリティ対策を講じれば、情報システムのリモートメンテナンス可能 ・接続する情報システムごとに必要となるセキュリティ対策が異なるため、個別に相談いただきたい 【消費者庁】④ 軽微な修正・保守等の頻度が高いシステムについては、行政端末を利用したリモートメンテナンスを許可している。 【原子力規制庁】①、②又は③で対応済み。ただし、機密性の極めて高い情報（セキュリティ（核物質防護・テロ対策施設））に関する申請等については対応困難（⑤） 【国交省】④当省では、情報システムに対するリモートでの運用支援等を禁止しておらず、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に沿った情報セキュリティ対策を講じれば、情報システムのリモートメンテナンスも可能です。個別に相談をお願いいたします。 【環境省】④手続の内容・特性に応じて、①③で対応を検討する。 【外務省】④省内には多くのシステムが存在しており、回答が複数になるところ、以下のとおり回答する。 〇既にリモートでのメンテナンス作業を導入済みのシステム有。 〇他方多くのシステムでは情報セキュリティ上、情報漏洩が懸念されるため対応困難。また、現行の政府共通プラットフォームでリモートメンテナンスの実施環境が提供されていない理由もあり。 【金融庁】④当庁では、情報システムのリモートでの運用支援等を禁止しておりませんが、システムの仕様上、オンサイトでの運用支援等が必要なものが存在しているため、運用支援等を委託する事業者の方々の感染リスクを低減する観点から、要員の出勤抑制等について相談を行うなど必要な対応を進めています。 【個情委】④可能なシステムにおいては、リモートによって既に対応している。外部との接続を行っていないシステムについては、リモート対応が困難であるが、メンテナンスの必要性・緊急性に応じて都度、保守要員の訪問回数・人数を減らすなどの対応を検討する。 【警察庁】⑤セキュリティの観点から外部からのアクセスができない仕様となっているものについて、短期的に対応することは困難である。 【経産省】　④「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を元に、想定されるリスクに応じた必要なセキュリティ対策を講じることで、情報システムのリモートメンテナンスは可能であり、既に一部で実施。情報システムごとに必要となるセキュリティ対策は異なるため、個別に相談頂きたい。	【人事院】a〇b×（該当しない）c×（該当しない） 運用事業者において、リモートメンテナンスで対応することが当システムとの契約上の要件を満たされる場合は機器等のメンテナンス等について、オンラインでの対応を行う。 【宮内庁】a○，b×，c× （対応内容）契約内容，仕様書，技術面及び情報セキュリティ面から検討した上で支障がなければ，オンラインでの対応を検討する。 【防衛省】 a○b○c○ ※防衛省の情報セキュリティの特性上、aについては一部制限がある。 【農水省】a○ 情報システムのうち、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に沿ったセキュリティ対策を講じ、かつ、オンラインでの対応が可能なものは、原則としてリモートメンテナンスを行う。 【消費者庁】「対応済み」 【原子力規制庁】a○ ただし、機密性の極めて高い情報（セキュリティ（核物質防護・テロ対策施設））に関するものについては対応困難。 【国交省】a～ｄ - ・「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に沿った情報セキュリティ対策を講じれば、情報システムのリモートメンテナンスも可能です ・リモートメンテナンスに関しましては、情報セキュリティ上の懸念等個別の事情を考慮し、対等な関係で結んだ契約により、その方法が選択されているものと承知しています。 ・個別の事情によらず、原則、リモートメンテナンスでの実施を求める趣旨であれば、全省庁統一的な対応が必要と考えています。 【環境省】a○b○c× ④手続の内容・特性に応じて、①③で対応を検討する。 【外務省】a×b×c○d○ 外務省内には多くのシステムが存在しており、一部のシステムでは既にリモートでのメンテナンス作業を導入済みだが、リモートでのメンテナンスによる情報漏洩の懸念があることや実施環境がない場合もあることから、その他のシステムにおいて対応することは困難である。 【個情委】a○（可能なシステムにおいては、リモートによって既に対応している）、c（外部との接続を行っていないシステムについては、リモート対応が困難であるが、メンテナンスの必要性・緊急性に応じて都度、保守要員の訪問回数・人数を減らすなどの対応を検討する。） 【警察庁】a×b×c○ セキュリティの観点から外部からのアクセスができない仕様となっているものについて、短期的に対応することは困難であるが、その他のシステムについては、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（サイバーセキュリティ本部）等に基づき、コスト面、情報セキュリティ面を総合的に勘案して、必要な対応を行う。 【経産省】a×b×c〇「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を元に、想定されるリスクに応じた必要なセキュリティ対策を講じることで、情報システムのリモートメンテナンスは可能であり、既に一部で実施。情報システムごとに必要となるセキュリティ対策は異なるため、個別に相談頂きたい。	【環境省】手続の内容・特性に応じて、対応を検討する。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】手続の内容・特性に応じて、対応を検討する。 【文科省】変更なし
経団連	122	収入印紙の貼付免除			【財務省】税制改正プロセスを経て、法令改正が必要なため、緊急的な対応は困難。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】政府全体での対応を踏まえ、必要な措置を講じる。 【文科省】変更なし
経団連	123	見積書・契約書の電子化			【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
経団連	124	履行遅延や工期延期に伴う費用の増額容認			【宮内庁】調達案件の性質等を考慮し，本要望に関して適宜対応することとしたい。 【原子力規制庁】可能な限り柔軟な運用を行えるか検討する。 【防衛省】必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど適切に対応している。 【総務省】著しい事情変更に基づく対応については、各契約の主管課室にご確認願います。 【国交省】契約書の規定に基づき必要に応じて請負代金額等の変更を行うなど適切に対応することとしている。 【環境省】受注者の責に帰さない事由であれば、交渉の実施を検討する。 【外務省】・変更契約で対応可能であるが、予算の上限以上の増額は不可能 ・4月7日付で，国土交通省より官庁営繕部及び各地方整備局等宛てに「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」と題する通達が発出されており，右通達では，必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど適切に対応するよう求められていることを踏まえ，受注者から工事の一時中止や工期又は履行期間の延長等の要望がある場合には，右要望について検討することとしたい。 【金融庁】個別に対応を協議 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。 【経産省】工期の延期等に伴い生じる費用については財源の関係で必ずしも認められない場合もあるが、交渉は現状においても可能。	【宮内庁】調達案件の性質等を考慮し，適宜対応する。 【国交省】契約書の規定に基づき必要に応じて請負代金額等の変更を行うなど適切に対応することとしている。 【環境省】受注者の責に帰さない事由であれば、交渉の実施を検討する。 【外務省】予算の範囲内で，変更契約等を検討する。 【文科省】変更なし 【消費者庁】法令所管省庁の解釈に準じて対応
経団連	127	補助金関連の申請等に関わる書類の電子化や押印の省略	【環境省】①、③ 【経産省】②ネットでの講習の提供などで対応する。 全国数カ所で開催していた公募説明会を動画配信へ切替て対応済 ③電話や郵送によって対応する。 交付申請の審査時におけるは様々な質問にあたっては、昨年までは執行団体にてヒアリングを行うこともあったが、今回の緊急事態宣言に伴い、全件電話・郵送で対応	【環境省】a〇b〇c× ①、③ 【経産省】 a,b ×　該当なし c. 〇　昨年度実施していた事業者への説明会については、申請方法についてネットで動画配信を行うなどして代替している。また、審査に係るヒアリングについては、対面の代わりに全て電話や郵送で行う予定。	【環境省】手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	1．緊急的な対応の可否			
									各種行政手続等の**書面申請**の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印原則**の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	134	各種書類の押印・書面手続きの撤廃、設備環境の整備	・外部会社様との契約書類等の押印対応 ・電子署名が双方の会社にとって問題ない環境でなければいけない点 ・商業登記で、実印でしか対応していない点 その他：テレワークで阻害している環境のもの ・各種印刷物のPrintout（Securityの観点からクラウド内の情報を個人PCで自宅では印刷できない） ・社内の送付物の発送・受取業務 ・得意先様からのFAX発注の受注業務 ・社内で導入しているweb会議systemとお客様のweb会議systemの融通性がない場合 ・Cliative系会社様の利用PC(mac）と自社貸与又は個人のPCとの違い		全省庁	23	書面・押印		【宮内庁】④法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【法務省：商業登記】④登記申請の添付書面を電磁的記録（ＰＤＦファイル等）により作成し，オンラインにより提出する場合は，作成者（認証を要するものは作成者及び認証者）の電子署名を付与した上で，電子証明書と併せて送信する必要がありますが，この場合は押印は必ずしも必要ではありません。 【総務省】④　要望事項（タイトル）のうち、各種書類の押印・書面手続の撤廃については、原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】②（法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じて当該書面の電子ファイルを添付したE-mail等による提出を認める。） ③（法令の規定により書面での提出を求めている申請等であって、オンラインによる申請が困難である場合には、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。） 【外務省】②、③ ・書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。	【宮内庁】（2）f○g×h× eメールでの提出を認める。また，直ちに提出が困難なものについては，後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【法務省：商業登記】添付書面に相当する電磁的記録への電子署名については，本月１５日から，特定の事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくものであることを条件に，商業登記の添付書面情報に利用する電子署名として許容することとしたほか，電子署名の要件緩和については，法務省令を改正し，令和２年度中に実施する予定です。 【消費者庁】（2）i（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【環境省】（2）f○g○h○ ②法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じて当該書面の電子ファイルを添付したE-mail等による提出を認める。 ③法令の規定により書面での提出を求めている申請等であって、オンラインによる申請が困難である場合には、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【外務省】（1）a○b○c○d○（2）f○g○h○	【宮内庁】③法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】①法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 ②法令に押印を求める規定がない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。 【外務省】② ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【経産省】③事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。	【宮内庁】a×b×c○d× 押印がなくても書面が受け付けることが可能か検討し，適宜対応する。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【環境省】a○b○c○d○f× ①法令の規定により押印を求めている書面については、後日、対応可能な日時での押印済の書面の提出を認める。 ②法令に押印を求める規定がない書面については、押印済みの書面を求めないこととする。 【外務省】（1）a○b○c○d○
経団連	138	契約書類等における捺印不要化及びオンライン化の推進、 電子署名・電子契約等捺印サービスの公的認定制度の創出	契約書類全般については、一般に（民民の取引においても）代表者等の実印/登録印を必要とするものが主であることから、契約書類作成作業のために、事務所への出社を余儀なくされている従業員がおります。官には委任状、入札書、見積書、契約書、完了報告書、実績報告書、請求書等に代取印の捺印が必要です。つきましては、官公庁に率先して、契約書類の捺印不要化とオンライン化を推進頂くとともに、捺印を不要とする電子取引文書の普及の取組をご検討願います。注）電子取引文書には下記等包含 ・電子署名／Eシール／タイムスタンプ ・印紙税の印紙計器のスタンプ押印・切手タイプの場合の割印の電子化 さらに、民間企業による電子署名・電子契約に係る捺印サービス等を公的に認定する制度をご検討頂き、迅速なサービス創出のため、タイムスタンプ改ざん防止、ブロックチェーン等の新技術の適用を加速するための補助金も同時にご検討をお願いいたします。		全省庁	24	書面・押印		【人事院】⑤契約書の押印については、会計法により、その他の書類については計算証明規則により定められているため。オンライン化については、当院における電子入札等による実施環境が整っていないため 【宮内庁】④法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】②可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 ③　②により難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【財務省（印紙税について）】④契約書を電子的に作成した場合には、印紙税は課されないため、印紙税納付計器による納付印の押印及び収入印紙への割印は不要。 【総務省】④　「契約書類等における捺印不要化及びオンライン化の推進」については、政府電子調達システム（GEPS）の利用により、電子での入札が可能です。また、電子契約についても、当該システムの利用により、電子での契約や請求等が可能です。総務省としては、原則電子での入札・契約対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 なお、完了報告書等業務履行に係わる提出書類については、各契約により対応が異なりますので、主幹担当課室にご確認願います。 また、「電子署名・電子契約等捺印サービスの公的認定制度の創出」については、「タイムスタンプ」及び「eシール」について、総務省において有識者会議を立上げ、それぞれ「国としての認定制度」、「国の関与のもとでの民間による認定の仕組み」を可能な限り早期に整備することを目指し、その具体的な認定制度の設計に関する検討を行っている。また、電子署名については、電子契約等の普及に伴い利用が拡大している「リモート署名」について、技術や運用の動向も踏まえ検討を行い、電子署名法上の位置づけを明確化することとしている。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】④国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】③ 【外務省】②、③ ・書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。 【金融庁】②eメール（PDF添付）（又は電子調達システム）による提出を認める （印紙税、電子取引文書や捺印サービス等の普及に向けた取組については、回答困難（他省庁の判断による）） 【経産省】③原則オンライン化（電子調達システム）を行う 【公正取引委員会】④ （1．委任状及び入札書については， (1)紙媒体で入札を行う場合には，法的根拠はないが，明確な会社側の意思表示を確認するために押印した書面が必要。 (2)電子入札を行う場合には，押印した書面は不要。 なお，総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが，今後は電子入札によってオンライン化する。 2．見積書については，現時点でeメールによる提出を認めている。	【人事院】（1）a～d○（f～h○）政府電子調達システム（GEPS）を利用することにより、電子契約書が可能となる。また、契約書以外の請求書等については、eメール（PDF等にして添付する形）等での提出を認める。 【宮内庁】（2）f○g×h× eメールでの提出を認める。また，直ちに提出が困難なものについては，後日送付を認める。 【原子力規制庁】（2）f○gOh○ 可能な限りeメール（PDF等で添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、可能な限り後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】（1）a○　引き続き個別の契約手続の機会を捉えて、政府電子調達システム（GEPS）による電子契約の周知を行って参ります。 b×c×d○（f○、g×、h×）委任状等について、押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。なお、契約書については、会計法の規定に基づき記名押印が必要です。 【金融庁】aO、b×、c×、dO（fO、g○、hO）入札はすべて電子調達システム（GEPS)を採用しているほか、紙での入札も認めている。ただし、電子調達システムの利用開始手続及び契約書の取扱いについては所管省庁の判断に従う。 【公正取引委員会】(1)a˜ dO（(2)f˜ hO）・これまで郵送で行っていた契約書締結手続きについて，例えば，電子契約の方法を契約者へ紹介し，契約者が望む場合には原則として電子契約を行うなどにより，順次，契約の電子化の実施を進める。 （緊急時に業者において電子調達システムを利用できない場合） ・委任状については，押印不要で，eメールでの提出も認める。 ・入札書については，押印不要で，提出方法については個別案件ごと検討する。 【消費者庁】（2）i（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】a～d　○電子調達システム(GEPS)の利用より、電子での入札手続・電子契約が可能です。引き続き、電子調達システム(GEPS)の利用促進に努めて参ります。 【環境省】（2）f○g○h○ ③ 【外務省】（1）a○b○c○d○（2）f○g○h○ 【警察庁】（1）e 関係省庁と調整の上検討する。 【経産省】（1）a○b−c−d○原則オンライン化（電子調達システム）を行う （2）f○g−h− 電子調達システムで対応していない場合且つ手続きによってはeメール（PDF等で添付）による提出を認める。	【人事院】④商慣習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える。なお、契約書については電子化に対応するよう準備中 【宮内庁】③法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【財務省（印紙税について）】③同左。 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】③国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】③緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【外務省】②法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【金融庁】②法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 （印紙税、電子取引文書や捺印サービス等の普及に向けた取組については、回答困難（他省庁の判断による）） 【公正取引委員会】③1．委任状及び入札書については， (1)紙媒体で入札を行う場合には，法的根拠はないが，明確な会社側の意思表示を確認するために押印した書面が必要。 (2)電子入札を行う場合には，押印した書面は不要。 なお，総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが，今後は電子入札によってオンライン化する。 2，見積書については，現時点で押印を求めていない。 3．契約書については，電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 4．完了報告書については，押印を求めない（②に該当）。 5．請求書については，現時点で押印を求めていない。 【警察庁】③関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。	【人事院】a～d○ 政府電子調達システム（GEPS）を利用することにより、電子契約書が可能となる。また、見積書については、押印以外の方法で真正性が確認できれば押印を不要とする。 【宮内庁】a×b×c○d× 押印がなくても書面が受け付けることが可能か検討し，適宜対応する。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】a○、b×、c×、d○ 委任状等について、押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。なお、契約書については、会計法の規定に基づき記名押印が必要です（電子契約の場合は押印不要）。 【原子力規制庁】a○d○ 可能な限り押印なしの文書での申請を認める。 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】　a～d　ー ・法令に根拠があるものについては、所管省庁の判断に従う。 ・電子調達システム(GEPS)による電子契約の場合では、電子署名の利用が可能。 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、真正性担保は必要であり、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要。 【環境省】a○b○c○d○f× ③（緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【外務省】（1）a○b○c○d○ 【金融庁】aO、b～c該当なし,d× 見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。但し、契約書については、法令所管省庁の解釈・対応に即して対応。 【公正取引委員会】(1)a˜ dO ・これまで郵送で行っていた契約書締結手続きについて，例えば，電子契約の方法を契約者へ紹介し，契約者が望む場合には原則として電子契約を行うなどにより，順次，契約の電子化の実施を進める。 （緊急時に業者において電子調達システムを利用できない場合） ・委任状及び入札書については，押印不要とする。
経団連	139	官公庁・自治体との取引書類における代理人印鑑の利用	官公庁・自治体との取引を行う際に必要となる業者登録手続きにおいては、代表者（代表取締役）の実印/登録印を届け出ており、その後取り交わされる契約関係書類について、この届出印の捺印が求められています。 この届出印捺印のために、事務所への出社を余儀なくされている従業員がおりますので、契約関係書類（契約書、完了報告書、請求書など）への捺印について、会社を代理して取引を行う権限を有する者であることが肩書等により推認される場合（執行役員、事業部長など）は、これらの者を代理人として提出される書類についても受理をお認め願います。		全省庁	25	書面・押印		【人事院】⑤契約書の押印については、会計法により定められているため 【宮内庁】④法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】④総務省の契約においては、年間委任状を提出することにより代理人による入札、契約、請求等を行うことが可能です。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】④国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】③後日、正式な委任状の提出を認める。 【外務省】②、③・書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。 【個情委】④ 代理人による提出は、委任状の提出により認めている。 【金融庁】②eメール（PDF添付）による提出を認める 【厚生労働省】④当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【人事院】（1）a～d○（f～h○）政府電子調達システム（GEPS）を利用することにより、電子契約が可能となる。 【宮内庁】（2）f○g×h× eメールでの提出を認める。また，直ちに提出が困難なものについては，後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】（1）a○　引き続き個別の契約手続の機会を捉えて、政府電子調達システム（GEPS）による電子契約の周知を行って参ります。 b×c×d○（f○、g×、h×）（押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。なお、現状においても年間委任状を提出することにより代理人による入札、契約、請求等を行うことが可能です。） 【消費者庁】（2）i（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】　a～d　○委任状を提出することにより、代理人による入札・契約・請求等を行うことが可能です。 【環境省】（2）f×g○h○ ③（後日、正式な委任状の提出を認める。） 【外務省】（1）a○b○c○d○（2）f○g○h○ 【個情委】f～h○（f～hに記載のとおり対応予定。ただしfの押印については各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【金融庁】fO、g○、hO eメール（PDF添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、後日送付を認める。（請求書は、会計年度末までに支払完了することが前提） 【厚生労働省】f○g○h○ 契約関係書類の提出においては、オンライン手続が提供されていないが、当省では、新型コロナウイルス感染予防の観点から、契約関係書類の郵送や電子メールでの提出を認めている。 【公正取引委員会】(2)f˜ hO （緊急時に業者において電子調達システムを利用できない場合） ・委任状については，押印不要で，eメールでの提出も認める。	【人事院】④商慣習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える。なお、契約書については電子化に対応するよう準備中 【宮内庁】③法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】③可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】③国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】③緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【外務省】②法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【個情委】③当委員会の権限外の法令等に基づいているため。 【金融庁】③他省庁を含めた政府としての取組に協力 【経産省】③代理権を有していることの真正性（適法性）が確認できる場合は、押印なしでの提出でも可 【警察庁】③関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】③当省特有の事情はないことから、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。	【人事院】a～d○ 契約書以外の見積書等については、押印以外の方法で真正性が確認できれば押印を不要とする。 【宮内庁】a×b×c○d× 押印がなくても書面が受け付けることが可能か検討し，適宜対応する。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】a○、b×、c×、d× 押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。なお、現状においても年間委任状を提出することにより代理人による入札、契約、請求等を行うことが可能です。 【原子力規制庁】a○ 押印なしの文書での申請を認める。 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】　a～d　ー・法令に根拠があるものについては、所管省庁の判断に従う。 ・電子調達システム(GEPS)による電子契約の場合では、電子署名の利用が可能。 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、真正性担保は必要であり、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要。 【環境省】a○b○c○d○f× ③（緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【外務省】（1）a○b○c○d○ 【個情委】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【金融庁】aO、b～c該当なし,d× 見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。但し、契約書については、法令所管省庁の解釈・対応に即して対応。 【経産省】a○b−c−d× a事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 d法律を所管する省庁の判断を要するため 【公正取引委員会】(1)a˜ dO （緊急時に業者において電子調達システムを利用できない場合）・委任状については，押印不要とする。 【警察庁】e 関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】a△b-c-d- 一般的商慣行等において、委任状に代理人の押印がなくても対応ができると判断できる案件については、押印不要と考えるが、その一方で、国費を原資とする支出業務において、その真正性が担保できない書類等の取扱については、会計手続の統一的運用の観点からも全省庁統一的な判断・対応が必要と考える。
経団連	140	官公庁との契約等における必要書類の削減と提出のオンライン化推進	官公庁との契約にあたり、（1）提出が必要となる書類の種類（契約書、完了報告書、請求書等）、並びに、（2）紙での提出が必要な書類の種類及び部数が、それぞれ多いことから、各書類の印刷・送付作業（収入印紙・切手の貼付作業等を含みます）や受領作業とプロセスが多く時間を要するだけでなく接触機会も多くなっています。 このため、契約書類数、及び、紙での提出必要書類数の削減とオンライン化の推進をご検討願います。 下記を例とした紙メディア両方の提出を求められる状況もあります。 ・入札時に、提案書の提出は紙とメディアの両方の提出が必須で電子（オンライン）提出不可 ・納品時に、成果物のメディアでの提出、電子（オンライン）提出不可		全省庁	26	書面・押印		【人事院】⑤（契約書の押印については、会計法により、その他の書類については計算証明規則により定められているため。オンライン化については、当院における電子入札等による実施環境が整っていないため） 【宮内庁】④法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【原子力規制庁】②可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 ③　②により難い場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【防衛省】④会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難 【総務省】④政府電子調達システム（GEPS）の利用により、電子での入札が可能です。また、電子契約についても、当該システムの利用により、電子での契約や請求等が可能です。総務省としては、原則電子での入札・契約対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 なお、納品物の提出方法については、各契約により対応が異なりますので、主幹担当課室にご確認願います。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】④国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】③（後日、正式な委任状の提出を認める。） 【外務省】②、③書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。 【個情委】②、③、④ オンライン提出が可能な書類はオンライン受付を推進する。 【金融庁】②eメール（PDF添付）（又は電子調達システム）による提出を認める 【経産省】④原則オンライン化（電子調達システム）を行う。 【公正取引委員会】④（1．契約書については，電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 2．完了報告書については，eメールによる提出を認める（②に該当）。 3．請求書については，現時点でeメールによる提出を認めている。）	【人事院】（1）a～d○（f～h○）政府電子調達システム（GEPS）を利用することにより、電子契約書が可能となる。また、契約書以外の請求書等については、eメール（PDF等にして添付する形）等での提出を認める。 【宮内庁】（2）f○g×h× eメールでの提出を認める。また，直ちに提出が困難なものについては，後日送付を認める。 【原子力規制庁】（2）f○gOh○ 可能な限りeメール（PDF等で添付）による提出を認める。添付書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、可能な限り後日送付を認める。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。なお、一部は防衛秘密が含まれるため対応困難 【総務省】（1）a○　引き続き個別の契約手続の機会を捉えて、政府電子調達システム（GEPS）による電子契約の周知を行って参ります。 b×c×d○（f○、g×、h×）請求書について、押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。契約書については、会計法の規定に基づき記名押印が必要です。提案書についてはオンラインでの提出を、納品物については郵送を認めます。 【消費者庁】（2）i（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】　a～d○ 電子調達システム(GEPS)の利用より、電子での入札手続・電子契約が可能です。引き続き、電子調達システム(GEPS)の利用促進に努めて参ります。納品方法については、適宜発注部局と相談願います。 【環境省】（2）f×g○h○ ③（後日、正式な委任状の提出を認める。） 【外務省】（1）a○b○c○d○（2）f○g○h○ 【個情委】・　オンライン提出が可能な書類：a○、b～d× ・　オンライン提出が可能でない書類：f～h○（f～hに記載のとおり対応予定。ただしfの押印については各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【金融庁】aO、b×、c×、dO（fO、g○、hO）入札はすべて電子調達システム（GEPS)を採用しているほか、紙での入札も認めている。ただし、電子調達システムの利用開始手続は所管省庁の判断に従う。 【経産省】（1）a○b−c−d○原則オンライン化（電子調達システム）を行う （2）f○g−h− 電子調達システムで対応していない場合且つ手続きによってはeメール（PDF等で添付）による提出を認める。 【公正取引委員会】(1)a˜ dO（(2)f˜ hO）これまで郵送で行っていた契約書締結手続きについて，例えば，電子契約の方法を契約者へ紹介し，契約者が望む場合には原則として電子契約を行うなどにより，順次，契約の電子化の実施を進める。 【警察庁】（1）e 関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】a○b○c○d○ 先般の回答と同旨となるが、当省では、政府電子調達システム（GEPS）の利用促進を進めてい	【人事院】④商慣習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える。なお、契約書については電子化に対応するよう準備中 【宮内庁】③法令に定めのあるものについては，所管省庁に準じて対応。 【防衛省】③会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【国交省】③国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討 【環境省】③緊急事態宣言期間中は、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。 【外務省】②法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要 【個情委】③当委員会の権限外の法令等に基づいているため。 【金融庁】② 【経産省】③押印がない場合は、事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性が確認できる場合に限る 【公正取引委員会】③1．契約書については，電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。 2．完了報告書については，押印を求めない（②に該当）。 3．請求書については，現時点で押印を求めていない。 【経産省】③事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 【警察庁】③関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。	【人事院】a～d○ 政府電子調達システム（GEPS）を利用することにより、電子契約書が可能となる。また、見積書については、押印以外の方法で真正性が確認できれば押印を不要とする。 【宮内庁】a×b×c○d× 押印がなくても書面が受け付けることが可能か検討し，適宜対応する。 【防衛省】会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う 【総務省】a○、b×、c×、d○ 請求書について、押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規のものであることの確認をもって押印の省略又は後日提出を認めます。なお、契約書については、会計法の規定に基づき記名押印が必要です（電子契約の場合は押印不要）。 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【国交省】　a～d　ー ・法令に根拠があるものについては、所管省庁の判断に従う。 ・電子調達システム(GEPS)による電子契約の場合では、電子署名の利用が可能。 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、真正性担保は必要であり、会計手続の統一的運用のためには、全省庁統一的な対応が必要。 【環境省】a○b○c○d○f× ③（緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。） 【外務省】（1）a○b○c○d○ 【個情委】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【金融庁】aO、b～c該当なし、d× 見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。但し、契約書については、法令所管省庁の解釈・対応に即して対応。 【経産省】a○b−c−d× a事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性（適法性）が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 d法律を所管する省庁の判断を要するため 【公正取引委員会】(1)a˜ dO これまで郵送で行っていた契約書締結手続きについて，例えば，電子契約の方法を契約者へ紹介し，契約者が望む場合には原則として電子契約を行うなどにより，順次，契約の電子化の実施を進める。 【警察庁】e 関係省庁と調整の上検討する。 【厚生労働省】a△b、c、d 一般的に電子認証を受けた電子入札であり、関係書類が適切に添付されているのであれば、押印不要
経団連	141	行政における各種証明書の申請の電子化	マイナンバー導入により各種証明書の電子申請及びコンビニ等での受け取りは可能ですが、届け先への電子送信は未だ出来ておりませんために、事務所への出社を余儀なくされている従業員がおります。 このため、届け先への電子送信も可能となりますよう、ご検討頂きたく思います。（証明書を写真で撮影のうえ、添付で送信することが一部で可能であるのみと認識いたしております。）		全省庁	27	書面・押印		【防衛省】④(契約書類等に防衛秘密が含まれる場合は対応困難) 【農水省】②・③・④ 原本を確認する必要がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする。 【総務省】④　原則として、電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】②法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じて当該書面の電子ファイルを添付したE-mail等による提出を認める。 ③法令の規定により書面での提出を求めている申請等であって、オンラインによる申請が困難である場合には、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【金融庁】②③ eメールでの提出、添付書類の省略、事後送付等の書類の簡素化を検討 【経産省】④政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、「各種証明書の情報連携など」マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的施策が実施される際は周知等に協力していく。	【防衛省】ｆ○ｇ○ｈ○ ただし、いわゆる平文書以外の契約書類は対応不可 【農水省】a～d○（ｆ～ｈ○） 【消費者庁】（2）i（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【環境省】（2）f○g○h○ ②法令に書面での提出を求める規定がない申請等については、受理する地方公共団体の状況に応じて当該書面の電子ファイルを添付したE-mail等による提出を認める。 ③法令の規定により書面での提出を求めている申請等であって、オンラインによる申請が困難である場合には、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。 【金融庁】a○,f○, g○、h○ 既にオンライン化されている手続については更なる周知を進め、オンライン化されていない手続については、eメールを含むオンラインによる受付を認める。その際、提出期限については柔軟に対応する。 また、予めeメールアドレスを把握している金融機関に対しては、原則、eメールで送付する。 ※但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。	【農水省】①・②・③ 押印以外の方法により本人確認を行うことに支障がある場合、個別の事情を踏まえて対応することとする 【総務省】③　同左 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【金融庁】② 【経産省】③政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的施策が実施される際は周知等に協力していく。	【農水省】a～ｄ○ 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【金融庁】a-d○ 法令の条文で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 また、法令で明示的に押印が求められているものについても、合理的理由があるか検討し、一部の手続については押印が無くても書面を受け付けるものとする。 ※但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。
経団連	142	領収書提出要求の禁止、領収書印鑑の廃止	現在の企業取引において、代金の支払いは銀行振り込みが一般的になっているものとの認識ですが、銀行振り込みによる代金受領後に、捺印のある領収書の発行を求められるケースがあり、しかもこの印鑑に代表者印の捺印を求める取引先（自治体、一部金融機関など）があるために、この領収書の作成・捺印のために事務所への出社を余儀なくされている従業員がおります。 銀行振り込みの場合は、支払い事実の証明は容易であることから、この場合には、領収書の提出は求めないこと、少なくとも捺印を伴う領収書の提出は不要であることが、発注者・受注者共通のルールとなるよう意見公開して頂きたく存じます。		全省庁	28	書面・押印		【防衛省】③ 【消費者庁】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】③	【防衛省】ｆ○ｇ○ｈ○ 【消費者庁】（2）i（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【環境省】（2）f×g○h○ ③（後日、正式な委任状の提出を認める。）	【防衛省】② 【消費者庁】③各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【環境省】③緊急事態宣言期間中は押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。	【防衛省】ａ○ｂ-(該当なし)ｃ-(該当なし)ｄ-(該当なし) 【消費者庁】e（各法令所管省庁の解釈に準じて対応） 【環境省】a○b○c○d○f× ③（緊急事態宣言期間後も、法的根拠の有無に関わらず押印なしで受け付け、後日対応可能な時に書面での提出を認める。）
経団連	145	国の機関からの監査業務の電子対応の推進	国の機関からの監査業務において、新型コロナウイルスの蔓延下においても、対面での説明報告を求められたことから、出社を余儀なくされた従業員がおります。このため、少なくともウイルスの終息までは、可能な限りオンラインでのご対応として頂けますよう、ご検討頂きたく思います。 (以下、経団連補足) 要望下が想定しているのは、「委託業務事務処理マニュアル」（P36）に基づく、経済産業省の確定検査。 流れは以下のとおりで、要領通りに現地調査となった。 ・完了期日までに委託した業務の報告書を提出する。 ・上記の後、完了日から10営業日までに確定検査の実施が必須となっている。 →確定検査は省庁担当者が直接受託者の企業に出向き、紙で用意された書類を検査する。 （書類内容は実施要領に記載されている）		全省庁	29	対面					

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	134	各種書類の押印・書面手続きの撤廃、設備環境の整備			【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
経団連	138	契約書類等における捺印不要化及びオンライン化の推進、電子署名・電子契約等捺印サービスの公的認定制度の創出			【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし。 【財務省（印紙税について）】（「書面主義」、「押印主義」には該当しないため「その他」欄にて回答）契約書を電子的に作成した場合には、印紙税は課されないため、印紙税納付計器による納付印の押印及び収入印紙への割印は不要。
経団連	139	官公庁・自治体との取引書類における代理人印鑑の利用			【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。 【公正取引委員会】委任状の提出があれば対応可能。	【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし 【公正取引委員会】左記の再検討の結果は、「書面申請」及び「押印原則」の「再検討後の回答」欄に記載。
経団連	140	官公庁との契約等における必要書類の削減と提出のオンライン化推進			【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
経団連	141	行政における各種証明書の申請の電子化			【環境省】手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし。 【経産省】政府全体での検討状況を踏まえ必要な措置を検討するとともに、「各種証明書の情報連携など」マイナンバーの利活用促進のための更なる具体的施策が実施される際は周知等に協力していく。
経団連	142	領収書提出要求の禁止、領収書印鑑の廃止			【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【環境省】（書面原則について） 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。 （押印原則について） 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。 【文科省】変更なし
経団連	145	国の機関からの監査業務の電子対応の推進	【原子力規制庁】①、③オンライン会議等の活用や電話・郵送での対応等、柔軟な対応を行う。 【防衛省】③ 【農水省】④系統金融機関等の検査については、コロナ感染防止のための緊急対応として、対面による検査を中止している。 【総務省】④「監査業務」については、業務によって対応が異なりますので、担当課室にご確認いただきますようお願いします。 【外務省】④各法令所管省庁の解釈に準じて対応 【個情委】①、③ ④委員会が定める検査計画に事業者は含まれていないものの、立入検査の実施に当たっては、電子媒体による資料徴求を行うほか、電話又はメール等を活用する。 【金融庁】①、③　金融機関等に対する検査については、原則立入行為を中断しており、金融機関等へヒアリングを実施する場合であっても、対面ではなくメールや電話を活用している。今後、コロナの影響が続く限りにおいては、引き続き上記取組みを徹底していく。 【経産省】①、③ 【警察庁】④関係団体・事業者に対する監査、報告徴収等については、現在の情勢下においては実施していない。 【厚労省】③個別の要望があれば検討することとしたい。	【原子力規制庁】a○ その他電話や郵送によっても対応する。 【防衛省】a-(該当なし)b-(該当なし)c○ 【農水省】c○ 系統金融機関等の検査については、コロナ感染防止のための緊急対応として、対面による検査を中止している。なお、今後再開する場合は、可能な限り対象者と対面しない検査方法（メールによる資料徴求等）の活用により対応予定。 【外務省】（１）a－b－c○ 　各法令所管省庁の解釈に準じて対応する他、可能な範囲で電話やメール，電子媒体などによる関連資料等の確認による対応，また可能な範囲でオンライン活用による対応を検討する。 【個情委】a~c（引き続きオンライン会議、電話、郵送等によって対応する。） 【経産省】a○b－c○d－ オンライン会議等の活用や電話・郵送での対応を認める 【警察庁】c△ 関係団体・事業者において、適切に業務遂行がなされているかを確実に把握するために、単に関係書類を確認するだけでなく、実地に赴いて業務の実施状況や書類の保管状況等を直接確認するなどの必要は残るが、対面以外での対応が可能な手続についてはオンラインで対応することも検討する。	【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。	【文科省】変更なし

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	1．緊急的な対応の可否 各種行政手続等の**書面申請**の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印原則**の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	31	外務省が発給する証明書（アポスティーユ）の電子化	外国での査証取得のために日本の公文書を提出する必要が生じ、その提出先機関から外務省の証明を取得するよう求められた場合、また日本にある提出先国の大使館による認証取得に際して要求された場合に必要となる外務省の証明は、紙面・公印が必要となっているので、電子申請を可能にしてほしい。 ※ 現在、緊急事態宣言により郵送可能となっている。		外務省	1	書面・押印		⑤　対応困難：外務省のアポスティーユ証明・公印確認証明については，現在のところ，提出先である諸外国の官憲，駐日大使館等が基本的に原本への認証を要求していると承知しており，申請人から戸籍謄本，犯罪経歴証明書等の原本の提出を受け，所定の証明を行っている。なお，仮に電子的な申請を受け付けることとなった場合でも，原本への認証が必要となる現在の認証手続自体に大きな変更を行うことが困難な状況にある。	(2)f×g×h×i〇 外務省のアポスティーユ証明・公印確認証明については，現在のところ，提出先である諸外国の官憲，駐日大使館等が基本的に原本への認証を要求していると承知しており，申請人から戸籍謄本，犯罪経歴証明書等の原本の提出を受け，所定の証明を行っている。なお，仮に電子的な申請を受け付けることとなった場合でも，原本への認証が必要となる現在の認証手続自体に大きな変更を行うことが困難な状況にある。	④　対応困難：提出先の諸外国官憲等の機関が押印を求めている。また，アポスティーユについては、条約（外国公文書の認証を不要とする条約）付属書に定められている。	a×b×c×d×e〇f× 提出先の諸外国官憲等の機関が押印を求めている。また，アポスティーユについては、条約（外国公文書の認証を不要とする条約）付属書に定められている。
経団連	50	自治体における産業廃棄物の許認可申請手続きの簡素化	各都道府県知事宛の産廃許認可申請関連の書類については、人事異動の度に押印書類の提出および関係者の住民票等公的書類の取得が大量に発生している。負担軽減の検討を求める。		環境省	1	書面・押印		②③手続に必要な情報を入手できることを条件とする。	f〇g×h× なお、都道府県の実施する手続きであるため、都道府県向けに電子メール等を活用した書類提出の推奨についても通知を発出済み。必要に応じて原本を後日確認することなどの対応により書類を受け付けるよう通知している。（「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）（令和2年5月15日付け環循適発第2005152号環循規発2005151号）」）	②	a: × b: 〇 ただしd（注３）にあるような手段等で真正性が担保できる場合について受け付ける。 なお、すでに都道府県向けに押印のない書類についても本人確認できる場合には真正なものとして扱われたい旨の通知を発出済み。（「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）（令和2年5月15日付け環循適発第2005152号環循規発2005151号）」） ｃ×ｄ×
経団連	89	金融商品取引業者等に係る手続きの簡素化等	金融商品取引業者等が業務上、書面により行う必要がある行為（顧客からの書面の受入れ、書面の保存、または当局への書面の提出等）について、電磁的な方法を認めていただきたい。また、少なくとも押印が必要な書面については、押印不要としていただくとともに、法令上は電磁的な方法が認められているもののうち、慣行上、いまだ書面により行っているものについて、電磁的な方法を推進するよう対応いただきたい。さらに、顧客から電磁的な方法により書面の受入れが認められているものについて、必要に応じて口頭での意思表示による確認（電話における通話録音などの記録等を行うことを要件）も認めていただくなど、手続きを簡素化していただきたい。 （例えば、以下のような書類について、対応を検討いただきたい） ・ 事業報告書（金商法第47条の2） ・ 情報共有に係る同意書（金商業等府令第153条） ・ 健全性規制に係る報告（金商法第47条の6等） ・ 安定操作届出書・報告書（金商法施行令第23条等） ・ 注文伝票（金商業等府令第158条等） ・ 保険募集に係る契約締結前交付書面（保険業法第300条の2等）	金融商品取引法等	金融庁	2	書面・押印		①②eメールを含むオンラインによる受付を検討。 ※但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 ※事業報告書（金商法第47条の２）については既に電子提出可能であり、注文伝票（金商業府令第158条等）についても既に電磁的記録による作成が可能である。	a〇, f〇, g〇、h〇 既にオンライン化されている手続については更なる周知を進め、オンライン化されていない手続については、eメールを含むオンラインによる受付を認める。その際、提出期限については柔軟に対応する。 また、予めeメールアドレスを把握している金融機関に対しては、原則、eメールで送付する。 ※但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。	②法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 ※　但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。	a-d〇 法令の条文で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 また、法令で明示的に押印が求められているものについても、合理的理由があるか検討し、一部の手続については押印が無くても書面を受け付けるものとする。 ※但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。
経団連	90-1	事業者に求められる書面手続きの電子化・簡素化	事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすくするために、手続きの簡素化等の対応を検討いただきたい。 （例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい） ・ 役員・主要株主の売買報告における提出期限延長または提出方法の変更（根拠法令：金融商品取引法第163条） ・ 官公庁への届出（例：消防法に定められる防火・防災管理者変更届） ・ 商業登記に係る申請書の添付書面（写しの添付による対応） ・ 在宅による金銭貸借の媒介（在宅で貸金業を行えるかが不明確） ・ 宅地建物取引における重要事項説明書や契約締結時交付書面の電子化 ・ 官公庁からの交付書類の電子化（例：住民税決定通知書、特別徴収税額決定通知書は、各自治体から事業者宛に郵送で届き、それを事業者が社員へ配布している）		金融庁	3	その他	金融庁 消防庁 法務省 金融庁 国土交通省総務省	①②eメールを含むオンラインによる受付を検討。 ※一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。 ※在宅による金銭貸借の媒介（在宅で貸金業を行えるかが不明確）： 「金銭貸借の媒介」自体をオンラインで行うことは可能であり、各種行為規制が遵守されることを前提に、在宅による金銭貸借の媒介を行うことは可能。	a〇, f〇, g〇、h〇 既にオンライン化されている手続については更なる周知を進め、オンライン化されていない手続については、eメールを含むオンラインによる受付を認める。また、提出期限については柔軟に対応する。 予めeメールアドレスを把握している金融機関に対しては、原則、eメールで送付する。 ※但し、一部の原本が必要な添付書類については、後日郵送して貰うなどの措置を講じる。	②　法令で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 ※　但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。	a-d〇 法令の条文で明示的に押印が求められるもの以外のもの(様式に「印」があるものを含む)については、原則として押印を廃止する又は求めないこととする。 また、法令で明示的に押印が求められているものについても、合理的理由があるか検討し、一部の手続については押印が無くても書面を受け付けるものとする。 ※但し、認可・登録手続等、一部の重要性の高い手続については、後日押印ありの原本を郵送して貰うなどの代替措置を講じる。
経団連	126	株式取得届出書提出手続きのオンライン化	１．「株式取得に関する計画届出書」については、現在面着又は郵送による提出のみ認められているが、届出書の電子ファイル（但し届出書の署名押印は省略可、又はこれに代わる電磁的措置を認めていただきたい。）を添付した電子メールによる提出を認めていただきたい。 ２．その際、同電子メールには添付書類として「株式取得に関する契約書の写し又は意思決定を証するに足りる書類」の電子ファイル（但し各書類の署名押印は省略可、又はこれに代わる電磁的措置を認めていただきたい。）を添付することを認めていただきたい。 ３．「届出前相談」については、現在面着又は電話でのみ行うことが可能とされているが、電子メールによる相談を受け付けていただきたい。	<株式取得に関する計画届出書記載要領> 10頁 II 株式取得計画についての届出上の注意 １ 届出書及び添付書類について 下記の書類を，①～⑥の順序でファイル（緑色のＡ４判）にとじ込み，１部提出してください。添付書類について，コピーしたものを提出する場合には，両面コピーも可能です。 ① 届出書（後記の記載要領により記載してください。） ② 株式取得に関する契約書の写し又は意思決定を証するに足りる書類	公正取引委員会		書面・押印		④原本（押印あり）の事後送付を前提としてeメール（PDF等（押印省略）で添付）による提出を認める。	ｆ〇 ｈ〇 原本（押印あり）の事後送付を前提としてeメール（PDF等（押印省略）で添付）による提出を認めている。また，事業者に交付する書面についても，希望者にはeメールによる送付を実施している。	③原本（押印あり）の事後送付を前提としてeメール（PDF等（押印省略）で添付）による提出を認める。	ｃ〇 原本（押印あり）の事後送付を前提としてeメール（PDF等（押印省略）で添付）による提出を認めている。
経団連	36	企業活動基本調査票の電子化	経済産業省からの常時従業者数（社員と社員外）に係る調査依頼において、封書での依頼、返信用封筒による回答を行なっているため。		経済産業省	1	書面・押印		④企業活動基本調査は郵送での回答提出だけでなく、電子調査票によるオンラインでの提出が可能となっております。詳細については、実施事務局又は担当課室までお問合わせください。	（1）a〇b該当しないc該当しないd〇 企業活動基本調査は郵送での回答提出だけでなく、電子調査票によるオンラインでの提出が可能となっております。詳細については、実施事務局又は担当課室までお問合わせください。 F×g〇h× 提出書類のうち、直ちに提出が困難なものについては、提出期限について柔軟に対応いたします。		
経団連	75-3	各種検査報告書等の提出の電子化	・安全運転管理の届け出 ・消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届け、防火対象物定期点検報告等の電子化 ・特殊建築物定期調査、建築設備定期検査等の報告書電子化 ・空調熱源機器等の法定点検報告の電子化 ・給水設備、受水槽清掃、水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化 ・エレベーター、エスカレーター、小荷物用昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化 ・ビル衛生管理法に基づく点検結果報告の電子化(以下、経団連補足)ビル管法では「点検結果報告」を規定していないが、都道府県知事は必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し必要な報告をさせることができるとしており、その報告について要望する。 ・設備運転管理業務における有資格者届出の電子化 （電気主任技術者／ボイラー運転／危険物取扱　等）	道路交通法（第74条の3第1項、第4項）／消防法／高圧ガス保安法／水道法／ビル衛生管理法／建築基準法／電気事業法／労働安全衛生法	経済産業省	2	書面・押印	国土交通省 消防庁 経済産業省 厚生労働省 警察庁	④都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ※経済産業省への申請に関しては、当該報告書等をオンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトを新設し、書面申請の撤廃を図ることとする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。	f˜ h × I 都道府県等の自治体への申請に関するものであるため、<前回の回答>以上の対応は困難。	③都道府県等の自治体への申請に関しては、新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする旨、都道府県等の自治体に対し促す。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ※経済産業省への申請に関して、新設する簡易申請ウェブサイトは法人認証基盤（GビズID）を利用することとし、当該窓口を通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。	a～ｄ× e 都道府県等の自治体への申請に関するものであるため、<前回の回答>以上の対応は困難。
経団連	76-3	資格更新のｅ-ラーニング対応	資格更新の為、長時間の講習受講が必要であり、e-ラーニングの適用を可として欲しい。（電気工事士）	電気工事士法	経済産業省	3	対面					
経団連	81	再生可能エネルギー特別措置法（FIT法）に基づく申請・届出の電子化	〇再生可能エネルギー特別措置法に基づく申請・報告では、定められた様式に則り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業省へ書面を提出することが求められている。（例：賦課金減免措置等）	再生可能エネルギー特別措置法	経済産業省	4	書面・押印		【賦課金減免措置】②eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 【FIT発電事業認定】④申請手続の一部（新規認定件数の98%を占める50kW未満の太陽光発電所）はオンライン化済み	【賦課金減免措置】 （2）（f）〇（g、h）- eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 【FIT発電事業認定】 （1）(a) 〇（b˜ d）- 申請手続の一部（新規認定件数の98%を占める50kW未満の太陽光発電所）はオンライン化済み	【賦課金減免措置】①法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 【FIT発電事業認定】③申請手続の一部（新規認定件数の98%を占める50kW未満の太陽光発電所）はオンライン化済み	【賦課金減免措置】 （d）〇 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 【FIT発電事業認定】 (c) 〇 申請手続の一部（新規認定件数の98%を占める50kW未満の太陽光発電所）はオンライン化済み
経団連	82	エネルギー供給構造高度化法に基づく申請・届出の電子化	〇エネルギー供給構造高度化法に基づく申請・報告では、定められた様式に則り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業省へメールで提出することが求められている。	エネルギー供給構造高度化法（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律）	経済産業省	5	書面・押印		非化石エネルギー源の目標に関する電気事業者の利用目標用達成計画の申請手続（法第７条関係）：④提出が7月末の年1回であるため、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえることが必要であるが、当該ウイルスの影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、以下を認める。 新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 非化石エネルギー源の利用の目標に関するバイオエタノールの利用目標達成計画の申請手続（法第７条関係）及び原油等の有効利用目標達成計画関係（法第11条第1項関係）：④提出が6月末の年1回であるため、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえることが必要であるが、当該ウイルスの影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、以下を認める。 新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。	(2)f〇g×h-(該当無し) 文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出を認める。	非化石エネルギー源の目標に関する電気事業者の利用目標用達成計画の申請手続（法第７条関係）：③提出が7月末の年1回であるため、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえることが必要であるが、当該ウイルスの影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、以下を認める。 新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 非化石エネルギー源の利用の目標に関するバイオエタノールの利用目標達成計画の申請手続（法第７条関係）及び原油等の有効利用目標達成計画関係（法第11条第1項関係）：④提出が6月末の年1回であるため、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえることが必要であるが、当該ウイルスの影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、以下を認める。 新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。	<電気事業者> a×b×c〇d× 新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、ＦＡＸ、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 <揮発油製造事業者> a×b〇c×d× 毎年同じ事業者から提出される書類のため、押印を求める積極的意味合いが少ないと考えられることから、押印がなくても書面を受け付けることとする。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**<u>対面での対応</u>**（特参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	31	外務省が発給する証明書（アポスティーユ）の電子化				
経団連	50	自治体における産業廃棄物の許認可申請手続きの簡素化	②、③	a:×b:× c:○ 都道府県の実施する手続きであるため、都道府県向けに郵送や電子メール等を活用した書類提出の推奨についても通知を発出済み。（「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）（令和2年5月15日付け環循適発第2005152号環循規発2005151号）」）	☒「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について（通知）」（令和２年４月27日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）において、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に取り組んでいる間は申請者に対して、郵送による申請の推奨や、電子メールによる申請受付を後日補正と合わせて行うなど、柔軟な対応を図られたい旨を許可事務を担う各都道府県知事・政令市長に対して通知した。 ☒また、同通知では、申請者が提出する添付書類のうち、登記事項証明書等の添付が困難になっている場合には、そのような添付書類の不備をもって直ちに申請を却下又は不許可とするのではなく、申請を受け付けたとて補正を指示することで、既存の有効期間延長の規定を適用するといった対応を検討されたい旨を合わせて周知した。	都道府県の実施する手続きであるため、これまで以下の通知で柔軟な対応についてを周知している。 ☒「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について（通知）」（令和２年４月27日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）において、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に取り組んでいる間は申請者に対して、郵送による申請の推奨や、電子メールによる申請受付を後日補正と合わせて行うなど、柔軟な対応を図られたい旨を許可事務を担う各都道府県知事・政令市長に対して通知した。また、同通知では、申請者が提出する添付書類のうち、登記事項証明書等の添付が困難になっている場合には、そのような添付書類の不備をもって直ちに申請を却下又は不許可とするのではなく、申請を受け付けた上で補正を指示することで、既存の有効期間延長の規定を適用するといった対応を検討されたい旨を合わせて周知した。 ・「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）」（令和2年5月15日付け環循適発第2005152号環循規発2005151号）においても都道府県向けに電子メール等を活用した提出の推奨についても通知を発出。電子署名の活用の他、必要に応じて原本を後日確認するような対応をすることや、押印のない書類についても本人確認できる場合には真正なものとして扱うことにより柔軟に書類を受け付けるよう改めて通知している。
経団連	89	金融商品取引業者等に係る手続きの簡素化等				
経団連	90-1	事業者に求められる書面手続きの電子化・簡素化			貸金業者の従業員について、一時的な在宅勤務（テレワーク）を行うことは可能。	
経団連	126	株式取得届出書提出手続きのオンライン化	① ③	c:○ 電話，e メール，Web会議による対応を実施している。また，届出前相談については，電子相談窓口を設置している。 https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=merger	届出前相談については，電子メールでも受け付けているほか，電子相談窓口を設置している。 https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=merger	
経団連	36	企業活動基本調査票の電子化				
経団連	75-3	各種検査報告書等の提出の電子化	④ 都道府県等の自治体への申請に関しては、都道府県等の自治体に対し、電話や郵送によって対応することを促す。 ※経済産業省への申請に関しては、対面での対応は求めていない。	a~c × d 都道府県等の自治体への申請に関するものであるため、＜前回の回答＞以上の対応は困難。		
経団連	76-3	資格更新のｅ-ラーニング対応	①資格更新のｅ-ラーニング対応に向けた制度見直しを行う。7月中の運用開始を目指し、現在省令改正等の作業中。	a -、b ○、c - 資格更新のｅ-ラーニング対応に向けた制度見直しを行う。7月中の運用開始を目指し、現在省令改正等の作業中。		
経団連	81	再生可能エネルギー特別措置法（FIT法）に基づく申請・届出の電子化	④ 対面での対応を求めていない			
経団連	82	エネルギー供給構造高度化法に基づく申請・届出の電子化	非化石エネルギー源の目標に関する電気事業者の利用目標用達成計画の申請手続（法第７条関係）：④（対面での対応を必要としていない。） 非化石エネルギー源の利用の目標に関するバイオエタノールの利用目標達成計画の申請手続（法第７条関係）及び原油等の有効利用目標達成計画関係（法第11条第1項関係）：③			

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考				
												1．緊急的な対応の可否
									各種行政手続等の**書面申請**の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印原則**の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	83	電気事業法に基づく申請・届出の電子化	〇電気事業法に基づく申請・報告では、定められた様式に則り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業省へ書面を提出することが求められている。（例：代表者変更届）	電気事業法	経済産業省	6	書面・押印		<事業規制関係> ④新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ ①電気事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、オンライン上で提出できる簡易申請窓口を新設することとし、書面申請の撤廃を図る。 当該申請窓口は本年6月頃に運用開始予定。	＜事業規制関係＞ (2)f〇g〇h〇 fについて 文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出を認める。 gについて 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、省令上定められた期日までに財務諸表、部門別収支計算書等の提出等の義務を履行できない者が存在するため、所要の省令改正を行い、3ヶ月期限を延長。 また、電気事業法において「遅滞なく」提出することとされている下記届出について、新型コロナウィルス感染症の影響により必要な事務作業が行えない等の場合には、そのような事情が解消した後、押印された文書を可及的速やかに提出いただくことで、遅滞なく提出したものと取り扱うことも認める。 対象届出：広域機関加入届、発電事業届、電気工作物変更届、特定自家用電気工作物設置届、小売電気事業変更届出書・小売電気事業氏名等変更届出書・小売供給変更届出書・小売供給氏名等変更届出書 hについて 事前に施行文書はメールにて送付し、後日原本を郵送する。 ＜保安規制関係＞ f˜ h○ 電気事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、オンライン上で提出できる簡易申請窓口を新設することとし、書面申請の撤廃を図る。 当該申請窓口は本年6月頃に運用開始予定。	<事業規制関係> ③新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、ＦＡＸ、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ ③電気事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、新設する簡易申請窓口は法人認証基盤（GビズID）を利用することとし、当該窓口を通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。 当該申請窓口は本年6月頃に運用開始予定。	＜事業規制関係＞ a×b×c〇d× 新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、ＦＡＸ、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ a～d○ 電気事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、新設する簡易申請窓口は法人認証基盤（GビズID）を利用することとし、当該窓口を通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。 当該申請窓口は本年6月頃に運用開始予定。
経団連	84	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）に基づく申請・届出の電子化	〇RPS法に基づく申請・報告では、定められた様式に則り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業省へ書面を提出することが求められている。	RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）	経済産業省	7	書面・押印		②eメール（PDF等で添付）による提出を認める。	（2）（f）〇（g、h）- eメール（PDF等で添付）による提出を認める。	①法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。	（d）○ 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。
経団連	92	NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）に対するプレゼンテーションのオンライン化	NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）からの公募に対する提案書の作成対応の中に、「プレゼンDVDを提出する」という要求がある。そのため、関係者は撮影のための出社を余儀なくされている。これを、DVD提出ではなく、リアルタイムのオンラインプレゼンにしてただきたい。		経済産業省	9	その他					
経団連	22	中小企業経営強化税制にかかる工業会証明書の押印撤廃	政府は、中小企業の経営力や生産性の向上を目的とする設備投資を支援するため、「中小企業経営強化税制」等において、生産性向上指標（生産効率、精度、エネルギー効率等）等の一定の要件を満たす設備投資に関し税制上の優遇措置を講じている。 一方で、税制優遇を受けようとする事業者は、当該設備が上記要件を満たすことを証明するため、設備メーカー等を通じ、工業会等が用意する証明書（フォーマットは中小企業庁が定める様式に準拠）を入手する必要があり、それには必要事項の記載に加え、設備メーカー及び工業会の双方が押印するよう定められている。 新型コロナウィルスの感染拡大を受けてテレワークが原則化している状況において、書類への押印処理が制約となって税制優遇措置に必要な証明書発行のプロセスが停滞せぬよう、証明書フォーマットへの押印処理を省略するなどの緩和措置を早急に講じて頂きたい。	・工業会証明書の取得の手引き（中小企業庁） ・工業会等による証明書等の様式（中小企業庁） ・中小企業等経営強化法施行規則第１６条	経済産業省	11	書面・押印			f〇、g〇、h- 税制優遇措置の適用に当たり、そもそもの証明書提出を税務申告後の事後提出を認めることを検討中。	②法令に根拠のないものについて、押印を廃止する又は求めないことを検討する。	a〇、b˜ d,f× 法令に根拠のないものについて、押印を廃止する又は求めないことを検討する。
経団連	67-2	電子署名の利用要件の緩和	・電子署名法第3条の要件を取引金額や契約期間の長短等の観点でリスクの低い契約については緩和（認証事業者が発行する証明書を添付して私有鍵(秘密鍵)で暗号化したものを公開鍵で解除し平文化する形ではなく、メール等での合意結果を法人登記上の役員住所地へ郵送する等）する、若しくは要件を満たすサービスを公開（特定）してほしい。 ・現在の電子署名法で電子押印の権限が限定（端末特定）されていることから代行処理ができないので、該当端末でしか対応できない要件を緩和して欲しい。 電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度、その他必要な事項を定めることにより、国民による電子署名の円滑な利用を確保し、電子商取引をはじめとするネットワークを利用した社会経済活動の一層の推進を図ることができる。	電子署名法 第3条	経済産業省	12	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省				
経団連	131-2	電子印章制度等の活用推進	電子印章や電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法により法整備がなされているが、その利用が可能な範囲に比べ、未だ実際に利用は限定的。行政や企業の一団の活用に向けた取り組みが期待される。	電子署名法、電子帳簿保存法	経済産業省	13	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省 財務省（電子帳簿保存法）	④		③	
経団連	79	ガス事業法における申請・届出の電子化	〇ガス事業に関連する事業において、登録・変更を要するもの、および定期的に報告を求められているものについては、定められた様式に則り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である経済産業省へ提出することが法令上求められている。 〇コロナウイルス対策として、需要家保護や感染予防のために実施する手続きについても、原則として、公印押印および書面での提出が必要とされている。 例）託送供給約款以外の託送供給（ガス料金支払期限延長措置）	ガス事業法	経済産業省	14	書面・押印		<事業規制関係> ④新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ ①ガス事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、オンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトを新設することとし、書面申請の撤廃を図る。 当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。	＜事業規制関係＞ (2)f〇g〇h〇 fについて 文書をPDF等によって添付する形でeメールでの提出を認める。 gについて 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、省令上定められた期日までに財務諸表、部門別収支計算書等の提出等の義務を履行できない者が存在するため、所要の省令改正を行い、3ヶ月期限を延長。 hについて 事前に施行文書はメールにて送付し、後日原本を郵送する。 ＜保安規制関係＞ f˜ h○ ガス事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、オンライン上で提出できる簡易申請ウェブサイトを新設することとし、書面申請の撤廃を図る。 当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。	<事業規制関係> ③新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、ＦＡＸ、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ ③ガス事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、新設する簡易申請ウェブサイトは法人認証基盤（GビズID）を利用することとし、当該ウェブサイトを通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。 当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。	＜事業規制関係＞ a×b×c〇d× 新型コロナウィルス感染症の影響が続く限りにおいて、以下（1）及び（2）の条件に該当する場合には、例外的に押印のない文書であっても、電子ファイルのメール添付、ＦＡＸ、郵送等の形で申請がなされた場合に、文書を受け付けるものとする。 （1）事業者がテレワーク等を実施しており、押印された文書を提出することが困難である。 （2）文書が事業者自身から正式に発出されているものであるという真正性を行政庁が確認できる。 ＜保安規制関係＞ a～d○ ガス事業法に基づく保安規制関係の申請・報告等について、新設する簡易申請ウェブサイトは法人認証基盤（GビズID）を利用することとし、当該ウェブサイトを通じて提出された申請・報告等については押印不要とする。 当該ウェブサイトは本年6月頃に運用開始予定。
経団連	54	警備業に関する各種申請・届出書類の簡素化	警備業や機械警備業務の認定・変更・廃止の申請や、営業所の届け出、制服や護身用具の届け出、警備員指導教育責任者の届け出などは、警備業法にて書面での提出が定められているが、いずれも紙の書類を警察署に持参する等手間がかかっている。 例えば、警備員指導教育責任者が異動により変更となる場合では、定められたフォーマットでの書類を作成し、セコム本社を管轄する原宿警察署（道府県の場合はさらに同府県警の最寄りの警察署の二か所に）提出している。	警備業法（第5、7、9、10、11、16、17、40、41条）	警察庁	1	書面・押印		④国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第６号）第11条の規定に基づき、都道府県公安委員会において手続等を定めることにより、既にオンライン化は可能となっている。	（2）f× i 全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。		
経団連	55	道路使用許可申請の電子化	警備のために電柱に監視カメラを設置することがあるが、道路に高所作業車を置いて作業するような場合には、所轄警察署に作業届を提出する必要がある。	道路交通法	警察庁	2	書面・押印		④現在、一部の都道府県警察において、既に、電子申請が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するなどのために必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等、諸課題について検討した上で、対応を検討する必要があると考える。	（1）a〇 既に電子申請が可能である一部の都道府県警察については、各都道府県警察のホームページ上で電子申請が可能である旨の周知を図る。 （2）f× i 全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。		
経団連	91-3	テレワークの支障となる手続き等の押印撤廃・電子化	テレワークの支障となる手続きに関し、特に書面に押印が必要となるものについて、押印の廃止、電子化などの簡素化を進めていただきたい。また、法令等で既に簡素化に係る措置がなされているものについても、その利用をさらに促進するための対応を検討いただきたい。 （例えば、以下のような手続きについて、対応を検討いただきたい） ・ 民間の各種契約書、申込書への押印の廃止、電子化 ・ 業界団体、日銀、取引所等への報告・届出に係る書面への押印の廃止、電子化 ・ 本人確認に係る手続きの簡素化（犯罪収益移転防止法などに定められている本人確認に関し、ビデオ通話機能の活用や郵送による本人認証の水準規定の明確化等） ・ 電子署名の推進		警察庁	3	書面・押印	金融庁 経済産業省 警察庁 法務省 総務省	④犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）第６条では、オンラインによる本人確認手続を既に認めているが、引き続き解釈の明確化を図る。	（1）a〇	③犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）第６条では、本人確認手続において押印は求めていない。	e 左記のとおり。
経団連	6-4	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	道路使用許可申請書を警察署に届け出る際、持参しなければならない。道路使用許可申請についても、非対面化を進めて頂きたい。		警察庁	4	対面					
経団連	75-5	各種検査報告書等の提出の電子化	・安全運転管理の届け出 ・消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届け、防火対象物定期点検報告等の電子化 ・特殊建築物定期調査、建築設備定期検査等の報告書電子化 ・空調熱源機器等の法定点検報告の電子化 ・給水設備、受水槽清掃、水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化 ・エレベーター、エスカレーター、小荷物用昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化 ・ビル衛生管理法に基づく点検結果報告の電子化(以下、経団連補足)ビル管法では「点検結果報告」を規定していないが、都道府県知事は必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し必要な報告をさせることができるとしており、その報告について要望する。 ・設備運転管理業務における有資格者届出の電子化 （電気主任技術者／ボイラー運転／危険物取扱　等）	道路交通法（第74条の3第1項、第4項）／消防法／高圧ガス保安法／水道法／ビル衛生管理法／建築基準法／電気事業法／労働安全衛生法	警察庁	5	書面・押印	国土交通省 消防庁 経済産業省 厚生労働省 警察庁	安全運転管理の届出 ④現在、一部の都道府県警察において、既に、電子届出が可能である。 他の都道府県警察については、現行法上、電子申請を導入することは可能であるものの、例えば、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するなどのために必要となる費用の予算措置、申請者にとって負担とならない方法等を検討した上で、対応を検討する必要があると考える。	（1）a〇 既に電子申請が可能である一部の都道府県警察については、各都道府県警察のホームページ上で電子申請が可能である旨の周知を図る。 （2）f× i 全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。	②	a 左記のとおり。
経団連	38	原子力規制委員会への届出・報告等の電子化	原子力規制員会が、事務局の原子力規制庁とともに、原子力に対する確かな規制を行うことを目的として、多数の法律、法令、規則に従って、原子力関連設備、核燃料物質、放射性同位元素、国際規制物質等の管理に関する届出、報告、手続きを実施しており、それらの提出物は事業者代表者が押印した資料の提出を、要求事項で決められた部数郵送しております。	「原子力基本法」「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」「放射性同位元素等の規制に関する法律」等	原子力規制庁	1	書面・押印		②又は③で対応可能。 ただし、 機密性の極めて高い情報（セキュリティ（核物質防護・テロ対策施設））に関する申請等については対応困難（⑤）	（2）f〇g〇h〇 ただし、機密性の極めて高い情報（セキュリティ（核物質防護・テロ対策施設））に関する申請等については対応困難	①又は②で対応可能。（一部対応済み）	a〇b〇 可能な限り押印なしの文書での申請を認める。 ただし、機密性の極めて高い情報（セキュリティ（核物質防護・テロ対策施設））に関する申請等については対応困難

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**<u>対面での対応</u>**（特参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	83	電気事業法に基づく申請・届出の電子化	※対面対応を必要としていない。			
経団連	84	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）に基づく申請・届出の電子化	④対面での対応を求めていない			
経団連	92	NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）に対するプレゼンテーションのオンライン化			現在公募中の１事業において、「プレゼンDVDを提出する」としているが、プレゼン動画については、スマホ等で録画した動画の電子媒体での提出、提案概要について説明する音声データのみの電子媒体での提出も可とする対応とする。	公募を終了した１事業において、「プレゼンDVDを提出する」としていたが、プレゼン動画については、スマホ等で録画した動画の電子媒体での提出、提案概要について説明する音声データのみの電子媒体での提出も可とする対応とした。
経団連	22	中小企業経営強化税制にかかる工業会証明書の押印徴収				
経団連	67-2	電子署名の利用要件の緩和			"電子署名法第３条は、同法２条１項が定める電子署名のうち、書面における署名・押印と同等の裁判手続上の一定の効果（事実上の推定）を認めるにふさわしいものとして、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」という技術的な要件を要求している（これは、諸外国にいわゆる「アドバンスト電子署名」と同様のものである）。電磁的記録がある人により作成されたものとして裁判上証拠として申し出られた場合において、その電磁的記録が同法第３条の規定する要件を満たすときには、他に疑わしい事情が見当たらない限りは基本的に、その電磁的記録を、その人が作成した電磁的記録であると事実上推定して、証拠としての形式的な資格を与える（推定効が働く）とされている（念のため付言すると、この形式的な資格（成立の真正）というのは、その証拠がある事実の証明のためにどれだけの価値を発揮するかを裁判所が検討する初の段階として、その証拠をそもそもひとつの証拠として扱うことが許されるかという問題である）。仮に、前記の技術的要件を満たさない電子署名を電子署名法第３条の電子署名に含めた場合（第３条の技術書要件を削除した場合）には、実体とかい離した予測可能性を生じさせるおそれがある。したがって、当該要件を緩和することは困難であると考えられる。 ただ、そもそも、電子署名法第３条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録の成立の真正を裁判所が認定することは可能であるし、いわゆる電子署名をめぐる社会慣行が変化し、新しい経験則が確立していけば、それに応じた事実上の推定がされることも考えられる。 また、いかなる契約が「リスクが低い」ものであるかについては、当該契約の内容、会社の事業規模、会社の事業における当該契約の重要性等を総合考慮して判断されるべきものと考えられ、明確な基準をもって「リスクが低い」契約を特定することも困難であると考えられる。 なお、電子署名法上、電子署名をすることができる端末を一定の端末に限定するとの要件は定められていない。"	"電子署名法第３条は、同法２条１項が定める電子署名のうち、書面における署名・押印と同等の裁判手続上の一定の効果（事実上の推定）を認めるにふさわしいものとして、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」という技術的な要件を要求している（これは、諸外国にいわゆる「アドバンスト電子署名」と同様のものである）。電磁的記録がある人により作成されたものとして裁判上証拠として申し出られた場合において、その電磁的記録が同法第３条の規定する要件を満たすときには、他に疑わしい事情が見当たらない限りは基本的に、その電磁的記録を、その人が作成した電磁的記録であると事実上推定して、証拠としての形式的な資格を与える（推定効が働く）とされている（念のため付言すると、この形式的な資格（成立の真正）というのは、その証拠がある事実の証明のためにどれだけの価値を発揮するかを裁判所が検討する初の段階として、その証拠をそもそもひとつの証拠として扱うことが許されるかという問題である）。仮に、前記の技術的要件を満たさない電子署名を電子署名法第３条の電子署名に含めた場合（第３条の技術書要件を削除した場合）には、実体とかい離した予測可能性を生じさせるおそれがある。したがって、当該要件を緩和することは困難であると考えられる。 ただ、そもそも、電子署名法第３条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録の成立の真正を裁判所が認定することは可能であるし、いわゆる電子署名をめぐる社会慣行が変化し、新しい経験則が確立していけば、それに応じた事実上の推定がされることも考えられる。 また、いかなる契約が「リスクが低い」ものであるかについては、当該契約の内容、会社の事業規模、会社の事業における当該契約の重要性等を総合考慮して判断されるべきものと考えられ、明確な基準をもって「リスクが低い」契約を特定することも困難であると考えられる。 なお、電子署名法上、電子署名をすることができる端末を一定の端末に限定するとの要件は定められていない。"
経団連	131-2	電子印章制度等の活用推進			電子署名については、普及促進を行っていく。	電子署名については、普及促進を行っていく。
経団連	79	ガス事業法における申請・届出の電子化	※対面対応を必要としていない。			
経団連	54	警備業に関する各種申請・届出書類の簡素化				
経団連	55	道路使用許可申請の電子化				
経団連	91-3	テレワークの支障となる手続き等の押印徴収・電子化	④犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）第６条では、非対面による本人確認手続を既に認めているが、引き続き解釈の明確化を図る。	c○		
経団連	6-4	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	④現在、一部の都道府県警察では、既に、電子申請等の非対面での申請書の提出に対応しているが、道路使用許可を受けようとする行為の態様によっては、非対面による申請書の提出によって、かえって提出後の手続が煩雑となり、申請者の負担が増加する懸念もある。そのため、事前に当該行為に係る場所を管轄する警察署に相談されたい。	c × d 全国警察で各種手続のオンライン化を可能とする方策（システム整備等）について検討を開始した。		
経団連	75-5	各種検査報告書等の提出の電子化				
経団連	38	原子力規制委員会への届出・報告等の電子化	①、②又は③で対応済み。 ただし、 機密性の極めて高い情報（セキュリティ（核物質防護・テロ対策施設））に関する申請等については対応困難（⑤）	【原子力規制庁】a○ ただし、機密性の極めて高い情報（セキュリティ（核物質防護・テロ対策施設））に関する申請等については対応困難。		

1：緊急的な対応の可否

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の**提案申請**の簡廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印原則**の廃廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	1-1	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃廃	労基署への届け出（36協定）について、電子申請が廃棄であること、郵送・Faxによる提出はあるが、メールでの提出ができないこと		厚生労働省	1	書面		④今後も、36協定の電子申請の利用促進を図ることにより、使用者の事務負担軽減に取り組んでいく。なお、メールでの提出を可能としてしまうと、誤送付や送付先が判明しないなどによる確認作業が生じることで、かえって受理までの手続きが廃棄となる。	a○b×c−d−　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレットを作成し、経済団体に要請を行ったとともに、労働基準監督署等において引き続き周知していく		
経団連	1-4	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃廃	薬事・品質関連の届け出に関して、捺印が求められること		厚生労働省	2	押印				①法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする	a×b○c○d×
経団連	1-5	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃廃	東京労働局への一般事業主行動計画等、捺印が求められること		厚生労働省	3	押印		④電子申請の利用が可能		③電子申請（電子署名）の利用が可能	＜次世代法＞ b○ f○ b：必ずしも押印を求めているものではない。 f：電子申請による手続きが可能であり、現在の次世代育成支援対策推進法のホームページに電子申請についての案内を記載することは可能。 ＜女活法＞ a（対応済）b　c　d　e　f○ a:もともと押印を求めるものではないため。 b～d:様式は通達で定めているため該当しない。 f:電子申請による手続きが可能であり、現在の女性活躍推進法のホームページに電子申請についての案内を記載することは可能。
経団連	1-6	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃廃	ハローワークへの届け出（助成金、被保険者証）にて捺印、直接提出が求められること		厚生労働省	4	押印				＜助成金＞ ③ 雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応助成コース）及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の記名押印欄について、署名による申請にむけて準備している。 ＜被保険者証＞ ③署名による申請も可能としている。	＜助成金＞（1）a○b−c−d−（原則として、押印無しでも受け付けることとする。） ＜被保険者証＞a−b−c−d− 雇用保険被保険者証は、雇用保険被保険者資格取得届をハローワークで処理した後にハローワークから発行しているものであり、当該書類に押印は求めていない。
経団連	1-7	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃廃	年金事務所への届け出（年金関連）にて、捺印直接提出が求められること		厚生労働省	5	押印		③事業主が日本年金機構へ提出するはぜ全ての手続はすでに電子申請が可能であり、書面申請は求めていない。また、書面による提出の場合も郵送による手続が可能。	a○b×c×d× 本年４月より、GビズIDを活用したIDパスワード方式による電子申請を導入した。GビズIDを活用した電子申請の利用促進について政府広報や関係団体を通じた周知を行ったほか、電子申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。	③原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。	a○b○c−d− 事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。本年４月より、資格の取得・喪失や報酬月額、賞与など主要な届出についてGビズIDを活用したIDパスワード方式による電子申請を導入した。
経団連	1-8	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃廃	関東信越厚生局への年金に関する届け出（決算等）にて、捺印、直接提出が求められること		厚生労働省	6	押印				③e-gov申請が可能であり、電子申請により提出する場合は押印不要。書面申請の場合も柔軟に対応。	aOb−c−d− 押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。
経団連	1-9	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃廃	健康保険の不要届、賞勤届などが紙ベースであること（厚生労働省が電子化推進中だが、健保内の事務は依然として紙ベース）		厚生労働省	7	書面		②保険者が健康保険組合の場合、eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ※保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出するはぜ全ての手続はすでに電子申請が可能。	【保険者が健康保険組合の場合】f 【保険者が全国健康保険協会の場合】a○b−c−d− GビズIDを活用した電子申請の利用促進について政府広報や関係団体を通じた周知を行ったほか、電子申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。		
経団連	4	感染症拡大に備えた准看護師相当の時限的な医療資格取得の規制緩和	【背景】 ・航空需要の急減に合わせて本邦航空会社では運航便数を減少させた結果、千人単位の客室乗務員が一時的に休業した状態となっている（例：ANA　客室乗務員5,000人を休業、JAL　客室乗務員　教育や訓練で雇用維持）。 ・一方で、コロナウイルス感染症の患者数増、学校の臨時休業により医療現場では通常の４倍の看護師確保が必要となった（例：人工呼吸器の運用に１患者当たり２人の看護師配備が必須、学校休業により在宅となる児童のケアのため多くの看護師が一時的に離職）。WHOでは世界で500万人の看護師が不足すると見込む。 【制度概要】 ・休業している客室乗務員を医師監修の訓練メニューを通して、准看護師（全国34万人。医師・看護師の陪席時に限り医療行為が可能な資格。国家資格ではなく地方自治体による許認可制）相当に訓練し、パンデミック時に医療現場に派遣できる制度の新設を要望する（参考：自衛隊における予備自衛官補と同様：https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/recruit/15.html）。 ・通常、准看護師は２年間の座学及び実地訓練を経て資格取得が可能となる。本制度では、既存の准看護師資格との明確な区別として、１年間の座学及び実地訓練に訓練期間を短縮し、資格が有効となるのは緊急時に地方自治体の要請があった場合に限るものとする（名称としては予備准看護師補を提案する）。また、可能な限り訓練をオンライン化するなど、非対面で受講・手続き可能な体制を整える必要がある。 ・全国にいる客室乗務員１万人は救命救急訓練だけでなく、ホスピタリティに関する訓練を日常的に受けており、緊急時の医療現場における貴重な戦力足り得ると思料される。 ・既に北欧のスカンジナビア航空では、一時的に解雇した１万人従業員のうち、客室乗務員30		厚生労働省	8	その他						
経団連	5-2	生命保険会社に対する財産調査照会業務の電子化	税務署・福祉事務所等の行政機関は、財産調査等(※)を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行なっている。 生命保険会社は、このような行政機関からの照会に日々対応しているが、照会が紙ベースのものとなっているため、手作業で目視確認をしながら事務処理を行なっており、出社して対応することが必要な状況となっている。 紙ベースで照会がなされていると、必ずしも法規制によるものでなく、また、すでに行政当局においては、民間企業とも連携いただきつつ、照会業務の電子化に向けて検討いただいているところと承知しているが、生命保険会社としてテレワークをいっそう強力に進めていく観点から、かかる照会業務の電子化の早急な実現を改めて要望したい。 なお、弊社には、年間１４０万件を超える財産調査の文書照会をいただくが、テレワークを推奨しようとしている現下においては、速やかに対応しなければならない案件の優先順位をつけていただく等の対応もご検討いただきたい。 （※）徴収（税金滞納）、福祉（生活保護）、相続等に伴う財産調査	【税務署照会】 国税徴収法第１４１条、国税徴収基本通達第２款第１４１条関係第５条、国税通則法第７４条の２、第７４条の３、地方税法第２６条 【福祉事務所照会】 生活保護法第２９条	厚生労働省	9	書面・押印	国税庁、厚生労働省	④行政機関から金融機関への照会・回答業務のデジタル化に向けて、内閣官房及び金融庁において当省や地方公共団体、金融機関（銀行等、証券、保険）による検討会等が開催されているところ。関係会等の照会・回答業務については、生活保護申請者や受給者の氏名、生年月日、住所などの個人情報のやりとりが必要であるため、業務の電子化を行うにあたっては、自治体と生命保険会社間での情報セキュリティの確保や、システムの導入コストの比較検討を行い、引き続き、照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していく。	f×g×h×i○ 生命保険会社への照会に関しては、他省庁の所管する制度を含め、検討会が行われている。昨年度の当該検討会のとりまとめにおいて、照会・回答内容や業務フロー等の見直しや個人情報の保護、情報セキュリティの確保などの検討課題が上げられたところ。引き続き、照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していく。		
経団連	14	労働基準監督署への各種届出の電子化・押印廃止	労働基準関係）：労使協定（36協定他）、就業規則変更届、労働保険代理人届については、書面、押印、届出が必要。 （労働安全衛生関係）：定期健康診断結果報告書、ストレスチェック検査結果等報告書、統括安全衛生管理者報告については、書面、押印、届出が必要。 （労災関係）：労災申請書類、付属書類、第三者行為災害届についても、書面、押印、届出が必要。 届出については郵送で受け付けてもらえるが、そもそも電子化できないのか。		厚生労働省	10	書面・押印		（労働基準関係、労働安全衛生関係） ④36協定、就業規則及び労働安全衛生関係手続については、電子申請での提出が可能となっている。 （労災保険給付関係） ④事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。	＜労働基準関係＞ a○b−c−d−　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレットを作成し、経済団体に要請を行ったとともに、労働基準監督署等において引き続き周知していく。 ＜労働安全衛生関係＞ a○b−c−d−　令和２年４月８日に都道府県労働局、労働基準監督署への各種届出・申請について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子での届出・申請の活用の勧奨を内容とする報道発表を行ったところであり、引き続き、利用勧奨を図る。 ＜労災保険給付関係＞ a○b○c−d○　労災保険給付関係については、電子申請・郵送での対応を認めており、改めて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、その旨を各労働局から機会を捉えて周知を図ったところである。また、申請時に添付書類の不備等があったとしても、その場で申請を受理し、事後送付（郵送のほか、Eメールでの送付も可能）を認めることとしている。	（労働基準関係） ③記名押印に代えて、署名での提出は可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。 （労働安全衛生関係） ③押印に代えて署名とすることが可能。（電子申請の場合は電子署名での提出が可能） （労災保険給付関係） ③押印がないものも受け付けている。	＜労働基準関係＞ a−d×、e○ 現行上も、電子申請によれば、押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。また、記名のみでの届出を認めてしまうと、36協定等は雇用関係において重要な労働条件を定める性質をもつ届出であるにもかかわらず、押印の手続を省略することで第三者等からの虚偽の届出が行われる懸念があり、ひいては労使間の合意の有無が確認できず、長時間労働による重大な健康障害や労働災害等が生じる可能性があるため。 f×民間電子認証サービスでは、文書内容の真正性に疑義が生じる可能性があるため、現行どおり、電子署名法の電子署名を用いて提出してもらう。 ＜労働安全衛生関係＞ a○ b○ c○ d○ 緊急対応として、届出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。 ＜労災保険給付関係＞ a×b×c○d×。
経団連	15	都道府県労働局への各種届出の電子化・押印廃廃	以下の手続きについて、書面・押印・直接届出が必要とされている。 ・労働保険料の申告書、遅付請求書等 ・継続雇用の高齢者について有期雇用特別措置法による特例の適用を希望する届出 ・一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法）		厚生労働省	11	書面・押印		＜労働保険料の申告書、遅付請求書等＞ ④労働保険関係の主要手続について、電子申請を認めている。 ＜有期雇用特別措置法による特例届出＞ ④既に、電子申請での提出が可能。 ＜一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法）について＞ ④電子申請の利用が可能	＜労働保険料の申告書、遅付請求書等＞ a○、d×　e労働保険関係の主要手続については、すでに電子申請に対応しており、eメールや簡易な申請ウェブサイトの構築は費用対効果等の面から予定していない。 ＜有期雇用特別措置法による特例届出＞ a○b−c−d−　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレットを作成し、経済団体に要請を行ったとともに、都道府県労働局等において引き続き周知していく ＜一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法）について＞ aO b − c O d O a：次世代育成支援対策推進法HPのホームページにおいて電子申請の利用ができる旨周知する。	＜労働保険料の申告書、遅付請求書等＞ ③署名があれば押印不要。（電子申請の場合は電子署名での提出が可能） ＜有期雇用特別措置法による特例届出＞ ③既に、記名押印に代えて、署名での提出が可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。 ＜一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法）について＞ ③電子申請（電子署名）の利用が可能	＜労働保険料の申告書＞ a○b−c−d− ＜有期雇用特別措置法による特例届出＞ a○　申請書への押印を求めないこととするよう通達（様式）を改正することとする。 ＜一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法）について＞ b○ f○ b：必ずしも押印を求めているものではない。 f：電子申請による手続きが可能であり、現在の次世代育成支援対策推進法のホームページに電子申請についての案内を記載することは可能。
経団連	16	公共職業安定所への各種届出の電子化	以下の手続きについて、書面・直接届出が必要とされている。 ・公正採用選考人権啓発推進員状況報告 ・専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明他、添付書類		厚生労働省	12	書面・押印		＜公正採用選考＞ ⑤郵送での報告を可能とする。 ＜専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明他、添付書類＞ ④制度改正（令和元年10月１日）により事業主の証明は不要となっている。	（公正採用選考） f○：オンラインでの報告を可能とする方向で検討。	＜公正採用選考＞ ②法令に根拠はなく押印を廃止する又は求めないこととする。 ＜専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明他、添付書類＞ ③制度改正（令和元年10月１日）により事業主の証明は不要となっている。	（公正採用選考） a○：法令に根拠はなく押印を廃止する又は求めないこととする。
経団連	17	確定拠出年金制度申請の電子化・押印廃廃	地方厚生局に提出する確定拠出年金制度申請書類は、書面・押印・届出が必要となっている。電子化できないのか。		厚生労働省	13	書面・押印		④e-govにてオンライン申請が可能であり、添付書類がある場合は郵送で別途受け付ける。また、eメールでの送付や添付書類の事後送付等も柔軟に対応。	a×b×c×d○　e-govによる申請によりオンライン手続きが提供されているが、eメールでの送付や添付書類の事後送付等も柔軟に対応する。	③e-gov申請が可能であり、電子申請により提出する場合は押印不要。	aOb○c−d−　押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。
経団連	21	厚生局への確定拠出年金関連の規定変更届出書類の電子化	人事関連規程の改訂に伴う、関東厚生局への確定拠出年金規約の変更届に伴う提出書類に、社印および従業員代表の自署署名と押印が必須であるため、電子的な形での申請を可能としていただきたい。	＜確定拠出年金法施行規則　様式第六号＞ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elaws5earch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=413M60000100175 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elaws5earch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=413M60000100175	厚生労働省	15	書面・押印		④e-govにてオンライン申請が可能であり、添付書類がある場合は郵送で別途受け付ける。また、eメールでの送付や添付書類の事後送付等も柔軟に対応。	a×b×c×d○　e-govによる申請によりオンライン手続きが提供されているが、eメールでの送付や添付書類の事後送付等も柔軟に対応する。	③e-gov申請が可能であり、電子申請により提出する場合は押印不要。	aOb○c−d−　押印・署名がないものも原則として受け付けは行う取扱いとする。
経団連	26	労働安全衛生法上の健康診断の柔軟な実施時期の設定	労働安全衛生法上の健康診断の実施は、先般の厚労省通達に基づき、現在６月末までの実施延長が認められたが、コロナウイルス感染拡大の先行きが不透明ななかでは、対面でかつ行列ができる検査を現行の期間内で実施することは難しい状況である。また検査業者との間でも、かかる状況下で１万人を超える社員の検査スケジュールの調整も容易ではない。こうした観点から、下期の実施も認める（半年以上の延期でも年度内であれば可など）など、従業員・検査業者双方の安全を第一に、より柔軟な規制緩和の実施をお願いしたい。	労働安全衛生法等	厚生労働省	16	対面					

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	1-1	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃				
経団連	1-4	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃				
経団連	1-5	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃				
経団連	1-6	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃				
経団連	1-7	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃				
経団連	1-8	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃				
経団連	1-9	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃				
経団連	4	感染症拡大に備えた准看護師相当の時限的な医療資格取得の規制緩和			医行為は、医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為のことを言い、医行為を実施できる職種は医師又は医師の指示を受けた看護師や准看護師等に限定されているところである。 ご提案いただいた、看護師や准看護師等の資格はないものの、救命救急等に一定の知見を有する者について、准看護師資格取得に必要な期間を短縮して准看護師相当に訓練し、パンデミック時に医療現場に派遣できる制度の新設制度を創設することについては、 ・安全性の確保等の課題 ・既存の医療現場職種の需給の状況等を踏まえた対応の必要性 等に鑑み、関係団体の意向も踏まえつつ、慎重な検討が必要と考えている。	
経団連	5-2	生命保険会社に対する財産調査照会業務の電子化				
経団連	14	労働基準監督署への各種届出の電子化・押印廃止				
経団連	15	都道府県労働局への各種届出の電子化・押印撤廃				
経団連	16	公共職業安定所への各種届出の電子化				
経団連	17	確定拠出年金制度申請の電子化・押印撤廃				
経団連	21	厚生局への確定拠出年金関連の規定変更届出書類の電子化				
経団連	26	労働安全衛生法上の健康診断の柔軟な実施時期の設定	④健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和２年６月末までの間、実施時期を延期しても差し支えないとする取扱いを示している。 なお、健康診断の趣旨を踏まえると、実施時期を大幅に後ろ倒しにすることは適当ではなく、７月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、検討することとしたい。	a×b×c×d〇　健康診断の実施については、胸部エックス線検査や心電図検査等が含まれることから、オンラインでの実施は技術的に困難である。なお、健康診断の実施については、令和２年６月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととしている。７月以降については、十分な感染防止対策を講じた上で、健康診断が実施できるよう業界団体及び関係学会が、基本的対処方針に基づく感染防止のためのガイドライン等を策定したこと等を踏まえ、令和２年６月末までの間に実施時期を延期することとしたものについては、令和２年10月末までに実施することとし、困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施することとしている。	

1．緊急的な対応の可否

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の**提案申請**の態様、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔に二記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印廃止**の態様関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔に二記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	28	厚生年金関係手続の電子化	書面手続（公印の押印が必要なものもあり）の電子化が望ましい。 ・産前産後・育児休業の社会免除申請 ・社会保険料の納入告知書による払い込み ・国民年金第3号の申請 ・育児養育特例の申請		厚生労働省	17	書面・押印		④産前産後・育児休業の社会免除申請、国民年金第3号の申請及び育児養育特例の申請については、電子申請が可能である。また、社会保険料については、口座振替による納付が可能である。	a○b×c×d×　電子申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。	③原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。また、国民年金第3号の申請及び育児養育特例の申請については、平成31年3月より申請者本人の署名・押印を不要とした。	a○b○c−d−　事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。本年４月より、資格の取得・喪失や報酬月額、賞与など主要な届出についてGビズIDを活用したIDパスワード方式による電子申請を導入した。
経団連	29	雇用保険手続きの電子化等	１．育児休業給付金 育児休業給付金の延長手続きに必要な保育園等の入園不承諾通知が紙であるため現物の受領、提出のために出勤を余儀なくされる。マイナンバーで保育園入所状況を連携するなどして添付不要にしていただきたい。 ２．高年齢雇用継続給付 給付資格確認時の振込口座情報の分かる書類（通帳写しなど）、60歳到達時の年齢確認資料（免許証写しなど）の取り扱いのため、マイナンバーを通じた確認を求める。 ３．離職票 電子で公文書が発行されるものの、本人へは（会社経由で）印刷の上、郵送が必要となる。 本人への通知も公文書の電子通知を可としていただきたい。		厚生労働省	18	書面・押印		＜育児休業給付金＞ ④オンライン化済み。また、マイナンバーによる情報連携による添付書類の省略について、年齢の確認書類については提出を省略できるよう検討しているが、育児休業給付の延長事由となる入園不承諾に係る情報について把握することができないことから、提出を省略することは難しいものと考えている 。 ＜高年齢雇用継続給付＞ ④オンライン化済み。なお、年齢の確認書類については提出の省略について検討。 ＜離職票＞ ④オンライン化済み	a□b×c×d×（育児休業給付の申請、高年齢雇用継続給付の申請、離職票の発行については、オンライン手続可能となっているので、その周知により利用促進を図りる。）	③署名による申請も可能としている。	a−b□c−d−（原則として、押印無しでも受け付けることとする。）
経団連	30	高年齢雇用継続給付に係る書類の電子化	企業がハローワークに「高年齢雇用継続給付」に係る書類を提出する際、書面および公印の押印が求められているため、電子化が求められる。 (経団連補足) C列の「要望事項（タイトル）」とD列の「規制・制度の概要」に齟齬があるが、要望としてはD列が正しい。		厚生労働省	19	書面・押印		④オンライン化済み	a□b×c×d×（高年齢雇用継続給付の申請については、オンライン手続可能となっているので、その周知に	③署名による申請も可能としている。	a−b□c−d−（原則として、押印無しでも受け付けることとする。）
経団連	33	確定拠出年金関連手続きの電子申請化	以下を含む確定拠出年金関係の関係手続き書類（国民年金基金連合会や、運営管理機関への提出書類）について、書面提出が求められている。 ・企業型ＤＣ非加入者が個人型ＤＣに加入する際に、国民年金基金連合会に提出する事業主証明書 ・年金制度のポータビリティに関する移換申出書 ・裁定請求書　など	確定拠出年金法施行規則	厚生労働省	20	書面・押印		＜事業主証明書＞ ④2021年からのオンライン化に向けてシステム改修中。	＜事業主証明書＞ 同左	＜事業主証明書＞ ④対応困難（受給権保護の観点等から民間事業者が適切に業務を行う必要があるため。）	＜事業主証明書＞ a○b−c−d−　押印・署名がないものも原則として受け付けは行う取扱いとする。
経団連	34	確定拠出年金の移換手続きの自動化	企業間のポータビリティが頻繁に発生する中、移換手続きは全て書面が必要であることから、電子手続きが促進されることを希望致します。 （2018年改正により一定程度の自動化が図られたことは認識しておりますが、移換手続きの完全自動化に向けたご検討を頂ければと考えます）	確定拠出年金法施行令	厚生労働省	21	書面・押印					
経団連	41	社会保険協定適用証明書の取得手続きの電子化	社会保障協定締結国に5年以内の海外赴任を命じる際、社会保障協定適用証明書の取得手続きを年金事務所に行う必要がある。その際の手続きが、現状紙面、押印の対応が必要な状況。 ＜現行手続きの流れ＞ ・年金機構のHPより社会保障協定適用証明書に関する各種申請書をPDFでダウンロード ・必要事項を記入、事業所印を押印の上、年金事務所に書類を郵送 ・年金事務所より各種証明書を郵送で受領 ・各国の赴任先宛てに郵送で送付	社会保障協定に関する各種申請書・添付書類 https://www.nenkin.go.jp/service/kaigai-kyoju/shaho-kyotei/sinseisho/tenpu.html	厚生労働省	22	書面・押印		④ 取り得る対応について検討中。	f×g○h×　既に計画されているオンライン化の開始時期を可能な限り早める方向で検討中。一方、eメール等での申請書の提出や証明書の交付は、日本年金機構において、年金個人情報に対してインターネットからの攻撃が及ばないよう外部からのeメールを遮断しているため不可。	③社会保障協定締結国の法令を免除されるための証明書の適正な発行にあたり、押印の必要性について検証の上、押印を求めないことについて検討する。なお、現時点においても事業主が自署する場合は押印不要である。	a○b−c−d−　事業主が提出する書類で押印・署名がないものも原則として受け付けは行う取扱いとする。
経団連	45	産前産後休業・育児休業届出手続きにおける複数申請の可能化	社会保険料免除を受けるための「産前産後休業取得届申出書」手続きは、電子申請可能であるが、現行では1件ずつの申請しかできない。様式を統一し、CSV添付方式で申請可能にして頂けるとありがたい。 弊社の場合、当該手続きも月に数十件程発生するため、1件毎の申請は作業が煩雑となっている。		厚生労働省	23	書面・押印		④すでにオンライン化実施済みであるが、CSV方式の対象とすることについては広範囲なシステム改修が必要となり、費用対効果等を踏まえて検討する必要がある。これに代わる方策として、現在、外部連携ＡＰＩ対応について、作業を進めている。	a□b×c×d×　電子申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。	③原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。	a□b□c−d−　事業主が提出する書類で押印・署名がないものも原則として受け付けは行う取扱いとする。
経団連	57	医療機器の販売・貸与・修理に関する継続的研修の電子化	医療機器の販売・貸与営業所管理者、医療機器の修理責任技術者が毎年一度義務付けられている医療機器継続的研修では対面による研修が必須である。	医薬品医療機器等法 施行規則第168条及び第175条第2項	厚生労働省	24	対面					
経団連	58	高度管理医療機器（ＡＥＤなど）に関する販売届出の電子化	都道府県の保健所に届け出が必要。	薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省	25	書面・押印		④販売業許可、販売業届は都道府県の自治事務であり、国が各種行政手続等の手法について一律的に変更することは困難ではあるが、郵送は可能となっている。	ｉ販売業許可、販売業届は都道府県の自治事務であり、国が各種行政手続等の手法について一律的に変更することは困難ではあるため。なお、郵送は可能となっている。	①法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする	a×b○c○d× b.ｃ 省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、原則押印を求めないこととし、押印が無い理由を様式備考欄への記載又は理由書の提出等によって求めるとともに、平常の社会活動に戻った場合には、代表者等の印が押印された申請書や届出等への差替えを求める等、必要な対応を行うこととする。
経団連	75-4	各種検査報告書等の提出の電子化	・安全運転管理の届け出 ・消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届け、防火対象物定期点検報告等の電子化 ・特殊建築物定期調査、建築設備定期検査等の報告書電子化 ・空調熱源機器等の法定点検報告の電子化 ・給水設備、受水槽清掃、水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化 ・エレベーター、エスカレーター、小荷物用昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化 ・ビル衛生管理法に基づく点検結果報告の電子化(以下、経団連補足)ビル管法では「点検結果報告」を規定していないが、都道府県知事は必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し必要な報告をさせることができるとしており、その報告について要望する。 ・設備運転管理業務における有資格者届出の電子化 （電気主任技術者／ボイラー運転／危険物取扱　等）	道路交通法（第74条の3第1項、第4項）／消防法／高圧ガス保安法／水道法／ビル衛生管理法／建築基準法／電気事業法／労働安全衛生法	厚生労働省	26	書面・押印	国土交通省 消防庁 経済産業省 厚生労働省 警察庁	＜水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化＞ ④水道法に基づく登録水質検査機関が行う水質検査について、書面、対面での交付は必要とされていない。 水道法に基づく簡易専用水道の管理に関する検査については、対面での交付は必要とされておらず、検査済みを証する書類については、郵送により対応することが可能である。 ＜エレベーター、エスカレーター、小荷物用昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化＞ ④既にオンラインでの手続が可能。 ＜ビル衛生管理法＞ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）第11条に基づく報告は都道府県の事務であるため、厚生労働省として判断できないが、法令や通知等において書面提出や押印は求めていない。	＜水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化＞ f×g○h×（水道法に基づく簡易専用水道の管理に関する検査については、検査を実施した者が検査の依頼者に対して検査済みを証する書類を交付することとされているが、交付期限の規定はないことから、現状においても、依頼者との相談により柔軟に対応することが可能である。） ＜エレベーター、エスカレーター、小荷物用昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化＞ a□b−c−d−　令和２年４月８日に都道府県労働局、労働基準監督署への各種届出・申請について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子での届出・申請の活用の勧奨を内容とする報道発表を行ったところであり、引き続き、利用勧奨を図る。 ＜ビル衛生管理法＞ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）第11条に基づく報告は都道府県の事務であり、従来から書面や押印の取扱いについて法令上定めているものではないが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各自治体の判断により、報告に際して、ＰＤＦ等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認めることや必ずしも押印を求めないことなど、書面提出・押印の要否について柔軟な取扱いを行うよう改めて周知する。	＜水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化＞ ③水道法に基づく登録水質検査機関が行う水質検査について、押印は必要とされていない。 水道法に基づく簡易専用水道の管理に関する検査については、押印は必要とされていない。 ＜エレベーター、エスカレーター、小荷物用昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化＞ ③押印することに代えて署名とすることが可能。（電子申請の場合は電子署名での提出が可能）	＜エレベーター、エスカレーター、小荷物用昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化＞ a□ｂ○ｃ○ ｄ○　緊急対応として、届出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。 ＜ビル衛生管理法＞ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）第11条に基づく報告は都道府県の事務であるため、厚生労働省として判断できないが、法令や通知等において書面提出や押印は求めていない。
経団連	77-2	各種行政手続き書類における押印原則の徹廃	建設業法 他 各種届出の許認可や、労務関係にて書面に押印が必要	労働基準法／労働安全衛生法	厚生労働省	27	書面・押印	国土交通省、厚生労働省	④36協定や就業規則、労働安全衛生関係手続については、電子申請での提出が可能。	＜36協定、就業規則関係＞ a□b−c−d−　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレットを作成し、経済団体に要請を行ったとともに、労働基準監督署等において引き続き周知していく。 ＜労働安全衛生関係＞ a□b−c−d−　令和２年４月８日に都道府県労働局、労働基準監督署への各種届出・申請について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子での届出・申請の活用の勧奨を内容とする報道発表を行ったところであり、引き続き、利用勧奨を図る。	③36協定や就業規則などについては、記名押印に代えて、署名での提出は可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。 また、労働安全衛生関係手続についても、押印することに代えて署名とすることが可能。（電子申請の場合は電子署名での提出が可能）	＜36協定、就業規則関係＞ a〜d ×e○　現行とも、電子申請によれば、押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。また、記名のみでの届出を認めてしまうと、36協定等は雇用関係において重要な労働条件を定める性質をもつ届出であるにもかかわらず、押印の手続を省略することで第三者等からの虚偽の届出が行われる懸念があり、ひいては労使間の合意の有無が確認できず、長時間労働による重大な健康障害や労働災害等が生じる可能性があるため。 f× 民間電子認証サービスでは、文書内容の真正性に疑義が生じる可能性があるため、現行どおり、電子署名法の電子署名を用いて提出してもらう。 ＜労働安全衛生関係＞ a○ b○ c○ d○ 緊急対応として、届出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。
経団連	85	労働安全衛生法に基づき労働基準監督署へ提出する報告資料の電子申請化	①統括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告 ②定期健康診断結果報告書（一般の健康診断、有害業務等の健康診断を実施した結果）の提出 ③心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェックおよび面接指導の結果）の提出 ※②③は、現在、産業医の押印が必要	①労働安全衛生規則第13条 ②労働安全衛生規則第52条 ③労働安全衛生法第52条の21	厚生労働省	28	書面・押印		④既にオンラインでの手続が可能。	a□b−c−d−　令和２年４月８日に都道府県労働局、労働基準監督署への各種届出・申請について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子での届出・申請の活用の勧奨を内容とする報道発表を行ったところであり、引き続き、利用勧奨を図る。	③押印することに代えて署名とすることが可能。（電子申請の場合は電子署名での提出が可能）	a○ b○ c○ d○ 緊急対応として、届出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。
経団連	86-1	自治体ごとに異なる就労証明書の書式統一・提出の電子化	以下の書類について、書式が異なるとともに、書面提出が求められている。 ・保育園、こども園、学童継続利用のための就労確認の証明書 ・幼況教育無償化にかかわる現況確認の証明書	保育園、こども園、学童継続利用のための幼況教育無償化にかかわる現況確認	厚生労働省	29	書面・押印	内閣府、厚生労働省	＜放課後児童クラブについて＞ ④放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	＜放課後児童クラブについて＞ 書面や押印については法令上求めていないものであるが、自治体が書面の提出を求める場合には、申請書をＰＤＦ等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、まためずしも押印を求めるものではない等、柔軟な取扱いをするよう主管課長会議において自治体に周知する。	＜放課後児童クラブについて＞ ③放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	＜放課後児童クラブについて＞ 書面や押印については法令上求めていないものであるが、自治体が書面の提出を求める場合には、申請書をＰＤＦ等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、まためずしも押印を求めるものではない等、柔軟な取扱いをするよう主管課長会議において自治体に周知する。
経団連	88	健康保険に関する届出の電子化	・健康保険法施行規則により、被扶養者の届出は、事業主を経由して健康保険組合に提出しなければならない。事業主公印押印および必要書類の原本提出が必須であり、テレワークの障害となっている。 ・あわせて、健康保険証が発行されたのち、事業主を経由して被保険者へお渡し（郵送等）するため、テレワークの障害となっている。	健康保険法施行規則 （被扶養者の届出） 第三十八条　被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。 ２　前項に掲げる事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。	厚生労働省	30	書面・押印		②保険者が健康保険組合の場合、eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ※保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出するはぼ全ての手続はすでに電子申請が可能。	【保険者が健康保険組合の場合】f 【保険者が全国健康保険協会の場合】a□b−c−d− ・本年４月より、GビズIDを活用したIDパスワード方式による電子申請を導入した。 ・GビズIDを活用した電子申請の利用促進について政府広報や関係団体を通じた周知を行ったほか、電子申請申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。	②保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ※保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。	【保険者が健康保険組合の場合】a□b-c-d- 【保険者が全国健康保険協会の場合】a□b○c-d- ・事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。 ・本年４月より、資格の取得・喪失や報酬月額、賞与など主要な届出についてGビズIDを活用したIDパスワード方式による電子申請を導入した。
経団連	93	労働基準監督署への届出書類の押印徹廃	就業規則変更届などの労働基準監督署への届出書類の電子申請を推奨しているが、労働者代表が押印した意見書を添付することが必要であり、現下の状況では押印することが困難であり押印をせずに届出を実施できるよう変更いただきたい。		厚生労働省	31	書面・押印		④就業規則変更届の意見書も、電子申請での提出が可能。	a□b−c−d−　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレットを作成し、経済団体に要請を行ったとともに、労働基準監督署等において引き続き周知していく。	③署名での提出が可能。	a〜d ×e○　現行とも、電子申請によれば、押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。また、記名のみでの届出を認めてしまうと、36協定等は雇用関係において重要な労働条件を定める性質をもつ届出であるにもかかわらず、押印の手続を省略することで第三者等からの虚偽の届出が行われる懸念があり、ひいては労使間の合意の有無が確認できず、長時間労働による重大な健康障害や労働災害等が生じる可能性があるため。 f× 民間電子認証サービスでは、文書内容の真正性に疑義が生じる可能性があるため、現行どおり、電子署名法の電子署名を用いて提出してもらう。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	28	厚生年金関係手続の電子化				
経団連	29	雇用保険手続きの電子化等				
経団連	30	高年齢雇用継続給付に係る書類の電子化				
経団連	33	確定拠出年金関連手続きの電子申請化			＜移換申出書・裁定請求書＞ 民間事業者が実施している業務であり、法令上、書面申請、押印に関する規定はない。	
経団連	34	確定拠出年金の移換手続きの自動化			民間事業者が実施している業務であり、法令上、書面申請、押印に関する規定はない。	
経団連	41	社会保障協定適用証明書の取得手続きの電子化				
経団連	45	産前産後休業・育児休業届出手続きにおける複数申請の可能化				
経団連	57	医療機器の販売・貸与・修理に関する継続的研修の電子化	③ネットでの講習の提供などで対応する。	a×b□c×d× b ネットでの講習の提供などで対応する。	各種講習・継続的研修について、当分の間、web等での受講も可能とする内容の事務連絡を発出予定。	
経団連	58	高度管理医療機器（ＡＥＤなど）に関する販売届出の電子化				
経団連	75-4	各種検査報告書等の提出の電子化			＜エレベーター、エスカレーター、小荷物用昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化＞ 定期自主検査の報告に係る行政への届出は不要。	
経団連	77-2	各種行政手続き書類における押印原則の撤廃				
経団連	85	労働安全衛生法に基づき労働基準監督署へ提出する報告資料の電子申請化				
経団連	86-1	自治体ごとに異なる就労証明書の書式統一・提出の電子化	<放課後児童クラブについて> ④放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能			
経団連	88	健康保険に関わる届出の電子化	＜健康保険証の事業主経由＞ ⑤保険者が全国健康保険協会、健康保険組合の場合、困難。（現状の事務体制及びシステムでは被保険者への直送体制に応じられない。）	d　保険者が全国健康保険協会、健康保険組合の場合、困難。（現状の事務体制及びシステムでは被保険者への直送体制に応じられない。）		
経団連	93	労働基準監督署への届出書類の押印撤廃				

1．緊急的な対応の可否

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の**書面申請**の徹廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印廃止**の徹廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	101	社会保険関連業務における手続きの簡素化・押印徹廃	〇健康保険（組合健保） ・健康保険証を事業主経由で従業員へ配付する業務 〇健康保険・厚生年金 ・マイナンバーの記載（①～⑩）、押印（①～⑩）が必要な業務（紙帳票の対応） ・①被保険者資格取得届　②被保険者資格喪失届　③被保険者報酬月額算定基礎届　④被保険者報酬月額変更届　⑤被保険者賞与支払届　⑥被扶養者（異動）（３号）届　⑦育児休業等取得者申出書　⑧育児休業等終了月額変更届　⑨産前産後休業取得者申出書　⑩産前産後休業終了時報酬月額変更届　⑪養育期間標準報酬月額特例申出書　⑫社会保険加定厚生年金保険適用証明書交付申請書　⑬介護保険適用除外等該当／非該当届 〇雇用保険 ・マイナンバーの記載（①～⑤）、押印（①～⑦）、または従業員への送付（①～⑥）が必要な業務（紙帳票の対応） ・①被保険者資格取得　②被保険者喪失届　③高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書　④育児休業給付資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書　⑤介護休業給付金支給申請書　⑥離職証明書　⑦外国人雇用状況届 ・上記の各申請書の確認書類の準備（出勤簿、賃金台帳、雇用契約書、労働者名簿、賃既定、住民票、育児休業取扱通知書、母子手帳、介護休業申請書、通帳のコピー、在留カード情報等）	厚生労働省	33	書面・押印		<厚生年金・マイナンバー> ④基礎年金番号を記載すればマイナンバーは記載不要。 <健康保険・マイナンバーの記載> ④保険者が健康保険組合の場合、添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化。 ※保険者が全国健康保険協会の場合、基礎年金番号を記載すればマイナンバーは記載不要。 <雇用保険> ④オンライン化済み	<厚生年金・マイナンバー> 同左 <健康保険・マイナンバーの記載> 【保険者が健康保険組合の場合】f 【保険者が全国健康保険協会の場合】 基礎年金番号を記載すればマイナンバーは記載不要。 <雇用保険関係　従業員への送付（①～⑥）> a□b×c×d×（電子で発行された公文書を電子メールに添付して本人へ提供していただくことも可能としているため、その周知を図る。）	<厚生年金> ③原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <健康保険> ①、②保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ※保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <雇用保険①～⑥> ③署名による申請も可能としている。 <雇用保険⑦> ③署名のみで受付可のため対応済み。	<厚生年金・マイナンバー> a□b○c-d- ・事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。 ・本年４月より、資格の取得・喪失や報酬月額、賞与など主要な届出についてGビズIDを活用したIDパスワード方式による電子申請を導入した。 <健康保険関係> 【保険者が健康保険組合の場合】a－b－c－d○ 【保険者が全国健康保険協会の場合】a□b○c－d－ ・事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。 ・本年４月より、資格の取得・喪失や報酬月額、賞与など主要な届出についてGビズIDを活用したIDパスワード方式による電子申請を導入した。 <雇用保険関係　押印①～⑥> a－b□c－d－（原則として、押印無しでも受け付けることとする。） <雇用保険⑦> a－b□c－d－（原則として、押印無しでも受け付けることとする。）
経団連	103	労災・通災の療養補償の給付申請書への事業主代表者押印の見直し	事業所の労働監督基準署に、従業員の労災・通災の療養補償の給付申請書を提出する際に、事業主の代表者押印が必要となる	労働者災害補償保険法	厚生労働省	34	書面・押印		④労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。	a□b□c－d○　労災保険給付関係については、電子申請・郵送での対応を認めており、改めて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、その旨を各労働局から機会を捉えて周知を図ったところである。また、申請時に添付書類の不備等があったとしても、その場で申請を受理し、事後送付（郵送のほか、Ｅメールでの送付も可能）を認めることとしている。	③労災保険給付関係については、押印がないものも受け付けている。	a－b－c□d－
経団連	110	労災保険給付関係請求書の電子申請化	労災保険給付関係請求書の申請は被災者本人が行うが、実際は多くの企業が会社の総務部門が代行して発行している。PDF書式に記入する手間、基準監督署に郵送し確認する手間等煩雑な業務となっている。安全衛生関係では その他にも電子申請化されていない書式が多いので、テレワーク化の弊害となっている		厚生労働省	35	書面・押印		（労災保険給付関係） ④事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 （労働安全衛生関係） ④既にオンラインでの手続が可能。	<労災保険給付関係> a□b□c－d○　労災保険給付関係については、電子申請・郵送での対応を認めており、改めて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、その旨を各労働局から機会を捉えて周知を図ったところである。また、申請時に添付書類の不備等があったとしても、その場で申請を受理し、事後送付（郵送のほか、Ｅメールでの送付も可能）を認めることとしている。 <労働安全衛生関係> a□b－c－d－　令和２年４月８日に都道府県労働局、労働基準監督署への各種届出・申請について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子での届出・申請の活用の勧奨を内容とする報道発表を行ったところであり、引き続き、利用勧奨を図る。	（労災保険給付関係） ③押印がないものも受け付けている。 （労働安全衛生関係） ③押印することに代えて署名とすることが可能。（電子申請の場合は電子署名での提出が可能）	<労災保険給付関係> a－　b－　c○　d－ <労働安全衛生関係> a□b○c□d○　緊急対応として、届出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。
経団連	111	労使協定届・就業規則変更届等の電子化	労働関係届については、労使の署名・捺印を要するものが多く、テレワークの妨げになっている。	労働基準法等	厚生労働省	36	書面・押印		④36協定や就業規則などについて、電子申請での提出が可能。	a□b－c－d－　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電子申請を利用するようリーフレットを作成し、経済団体に要請を行ったとともに、労働基準監督署等において引き続き周知していく。	③36協定や就業規則などについては、記名押印に代えて、署名での提出は可能。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能。	a～d×e○　現行とも、電子申請によれば、押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。また、記名のみでの届出を認めてしまうと、手続上、他に本人確認資料を求めていないことから、第三者等からの虚偽の届出が行われる可能性があり、ひいては使用者側が恣意的に作成し、労働者に不利な内容で届出が行われることにより、労働条件の低下や、長時間労働による重大な健康障害や労働災害等が生じる可能性があるため。 f×　民間電子認証サービスでは、文書内容の真正性に疑義が生じる可能性があるため、現行どおり、電子署名法の電子署名を用いて提出してもらう。
経団連	112	年金制度（人事制度）改定手続きの簡素化	年金制度改定手続きにおいて、労働組合の組織率が３分の２以下の場合、紙面による個別の同意書による対象者全員の自署・捺印が必要となっている。		厚生労働省	37	書面・押印		④各団体において事情が異なると思われるため、労使で議論し判断した内容を個別に確認の上、対象者が同意した事実を確認できれば、柔軟に対応する。	（１）ａ×ｂ×c×ｄ○ e-govによる申請によりオンライン手続きが提供されているが、eメールでの送付や添付書類の事後送付等も柔軟に対応する。労使で議論し判断した内容を個別に確認の上、対象者が同意した事実を確認できれば、押印がなくても書面を受け付ける。	④各団体において事情が異なると思われるため、労使で議論し判断した内容を個別に確認の上、対象者が同意した事実を確認できれば、柔軟に対応する。	a○b－c－d－ 労使で議論し判断した内容を個別に確認の上、対象者が同意した事実を確認できれば、押印がなくても書面を受け付ける。
経団連	113	企業年金の適用・給付業務における押印・書類添付義務の徹廃	主に年金の適用・給付業務において、印鑑（理事長印）等の各種押印や紙の資料の添付が必須となっているものがある。		厚生労働省	38	書面・押印		④各社・各基金において事情が異なるため、各社・各基金でご判断いただき、ご対応いただく。	同左	③各社・各基金において事情が異なるため、各社・各基金でご判断いただき、ご対応いただく。	同左
経団連	125-3	外出自粛期間中の法定書類の押印廃止 クレーン運転士免許申請時の本人確認の電子化	以下について、押印省略あるいは自粛期間終了後の事後押印提出を認めていただきたい。 ① 住民税異動届 ② 雇用調整助成金計画届出・支給申請 ③ 労災関係報告・給付書類 ④ 健康保険各種給付申請書 ⑤ 日米社会保障協定　健康保険厚生年金保険 適用証明書　交付申請書 ⑥ 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書、各種届出様式 ⑦ クレーン運転士免許申請時の本人確認について（本人による窓口への書類持参が必要）	・上記①～⑤いずれも法定様式(電子申請可能な手続がある可能性もありますが、紙ベースでの手続きについての要望となります) ・⑥は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の定めによるもの	厚生労働省	40	書面・押印	総務省、厚生労働省	＜ 雇用調整助成金計画届出・支給申請＞ ③計画届については省略可能とした。支給申請については事後提出を可能としている。 <労災関係報告・給付書類> ④労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 <日米社会保障協定> ④ 取り得る対応について検討中。 ＜ 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書、各種届出様式 ＞ ④電子申告申請システムを導入済。	<＜2雇用調整助成金計画届出・支給申請＞ a□b□c×d×（今回の新型コロナウイルス感染症対策として、雇用調整助成金の支給申請はオンライン手続を実施しているので、その周知により利用促進を図る。なお、計画届の提出は簡素化のため徹廃済み。） <労災保険給付関係> a□b□c－d○　労災保険給付関係については、電子申請・郵送での対応を認めており、改めて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、その旨を各労働局から機会を捉えて周知を図ったところである。また、申請時に添付書類の不備等があったとしても、その場で申請を受理し、事後送付（郵送のほか、Ｅメールでの送付も可能）を認めることとしている。 <日米社会保障協定> f×g□h×　既に計画されているオンライン化の開始時期を可能な限り早める方向で検討中。一方、eメール等での申請書の提出や証明書の交付は、日本年金機構において、年金個人情報に対してインターネットからの攻撃が及ばないよう、外部からのeメールを遮断しているための不可。 ＜ 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書、各種届出様式 ＞ a□b×,c○d□ ・ＨＰにおいて周知を行っているところであり、引き続きその周知により利用促進を図る。 ・入力時間の軽減及びチェック機能等、入力支援機能を整備している。 ・申告書の提出期限を緊急的な対応として５月15日とされていた申告申請期限を、６月30日に延長した。	＜ 雇用調整助成金計画届出・支給申請＞ ③署名による申請も可能とする予定。 <労災関係報告・給付書類> ③労災保険給付関係については、押印がないものについても受け付けている。 <日米社会保障協定> ③社会保障協定締結国の法令を免除されるための証明書の適正な発行にあたり、押印の必要性について検証の上、押印を求めないことについて検討する。なお、現時点においても事業主が自署する場合は押印不要である。 ＜ 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書、各種届出様式 ＞ ③押印のみでなく代表者の自筆による署名を認めている。なお、緊急的な対応として５月15日とされていた申告申請期限を、６月30日に延長した。	<雇用調整助成金計画届出・支給申請> a□,b～d－（原則として、押印無しでも受け付けることとする。） <労災関係報告・給付書類> a－b－c□d－ <日米社会保障協定> a－b－c－d－　事業主が提出する書類で押印・署名がないものも原則として受け付けは行う取扱いとする。 ＜ 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書、各種届出様式 ＞ a□,b～d－　（原則として、押印無しでも受け付けることとする。）
経団連	133	雇用調整助成金の提出書類の電子化	雇用調整助成金の申請にあたって、代表者印や労働者代表印などの押印が必要なものが多く残されており、また確認書類である賃金台帳や出勤簿といったものについては、書類での提出が義務付けられており、人の移動や人と人の接点などは対応できない状況になっています。 この点、電子認証や、書面ではなく電子データでの提出といった仕組みが導入されることにより、新型コロナウイルスの感染防止対策だけでなく、業務負荷についてもなお一層の軽減につながるのではないかと考えております。		厚生労働省	44	書面・押印		③ 計画届については省略可能とした。支給申請については事後提出を可能としている。	a□b□c×d×（今回の新型コロナウイルス感染症対策として、雇用調整助成金の支給申請はオンライン手続を実施しているので、その周知により利用促進を図る。なお、計画届の提出は簡素化のため徹廃済み。）	③雇用調整助成金の記名押印欄についても、署名による申請も可能とする予定。	a□,b～d－（原則として、押印無しでも受け付けることとする。）
経団連	144	社会保険・労働保険に関する手続きの完全オンライン化	社会保険・労働保険に関する手続きについては、2020年４月より、特定の法人（弊社を含みます）において一部の届出の電子化が義務付けられましたが、その他の届出についても、早急なオンライン化を、ご検討頂きたく思います。	健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、労働災害補償保険法	厚生労働省	46	書面・押印		<年金関係> ③事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能であり、書面申請は求めていない。また、書面による提出の場合も郵送による手続が可能。 <健康保険関係> ④保険者が健康保険組合の場合、eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ※　保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能。 <労働保険関係> ④労働保険関係の主要手続について、電子申請を認めている。 <雇用保険関係> ④オンライン化済み	<年金関係> a□b×c×d×　電子申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。 <健康保険関係> 【保険者が健康保険組合の場合】 f 【保険者が全国健康保険協会の場合】a□b－c－d－　電子申請申請を利用していない一定の事業所に対して、電話や文書等による徹底した利用勧奨を行う。 <労働保険料の申告・徴収関係> a□d×　労働保険関係の主要手続については、すでに電子申請に対応しており、eメールや簡易な申請ウェブサイトの構築は費用対効果等の面から予定していない。 <雇用保険関係> a□b×c×d×（雇用保険関係手続については、事業主が行う主要な手続は全てオンライン手続可能となっているので、その周知により利用促進を図る。）	<年金関係> ③原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <健康保険関係> ①②保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ※保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 <労働保険関係> ③労働保険関係の手続については、一部手続について「記名押印又は署名」を求めており署名であれば押印は不要としている。 ③署名による申請も可能としている。	<厚生年金> a□b○c－d－　事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。 <健康保険関係> 【保険者が健康保険組合の場合】a－b－c－d○ 【保険者が全国健康保険協会の場合】a□b○c－d－　事業主が提出する書類で押印・署名がないものも支障がない限り原則として受け付けは行う取扱いとする。 <労働保険料の申告・徴収関係> a□b－c－d－
経団連	150-1	就労・在籍・勤務証明書等の発行電子化・簡素化	保育園・保育所・児童クラブ（学童）への入園申請やビザの申請、転職の際など、自治体、保育園、入国管理局、転職先などへ提出が必要となる。自治体でフォーマットを決めているケースもあるが、個々の提出先で指定されるケースもあり、任意に確認し押印の上、書面で発行している。 ・事業主が発行する証明書類には社印、代表社印の押印を求められるものもあり、書類の受渡しが発生する。社印、代表者印が無いものでも有効としていただきたい。 ・フォーマットを統一いただきたい。 ・そもそも、法定調査で市区町村でも所得などわかるはずなのに会社に照明を求めているものは廃止いただきたい。	在職証明書は、法律では会社側に発行義務はなく、任意で在職者、もしくは退職者に発行している。	厚生労働省	47	書面・押印	内閣府、厚生労働省	<放課後児童クラブについて> ④放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	<放課後児童クラブについて> 書面や押印については法令上求めていないものであるが、自治体が書面の提出を求める場合には、申請書をＰＤＦ等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、または必ずしも押印を求めるものではない等、柔軟な取扱いをするよう主管課長会議において自治体に周知する。	<放課後児童クラブについて> ③放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能	<放課後児童クラブについて> 書面や押印については法令上求めていないものであるが、自治体が書面の提出を求める場合には、申請書をＰＤＦ等によって添付する形でのeメール等による書類提出を認める、または必ずしも押印を求めるものではない等、柔軟な取扱いをするよう主管課長会議において自治体に周知する。
経団連	152	健康保険扶養認定手続きにおける添付書類の事後提出の容認	健康保険の扶養認定手続き、扶養異動手続きには認定日確定のために原本添付が必要であるが、一時的に添付要件を緩和し、後日提出でも可とする。 外出自粛、在宅勤務という中で住民票の取得のために市町村役場へ赴く必要や原本郵送等をする必要がある。	健康保険法第３条第７項	厚生労働省	48	書面・押印		③保険者が全国健康保険協会、健康保険組合の場合、添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化。	g		
経団連	70	健康保険資格喪失証明書の発行廃止	退職した社員が、国民健康保険への切り替えや次の就職先に提出するための書類で、会社には発行義務はないものの多数の依頼がある。 健康保険資格喪失証明書がなくとも、本人の社会保険加入歴とマイナンバーを紐づけることで資格喪失の有無が確認でき、企業側による証明書発行が不要となる。	国民健康保険法	厚生労働省	50	書面・押印					
経団連	72	労働安全衛生法に基づく研修の電子化	安全管理者等に対する教育／職長　安責者教育／特別教育／雇い入れ時教育／元方の協議組織の設置及び運営。 安衛法で定められた全ての会議(研修)は、対面方式なので、企業(事業所)単位で、TV電話、電子メール等を活用した電磁的方法による開催を認め、その開催基準を示して欲しい。	安衛法（第19条／第60条／第59条）／安衛規則(第635号)	厚生労働省	51	対面					
経団連	73	労働安全衛生法に基づく管理者等の選任に関する届け出の電子化	総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任において、電子による届け出を可能にして欲しい。	労働安全衛生法(第10条・11条・12条)	厚生労働省	52	書面・押印		④既にオンラインでの手続が可能。	a□b－c－d－ 令和２年４月８日に都道府県労働局、労働基準監督署への各種届出・申請について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子での届出・申請の活用の勧奨を内容とする報道発表を行ったところであり、引き続き、利用勧奨を図る。	③押印することに代えて署名とすることが可能。（電子申請の場合は電子署名での提出が可能）	a□b○c□d○　緊急対応として、届出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	101	社会保険関連業務における手続きの簡素化・押印徴廃	＜健康保険証の事業主経由＞ ⑤保険者が全国健康保険協会、健康保険組合の場合、現状の事務体制及びシステムでは被保険者への直送体制に応じられないため、困難。	＜健康保険証の事業主経由＞ d　保険者が全国健康保険協会、健康保険組合の場合、現状の事務体制及びシステムでは被保険者への直送体制に応じられないため、困難。		＜雇用保険関係　マイナンバーの記載（①～⑤）＞ 雇用保険関係の①～⑤の手続きについては、マイナンバーの記載を求めることにより、地方自治体等との情報連携を可能とするものであり、記載自体に意義があるためご理解いただきたい。
経団連	103	労災・通災の療養補償の給付申請書への事業主代表者押印の見直し				
経団連	110	労災保険給付関係請求書の電子申請化				
経団連	111	労使協定届・就業規則変更届等の電子化				
経団連	112	年金制度（人事制度）改定手続きの簡素化				
経団連	113	企業年金の適用・給付業務における捺印・書類添付義務の撤廃				
経団連	125-3	外出自粛期間中の法定書類の押印省略 クレーン運転士免許申請時の本人確認の電子化	＜クレーン運転士免許関係＞ ④クレーン運転士免許申請時の本人確認（左記⑦）については、実技試験等の際に本人確認ができている場合には、改めての窓口来訪等を不要としている。	＜クレーン運転士免許関係＞ a×b×c○　クレーン運転士免許申請時の本人確認（左記⑦）については、実技試験等の際に本人確認ができている場合には、改めての窓口来訪等を不要としている。		
経団連	133	雇用調整助成金の提出書類の電子化				
経団連	144	社会保険・労働保険に関する手続きの完全オンライン化				
経団連	150-1	就労・在籍・勤務証明書等の発行電子化・簡素化	<放課後児童クラブについて> ④放課後児童クラブにおける利用申請の際に、法令や通知で押印や書面提出等を義務付けていないため、自治体の裁量次第で対応可能			
経団連	152	健康保険扶養認定手続きにおける添付書類の事後提出の容認				
経団連	70	健康保険資格喪失証明書の発行廃止			マイナンバー情報連携による医療保険の資格情報の照会は、現状でも対応可能とされている。 ※資格異動後直ちに当該情報が副本登録され照会可能となるわけではないため、書面の資格喪失証明書が必要とされる場合がある。自治体の事務であるため、厚生労働省として判断できないが、法令や通知等により対面対応や押印は求められていない。	国民健康保険は、被用者保険の加入者等以外の者を適用対象としており、保険の二重加入を防ぐ観点から、申請者に対して、保険者又は事業主が発行した資格喪失証明書等の添付を求めることとしている。他方、運用上、資格取得証明書に本人の被用者保険の資格喪失状況を記載させることをもって、ひとまず保険証を交付し、後日、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携により被用者保険側の資格情報を確認することも可能としており、こうした運用等について引き続き保険者等に周知してまいりたい。
経団連	72	労働安全衛生法に基づく研修の電子化	＜教育関係＞ ④一定の要件を満たす場合に限り、既にオンラインでの実施が可能。 ＜委員会関係＞ ④新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等を開催するに際しては、テレビ電話による会議方式にすることなど、令和２年６月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないとしている。	＜教育関係＞ a×b○c×　一定の要件を満たす場合に限り、既にオンラインでの実施が可能。 ＜委員会関係＞ a×b○c×　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等を開催するに際しては、テレビ電話による会議方式にすることなど、令和２年６月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないとしている。		
経団連	73	労働安全衛生法に基づく管理者等の選任に関する届け出の電子化				

1．緊急的な対応の可否

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の**書面申請**の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印原則**の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	74	労働安全衛生法に基づく補償給付等に関する届け出の電子化	【受診した医療機関へ届け出】 療養補償給付(様式第5号　※労災指定病院の受診) 【労働基準監督署長へ届け出】 ・労働者死傷病報告 ・療養補償給付(様式第7号　※労災指定外病院の受診)他 休業補償／障害補償／遺族補償／葬祭料／傷病補償／介護補償などの請求 ⇒　電子による届け出を可能にして欲しい。	労働基準法施行規則第57条／労働安全衛生規則第97条	厚生労働省	53	書面・押印		＜労災保険給付関係＞ ④事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 ＜労働安全衛生関係＞ ④既にオンラインでの手続が可能。	＜労災保険給付関係＞ a○○c－d○　労災保険給付関係については、電子申請・郵送での対応を認めており、改めて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、その旨を各労働局から機会を捉えて周知を図ったところである。また、申請時に添付書類の不備等があったとしても、その場で申請を受理し、事後送付（郵送のほか、Eメールでの送付も可能）を認めることとしている。 ＜労働安全衛生関係＞ a○b－c－d－　令和２年４月８日に都道府県労働局、労働基準監督署への各種届出・申請について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子での届出・申請の活用の勧奨を内容とする報道発表を行ったところであり、引き続き、利用勧奨を図る。	＜労災保険給付関係＞ ③押印がないものも受け付けている。 ＜労働安全衛生関係＞ ③押印することに代えて署名とすることが可能。（電子申請の場合は電子署名での提出が可能）	＜労災保険給付関係＞ a－　b－　c○　d－ ＜労働安全衛生関係＞ a○ b○ c○ d○　緊急対応として、届出・申請への署名・押印がなくても受け付けることとすることについて検討する。
経団連	6-6	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	建築確認の手続きについて、一部郵送対応は行われているが、全面郵送対応をお願いしたい。 また、自治体職員の在宅勤務により手続きが遅れるといったことがないよう、手続きの簡略化を進めて頂きたい。		国土交通省	4	対面					
経団連	6-7	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	次世代住宅ポイントについても、手続きの簡略化を進めて頂きたい。		国土交通省	5	書面・押印		④窓口による申請の他、郵送による申請を可能としている	（商品交換申請手続き）a○d× a：オンライン手続きが可能であることを引き続き周知する （ポイント発行申請手続き等）f× g○h× g：書類の提出期限については柔軟に対応する。	③事業者印の省略を認める	a○ 事業者印の省略を認める ※押印の根拠：無し
経団連	12	宅地建物取引業者の届出事項等の電子化	電子申請は平成24年1月1日以降停止されており、復活を求める。	宅建業法第9条等	国土交通省	7	書面・押印		④宅地建物取引業の免許申請については、平成19年９月より、オンライン申請による受付を開始したが、利用率が極めて低調であったことから、運用経費を共同で負担する都道府県の厳しい財政事情等を踏まえ、平成23年12月をもって中止している。電子申請の再開については、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、関係公共団体の意向を把握したうえで、対応を検討してまいりたい。	（2）f○g○h○ ｆ:○ ・eメールでの提出を可能とする。 ・変更の届出等に際して、必要な書類の一部が不足している場合であっても申請を受領することとし、不足した書類は後日送付を認めるなど柔軟な運用を行うことを認めることとする。 ｇ:○ 変更の届出等に際して、必要な書類の一部が不足している場合であっても申請を受領することとし、不足した書類は後日送付を認めるなど柔軟な運用を行うことを認めることとする。 ｈ:○ 免許行政庁から申請者に対して交付する書類には宅地建物取引業者免許証があるが、これについて、事業者が希望する場合は、eメールによる送付を認めることとする。		
経団連	25	建設に係る設計や積算業務における書籍の電子化	（現状） 設計や積算業務は、各種基準類に基づき行われる。 発行元は、国交省・土木学会・道路協会等であるが、その多くが電子化されておらず書籍の状態である。これらの業務自体はテレワーク可能であるが、基準類の書籍が持ち帰れないほど膨大なため、実態としては出社せざるを得ない状況となっている。 （改善案） 発行元の著作権を守れるような仕組みを作り、基準類の書籍を電子化することで、テレワークが可能となる。 （経団連補足） 【設計業務】※以下2点は、比較的広範な工事・工種で使用している。 ・コンクリート標準示方書 ・道路橋示方書	各種基準類	国土交通省	8	書面・押印					
経団連	94	公共事業案件の工事施工における提出書類の電子化・遠隔説明対応促進	施工体制台帳の提出に代表されるように、公共事業の施工段階における工事に要する各種提出書類は、紙面提出（書類によっては捺印を要す）ならびに対面による説明を要するケースが殆どであり、原則これらの書類を電子化（pdf等による電子化）し電子メールでの提出、遠隔（テレビ会議等）による説明方法に変革することにより、対面での手続や書面での手続を削減することができる。 ※対面による提出書類は見積書、完成図書、工事図面等多岐にわたります。 また、提出書類の中には、丸印（会社代表印）が必要となるケースもあり、社内での本社への移動をともなった対面での押印も発生しています。	https://www.mlit.go.jp/common/001284142.pdf 国土建第４９９号　平成３１年3月２９日 P8　公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。（公共工事入札契約適正化法第15条第1項） また、押印については慣例的なものであり根拠法令・通達は見当たりませんでした。	国土交通省	10	その他			＜国土交通省の直轄工事関係＞ a～d○、f～h○ 入札への参加を希望する者に対し、入札公告において、望まない場合を除いて原則として、電子入札システム及び電子契約システム（以下「電子的なシステム」という。）を用いることを明示するとともに、各地方整備局等のＨＰにおいて電子的なシステムの案内を行っている。 また、インターネット利用のリスク（なりすまし等）を回避するために、利用者本人を特定するための電子証明を内蔵したＩＣカードと、ＩＣカードを読み込むためのＩＣカードリーダーを準備する必要がある。ＩＣカード発行に必要な書類、手続、費用及びサービス内容については、ＩＣカード発行元である民間認証局によって異なるところであるが、利用者の負担の少ない発行が可能となるよう検討してまいりたい。 なお、電子的なシステムの利用について、別途書面の提出を求めることはなく、利用者から使い勝手が悪い等のご意見は現在特に承っていないが、そのような場合であっても適切に対応できるように、ヘルプデスクを設置する、システムの定期改修を行う等、利用者の意見・要望を踏まえ、引き続き電子的なシステムの利用率向上に努めている。 電子的なシステムを利用できない者への対応についても以下のとおり対応してまいりたい。なお、紙による入札を行った者に対して不利な取扱いをしないこととしている。 ・書類の提出に当たって、メール等の活用が可能な範囲の拡充について引き続き検討する ・状況に応じて書類の提出期限をできるだけ長く確保するなど、従来の手続に縛られない柔軟な対応に努める ・書類の送付に当たって、メール等の活用が可能な範囲の拡充について引き続き検討する		＜国土交通省の直轄工事関係＞ a○、d○、f○ メール等の提出により手続を進め、押印された正本は後日提出で可能とするなど、従来の手続に縛られない柔軟な対応に努めている。 契約書については、会計法により押印を求めることが規定されているが、電子的なシステムを活用する場合は、契約事務取扱規則（大蔵省令）により電子署名及び認証業務に関する法律に基づく電子署名を用いることで押印を不要とすることができるため、引き続き電子的なシステムの利用促進を図って参りたい。
経団連	95	建設業法における使用人・営業所専任技術者のテレワークの利用可能化	建設業法に基づき、営業所の代表者として登録する者（建設業法施行令第３条の使用人）、及び営業所の専任技術者の業務は、テレワークにより実施が可能と認識しておりますが、 施行令第３条の使用人、営業所の専任技術者が、建設業法に基づく常勤性、専任の要件から、建設業法の観点からは制約されるのか、公式に見解が出されておらず、不明確になっていると感じております。 建設業法に基づき、選任し登録が必要とされている、施行令第３条の使用人、営業所の専任技術者のテレワークの利用可能について、公式の見解を示して頂きたく、お願い申し上げます。	建設業法	国土交通省	11	その他					
経団連	75-1	各種検査報告書等の提出の電子化	・安全運転管理の届け出 ・消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届け、防火対象物定期点検報告等の電子化 ・特殊建築物定期調査、建築設備定期検査等の報告書電子化 ・空調熱源機器等の法定点検報告の電子化 ・給水設備、受水槽清掃、水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化 ・エレベーター、エスカレーター、小荷物用昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化 ・ビル衛生管理法に基づく点検結果報告の電子化(以下、経団連補足)ビル管法では「点検結果報告」を規定していないが、都道府県知事は必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し必要な報告をさせることができるとしており、その報告について要望する。 ・設備運転管理業務における有資格者届出の電子化 （電気主任技術者／ボイラー運転／危険物取扱　等）	道路交通法（第74条の3第1項、第4項）／消防法／高圧ガス保安法／水道法／ビル衛生管理法／建築基準法／電気事業法／労働安全衛生法	国土交通省	15	書面・押印	国土交通省 消防庁 経済産業省 厚生労働省 警察庁	④現行制度上、電子申請が可能である。なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう関係機関へ通知済み。	f○g○ オンライン等（eメールにPDF等で添付含む）による提出の受付を最大限認めるよう関係機関へ要請する。なお、直ちに提出が困難なものについては、報告期限の猶予等を関係機関へ要請済み。	③現行制度上、電子申請が可能であり、その場合は押印についても電子署名で代替されている。 なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するよう関係団体へ通知済み。	c○ コロナ対応の緊要性を考慮し、押印の代替手段を講じることで、原則として押印がなくても文書を受け付けるものとする。 ※押印の根拠：省令 ・(建築物)建築基準法施行規則に基づく別記第36号の２様式 ・(昇降機)建築基準法施行規則に基づく別記第36号の4様式 ・(建築設備)建築基準法施行規則に基づく別記第36号の６様式 ・(防火設備)建築基準法施行規則に基づく別記第36号の８様式
経団連	76-2	資格更新のｅ-ラーニング対応	資格更新の為、長時間の講習受講が必要であり、e-ラーニングの適用を可として欲しい。（監理技術者講習）	建設業法	国土交通省	16	対面					
経団連	77-1	各種行政手続き書類における押印原則の撤廃	建設業法 他 各種届出の許認可や、労務関係にて書面に押印が必要	建設業法	国土交通省	17	書面・押印	国土交通省、厚生労働省	④建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和４年度内の運用開始に向けて検討を行っています。	f：○ ・eメールでの提出を可能とする。 ・必要な書類が十分に整わない場合であっても、許可の更新の申請を受領することとし、許可の更新期限を迎える者が書類の不足を理由に許可が失効しないよう、柔軟な運用を行うこととする。（5/29付け課長通知で措置済み） g：○ 決算報告について、株主総会の承認などを受けていないものであっても、受け付けることとする等、柔軟に対応することとする。（5/29付け課長通知で措置済み） ｈ：○ 許可行政庁から事業者に送付する許可通知については、事業者が希望する場合は、eメールによる送付を認めることとする。	③建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和４年度内の運用開始に向けて検討を行っているところです。 また、申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。	ａ：○ 5/22に貴会議より示された基準（２．押印原則の見直しの基準について）に従い、ガイドラインにおける様式を根拠として、押印を求めている手続については、押印を求めないこととする。 ｂ：○、ｃ：○ 5/22に貴会議より示された基準（３．行政手続等の類型毎の対応方針 ④業法）に従い、本人確認のために押印を求める必要性が比較的大きいと考えられる、新規の許可申請等でない手続（継続的な関係の中での手続である、更新申請や変更届出等）については、押印を求める意味合いが比較的小さいと考えられるため、押印を省略することを可能とする。
経団連	78	運転取扱実施基準等の改正に伴う届出の電子化・押印撤廃	改正内容は事前に担当者と打ち合わせ、不明点についてはやりとり(説明)をした上で提出しており、実質的にはすでに関係者が了知している内容を形式的に書面提出(郵送)しているに過ぎない。 また、(慣例なのかもしれないが)届出書には社印を押印して提出している。 できればこれを省略可とし、難しい場合は商業登記で用いられている電子証明書のような形でも可としていただきたい。 届出は許認可行為ではないため改正日前に届出が済めば大きな問題はないと考えられ、社印不要のPDF提出可となれば出社せずとも届出が可能になることから、検討をお願いしたい。		国土交通省	18	書面・押印		②	f○	②	a○
経団連	80	建設業における申請・届出の電子化	○建設業に関連する事業において、登録・変更を要するもの、および定期的に報告を求められているものについては、定められた様式に則り資料を作成し、公印を押印のうえで、監督官庁である国土交通省へ提出することが法令上求められている。	建設業法	国土交通省	19	書面・押印		④建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和４年度内の運用開始に向けて検討を行っています。	f：○ ・eメールでの提出を可能とする。 ・必要な書類が十分に整わない場合であっても、許可の更新の申請を受領することとし、許可の更新期限を迎える者が書類の不足を理由に許可が失効しないよう、柔軟な運用を行うこととする。（5/29付け課長通知で措置済み） g：○ 決算報告について、株主総会の承認などを受けていないものであっても、受け付けることとする等、柔軟に対応することとする。（5/29付け課長通知で措置済み） ｈ：○ 許可行政庁から事業者に送付する許可通知については、事業者が希望する場合は、eメールによる送付を認めることとする。	③建設業法に基づく許可等の申請や届出に係るオンライン化については、令和４年度内の運用開始に向けて検討を行っているところです。 また、申請書類等書面の押印については、政府全体の方針も踏まえつつ、許可事務をともに行う地方公共団体の意見を聞きながら、手続きの在り方について検討を進めてまいります。	ａ：○ 5/22に貴会議より示された基準（２．押印原則の見直しの基準について）に従い、ガイドラインにおける様式を根拠として、押印を求めている手続については、押印を求めないこととする。 ｂ：○、ｃ：○ 5/22に貴会議より示された基準（３．行政手続等の類型毎の対応方針 ④業法）に従い、本人確認のために押印を求める必要性が比較的大きいと考えられる、新規の許可申請等でない手続（継続的な関係の中での手続である、更新申請や変更届出等）については、押印を求める意味合いが比較的小さいと考えられるため、押印を省略することを可能とする。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	74	労働安全衛生法に基づく補償給付等に関する届け出の電子化				
経団連	6-6	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	④限行制度上、郵送対応、電子申請が可能である。なお、申請の受付について、電子申請または郵送による受付を最大限活用するとともに、業務の効率的な実施を行うよう関係機関へ通知済み。	a○ 申請の受付について、緊急事態宣言解除後も引き続き、電子申請または郵送による受付を最大限活用するとともに、業務の効率的な実施を行うよう関係機関へ通知を行う。		
経団連	6-7	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化				
経団連	12	宅地建物取引業者の届出事項等の電子化				
経団連	25	建設に係る設計や積算業務における書類の電子化			国土交通省が作成する積算基準類については、HPでの公表、また情報公開請求があれば電子データの開示を行っている。また、国土交通省が所管する設計に関する基準類についても、一部電子化されている。 他方、国土交通省以外の者が発行する基準類に係る書籍については、出版物電子化に伴う権利上の問題が生じるため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討する。	具体的な要望のあった道路構示方書・コンクリート標準示方書に係る書籍について、発行元に対して本件要望事項を申し伝え、電子化を働きかける。
経団連	94	公共事業案件の工事施工における提出書類の電子化・遠隔説明対応促進		＜直轄工事関係＞ a○、c○ 打合せ等については可能な限りオンラインでの対応に努めている。また、対面手続は、電子的なシステムの活用により原則として実施しないこととしている。	国交省直轄工事については、施工や検査等の工事関係書類については、多くの工事において既に情報共有システム（ASP）や電子帳票管理システムにより、オンラインでの対応が可。一部、未オンライン化の工事についても、郵送、電子メール等で対応可能。	国交省直轄工事については、施工や検査等の工事関係書類については、多くの工事において既に情報共有システム（ASP）や電子帳票管理システムにより、オンラインでの対応が可。一部、未オンライン化の工事についても、郵送、電子メール等で対応可能であり、その旨の周知を図る。
経団連	95	建設業法における使用人・営業所専任技術者のテレワークの利用可能化			営業所専任技術者又は令３条の使用人に係る専任等の要件については、以下のとおり考えています。 ・営業所専任技術者及び令３条の使用人は、建設業法及び建設業許可事務ガイドラインにおいて、専任等が求められているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一定の条件の下、テレワークにより職務に従事している場合であっても、専任等の要件を欠くことにはならない。 ・一定の条件については、本店や営業所等で職務に従事している場合と同等の業務を遂行できる環境が求められ、電磁的な通信手段により、業務時間内においては常時連絡を取ることができることなどが必要である。	営業所専任技術者又は令３条の使用人に係る専任等の要件については、以下のとおり考えています。 ・営業所専任技術者及び令３条の使用人は、建設業法及び建設業許可事務ガイドラインにおいて、専任等が求められているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一定の条件の下、テレワークにより職務に従事している場合であっても、専任等の要件を欠くことにはならない。 ・一定の条件については、本店や営業所等で職務に従事している場合と同等の業務を遂行できる環境が求められ、電磁的な通信手段により、業務時間内においては常時連絡を取ることができることなどが必要である。
経団連	75-1	各種検査報告書等の提出の電子化				
経団連	76-2	資格更新のｅ-ラーニング対応	④　講習実施機関に対し、当面の間、自宅学習（教材を用いた自宅学習及び試験）による講習を実施するよう要請しており、受講者が会場に来ることなく、自宅で受講をできるようすでに措置しています。	b：○ 講習実施機関に対し、当面の間、自宅学習（教材を用いた自宅学習及び試験）による講習を実施するよう要請しており、 受講者が会場に来ることなく、自宅で受講をできるようすでに措置済みであり、関係業界に通知及びHPで公表する等して周知を図ったところ。		
経団連	77-1	各種行政手続き書類における押印原則の撤廃				
経団連	78	運転取扱実施基準等の改正に伴う届出の電子化・押印撤廃		a○		
経団連	80	建設業における申請・届出の電子化				

1．緊急的な対応の可否

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の**簡素申請**の徹底、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：ｅメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔に ご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印廃止**の徹底関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔に ご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	2	自治体の不動産関係行政における面会協議・住民への説明会開催の見直し	・コロナの感染防止の観点から、行政には最大限ご配慮いただいていることに感謝申し上げる。 ・在宅勤務によるテレワークのため、①竣工検査　②大きな図面・模型などを用いた協議は対面などにならざるを得ないが、感染防止措置（少人数・マスク着用・離隔距離など）を講じて必要最低限にて実施している。 ・一部の行政（市・区等）にて、①面会での協議を求める、②住民への説明会開催を必須としている（他の行政では個別資料配布＋個別協議等の代替策を認めている）など、蔓延防止についての配慮に欠けている事例が報告されている。行政組織内部での罹患蔓延についても大変懸念しており、内閣府から感染防止の徹底の観点から注意喚起をお願いしたい。 ※特定の業件を念頭にしたものではなく、全般的に要望するもの。		総務省 国土交通省		対面					
経団連	35	退職所得控除申告書の電子化	退職金支給時に本人に記入・押印し、事業主に提出し、事業主は紙面で保管することとなっております。（必要に応じ、税務署への提出要） 申告書の内容は、基本的に事業主で把握している内容であり、実質的に本人の押印のみを行っている状況にあり、電子確認、または事業主が電子的に必要なデータを保管することを希望いたします。	所得税法第203条、所得税法施行規則第77条	財務省	1	書面・押印		④退職手当等の支給を受ける人が退職手当等の支払者に提出する「退職所得の受給に関する申告書」については、所得税法第203条第４項において既に法令上電子提出が可能であり、同申告書の保管についても電子的に提出されたものは、所得税法施行規則第77条第７項により電子保管可能となっている。	(1)ａ○ｂ×ｃ×ｄ× 既にオンライン手続が可能であることの周知・広報をしているところ。今後、国税庁ホームページやリーフレットなどを通して、より一層の周知・広報を実施していく。		
経団連	1-11	各種行政手続きの押印原則・書面申請の徹廃	年末調整に捺印、紙証憑添付が求められること		財務省	2	押印				①③法令上、押印がなければならないこととされているが、押印が困難な場合には、他の方法により書類の真正性等を確認することも可能。なお、被用者から雇用者への扶養控除申告書等の提出については、既に法令上電子手続可能でありその場合は捺印不要。また、生命保険料控除証明書等の紙証憑添付については令和２年10月から電子手続が可能となり、当該紙証憑添付は不要となる。なお、令和２年10月から電子手続を促進するため、被用者が年末調整に必要な情報をマイポータル経由で一括入手し、そのデータが申告書等の所定の項目に自動入力等される施策を開始	ｄ　法令上、押印がなければならないこととされているが、他の方法により被用者本人が提出したことを確認することも可能。なお、被用者から雇用者への扶養控除申告書等の提出については、既に法令上電子手続可能でありその場合は捺印不要。また、生命保険料控除証明書等の紙証憑添付については令和２年10月から電子手続が可能となり、当該紙証憑添付は不要となる。
経団連	1-12	各種行政手続きの押印原則・書面申請の徹廃	税務署提出書類に捺印が求められること		財務省	3	押印				① 【電子提出の場合】 法人税などの申告・納付手続や、各種申請届出等の国税関係手続について、オンライン化を進めてきており、既に約９割の国税関係手続がオンライン利用可能（手続件数基準）となっている。 他方、ダイレクト納付届出書のように税務署から金融機関等の第三者に提出しなければならない国税関係手続については、第三者が押印を求めているなどの理由からオンライン化に対応していないものがある。 【書面提出の場合】 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	ｄ　法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
経団連	5-1	生命保険会社に対する財産調査照会業務の電子化	税務署・福祉事務所等の行政機関は、財産調査等(※)を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行なっている。 生命保険会社は、このような行政機関からの照会に日々対応しているが、照会が紙ベースのものとなっているため、手作業で目視確認をしながら事務処理を行なっており、出社して対応することが必要な状況となっている。 紙ベースで照会がなされている点は、必ずしも法規制によるものでなく、また、すでに行政当局においては、民間企業とも連携いただきつつ、照会業務の電子化に向けて検討いただいているところと承知しているが、生命保険会社としてテレワークをいっそう強力に進めていく観点から、かかる照会業務の電子化の早急な実現を改めて要望したい。 なお、弊社は、年間１４０万件を超える財産調査の文書照会をいただくが、テレワークを推奨しようとしている昨下においては、速やかに対応しなければならない案件の優先順位をつけていただく等の対応もご検討いただきたい。 （※）徴収（税金滞納）、福祉（生活保護）、相続等に伴う財産調査	【税務署照会】 国税徴収法第１４１条、国税徴収基本通達第２款第１４１条関係第５条、国税通則法第７４条の２、第７４条の３、地方税法第２６条 【福祉事務所照会】 生活保護法第２９条	財務省	4	書面・押印	国税庁、厚生労働省	④行政機関から金融機関への照会・回答業務のデジタル化に向けて、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関（銀行等、証券、保険）による検討会等が開催されているところ。引き続き、照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していく。	(2)Ｉ○ｇ×ｈ×ｉ○ コロナ感染症対応として、書面での照会は緊急性の高いもの等に限定して実施しているところ。その上で、照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していく。	③法令に根拠のない金融機関からの回答文書への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする方向で検討（訴訟における証拠能力等の観点も踏まえた検討が必要）	a　法令に根拠のない金融機関からの回答文書への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする。ただし、訴訟における証拠能力等の観点から、それが必要な場合は、所要の対応を行う。
経団連	27	特別徴収税額通知（納税義務者用）の紙面交付義務の緩和	特別徴収税額通知（納税義務者用）の紙面交付義務があるため、電子交付が望ましい。 また市区町村の保育園入園申込みや保育料決定の際、特別徴収税額通知書の提出が求められることが多く、税額通知書の現物のニーズが生じている。マイナンバーデータから情報を取得するなど、提出不要となる措置が望ましい。	地方税法第321条の4	総務省 内閣府 厚生労働省		書面・押印	総務省、内閣府、厚生労働省	【総務省】③添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ・今年度当初賦課分の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、既に発送作業に着手していること、また電子化には受入側となる特別徴収義務者側の体制整備も必要であることから、今年度分について急遽配布方法を変更することは困難である。なお、今般のコロナ感染症対策の観点から、各特徴義務者において、感染拡大防止等に必要であると判断される場合にあっては、書面配布の時期（法律上は5月31日までに配布）について弾力的に対応いただきたいと考えている。	【総務省】（２）ｆ×ｇ○ｈ× 書面配布の時期については、弾力的に対応できる旨を周知した。		
経団連	39	年金受給者死亡時の所得税還付請求手続きの電子化	年金受給者の死亡に伴う所得税還付請求に関して、年金受給者のご遺族からの死亡に関するご連絡が来ないと会社として対応を行えないため、還付請求を行わざるを得ないケースが発生する。その際、現行手続きとは紙面、押印の対応が必要な状況。 ＜現行手続きの流れ＞ 国税庁指定の所定様式に会社代表者印を押印し、必要書類（在留カード，契約書等）とともに税務署宛て郵送。 届出書の控に税務署受付印が押印され、会社宛てに返送される。	国税通則法第56条、所得税基本通達181～223共-6 ＜参考国税庁URL＞ https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/1648_48.htm 『手続名』源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付請求	財務省	6	書面・押印		④雇用者が税務署に行う源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付請求については、既にe-Taxを通じた電子手続可能	(1)ａ○ｂ×ｃ×ｄ× 既にオンライン手続が可能であることの周知・広報をしているところ。今後、国税庁ホームページやリーフレットなどを通して、より一層の周知・広報を実施していく。	③雇用者が税務署に行う源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付請求については、既にe-Taxを通じて電子手続が可能でありその場合には押印不要	ｄ　法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
経団連	40	租税条約に基づく税免除手続きの電子化	近年外国人社員の雇入れが増えており、外国人の受入元国によっては、所得税、住民税の免除対象となる。その際の手続きが、現状紙面、押印の対応が必要な状況。 ＜現行手続きの流れ＞ 国税庁指定の所定様式に会社代表者印を押印し、必要書類（在留カード，契約書等）とともに税務署宛て郵送。 届出書の控に税務署受付印が押印され、会社宛てに返送される。	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第9条第1項、第2項、第9条の5 ＜参考国税庁URL＞ https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/1648_48.htm 『手続名』租税条約に関する届出（所得税法第161条第1項第7号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除）	財務省	7	書面・押印		②④非居住者等が租税条約の届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受領した源泉徴収義務者が当該届出書（事後的に原本の提出が必要）を出力したものを税務署に提出することが可能。 また、事後的に租税条約の届出書及び遡行請求書を税務署に提出することで、租税条約による税の減免を受けることも可能。 なお、税務署への郵送による提出も可能。	(2)Ｉ○ｇ×ｈ×ｉ× 非居住者等が租税条約の届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受領した源泉徴収義務者が当該届出書（事後的に原本の提出が必要）を出力したものを税務署に提出することを可能とした。	①法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	ｄ　法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
経団連	46	租税条約に基づく居住者証明書の請求手続きの電子化	わが国と租税条約を締結している国等において、わが国の居住者が租税条約に基づく租税の減免等を受けるため、租税条約の相手国等の権限ある当局に対して、わが国の居住者証明書を提出する必要が生じたときに、所轄の税務署に対し証明請求を求める手続。	根拠法令ではありませんが、参考までに手続きの概要が掲載されているページをご進めいたします。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/osirase/9210.htm	財務省	8	書面・押印		④居住者証明書の様式は提出先国により区々であり、また提出方法も提出先国により区々となっているため、オンライン化していないが今後検討。なお、郵送による請求は可能としている。	(2)Ｉ○ｇ×ｈ×ｉ○ 対象手続の範囲及び納税者が正確かつ簡便に利用可能な仕組み等を考慮しつつ、予算措置を前提に、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用したオンライン手続を可能とする方向で検討。	③法令に根拠のない租税条約に基づく居住者証明の請求手続への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする方向で検討	a　法令に根拠のない租税条約に基づく居住者証明の請求手続への押印については、押印を廃止する又は求めないこととする。
経団連	87	給与等の支払い状況調査の電子フォーマット化	税金等を滞納している人について、給与の支払状況を調査するために過去3ヶ月分賃金支払や賞与の支払について市区町村に報告するものです。 （大体固定資産税とか自動車税といったものの滞納です）	国税徴収法第141条	総務省	9	書面・押印	総務省追加	【総務省】③対応困難 給与等照会の電子化については、現時点では照会を電子的に行う仕組みが存在しないため、直ちに当分の間の取り扱いとして実施することは困難である。 なお、給与等照会に係る統一様式については、平成31年１月にとりまとめられており、地方団体に対し統一様式の使用を要請しているところ。	【総務省】（２）ｆ×ｇ○ｈ× 照会の提出期限については、各地方団体に対し柔軟な対応を依頼している。		
経団連	104	租税条約に関する届出書の電子化（eTax等）	海外取引で源泉所得税の免除・軽減を受ける際に「租税条約に関する届出書」を芝税務署に紙で提出する必要あり。（芝税に持参するのは主計室）	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第4条第1項、第2項、第3項、第11項、第12項、第9条の5、第9条の6	財務省	10	書面・押印		②④非居住者等が租税条約の届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受領した源泉徴収義務者が当該届出書（事後的に原本の提出が必要）を出力したものを税務署に提出することが可能。 また、事後的に租税条約の届出書及び遡行請求書を税務署に提出することで、租税条約による税の減免を受けることも可能。 なお、税務署への郵送による提出も可能。	(2)Ｉ○ｇ×ｈ×ｉ× 非居住者等が租税条約の届出書の原本を提出することが困難な場合には、非居住者等からメール等により受領した源泉徴収義務者が当該届出書（事後的に原本の提出が必要）を出力したものを税務署に提出することを可能とした。	①法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	ｄ　法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
経団連	132	国税関係書類の「電子帳簿保存法」認可要件の緩和	・申請期間の緩和（現行は導入3か月前申請）、及び猶税期間途中からの採用 ・他社から受領した請求書の保存方法の緩和（現行は規定整備、タイムスタンプ導入等、容易ではない）	電子帳簿保存法	財務省	11	その他					
経団連	135-1	所得税・住民税関連手続きの電子化	以下、書類は直接窓口に提出することが求められているが、PDF送付を認めることを希望する。 ・法定調書 ・所得税の納付書 ・所得税の是正時の法定調書・源泉徴収票 ・年末調整・確定申告関連書類 （住宅控除信入金等特別控除申告書・給与天引きしている保険料控除申告書） ・給与所得者異動届出書（住民税関連）		財務省	12	書面・押印	国税庁 財務省 総務省	①④法定調書などの税務署に提出される書類については、窓口提出のほか、郵送による提出も可能（法定調書については、光ディスク等による提出が可能）。 また、オンラインでの手続として、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した提出も可能。	(1)ａ○ｂ×ｃ×ｄ× 既にオンライン手続が可能であることの周知・広報をしているところ。今後、国税庁ホームページやリーフレットなどを通して、より一層の周知・広報を実施していく。	①書面提出の場合、法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	ｄ　法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
経団連	106	国庫への返納金の納付書の電子化	国庫金への返納の際に納付書（紙）での支払を求められています。（それほど多い事例ではありませんが、官公庁への売掛金の返金時に発生します）		財務省	17	書面・押印		④歳出金の返納金については、日本銀行国庫金取扱規程第25条の3の規定により既にインターネットバンキングなどによる納付について制度上手当されている。	（１）ａ○ｂ×ｃ×ｄ× 既にインターネットバンキングなどによる返納金のオンライン納付は可能となっており、日本銀行国庫金取扱規程第25条の3においてもオンライン納付を受けた場合の手続を規定済である。納付者によるオンライン納付の利用については、納付書類を発行する各府省において、引続き電子政府の総合窓口等を通じて周知を図り、徐徐を行う。 ＜電子政府の総合窓口HP＞ https://www.e-gov.go.jp/faq/shinsei-term/0004/index.html		
経団連	135-2	所得税・住民税関連手続きの電子化	以下、書類は直接窓口に提出することが求められているが、PDF送付を認めることを希望する。 ・法定調書 ・所得税の納付書 ・所得税の是正時の法定調書・源泉徴収票 ・年末調整・確定申告関連書類 （住宅控除信入金等特別控除申告書・給与天引きしている保険料控除申告書） ・給与所得者異動届出書（住民税関連）		財務省	18	書面・押印	国税庁 財務省 総務省	①④法定調書などの税務署に提出される書類については、窓口提出のほか、郵送による提出も可能（法定調書については、光ディスク等による提出が可能）。 また、オンラインでの手続として、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した提出も可能。	(1)ａ○ｂ×ｃ×ｄ× 既にオンライン手続が可能であることの周知・広報をしているところ。今後、国税庁ホームページやリーフレットなどを通して、より一層の周知・広報を実施していく。	①書面提出の場合、法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	ｄ　法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
経団連	68	国税関係書類の事前申請制度の徹廃	現在は、国税庁が指定した申請書に必要書類を添付して開始日の3か月前に管轄税務署へ申請者の押印と税理士の印を申請書に押印して申請している。 現在すでにEDIにある電子保管については事前申請不要となっていることから、国税関係書類（例：請求書・領収書・契約書）の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請についても必要なルール/要件は定めたうえで申請自体は不要として欲しい。	電子帳簿保存法	財務省	19	書面・押印		④国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存の事前申請については、電子申請（e-Tax）も可能。	(1)ａ○ｂ×ｃ×ｄ× 既にオンライン手続が可能であることの周知・広報をしているところ。今後、国税庁ホームページやリーフレットなどを通して、より一層の周知・広報を実施していく。	③電子申請の場合、押印は不要。	ｄ　法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
経団連	131-4	電子印章制度等の活用推進	電子印章や電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法により法整備がなされているが、その利用が可能な範囲に比べ、未だ実際に利用は限定的。行政や企業の一団の活用に向けた取り組みが期待される。	電子署名法、電子帳簿保存法	財務省	20	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省 財務省（電子帳簿保存法）	④緩和を要望する具体的な規制の内容が不明確。		③緩和を希望する具体的な規制の内容が不明確。	
経団連	102	行政・外郭団体と民間企業との人材交流に関する出向協定締結時の押印徹廃	出向時の人件費等の取り扱いを定めた出向協定書の押印をもとめられるが、電子メール等で当事者間合意が確認できるものであれば、押印なしでの運用でお願いしたい。（緊急事態対応期間中及びそれに続く一定期間）		人事院	1	書面・押印		②	【人事院】（２）Ｉ○ｇ×（該当しない）ｈ○ eメール（PDF等で添付）による提出を認める。	②	【人事院】ａ○ｂ～ｄ×（該当しない） 要望にあるように当事者間の合意が確認できるのであれば押印を求めない。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	2	自治体の不動産関係行政における面会協議・住民への説明会開催の見直し	【総務省】 ④地方公共団体の行政手続のオンライン化については、努力義務となっており、総務省としても既に「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を示すなどし、推進しているところ。 【国交省】 ④　①面会での協議を求める、②住民への説明会開催を必須としている、ともに国交省が主体として求めるものは確認できませんでした。自治体が主体のものについては、地方公共団体のデジタル化に係る総務省等の方針に沿って、今後対応を検討します。	【国交省】 ※具体的なご要望に応じ、優先順位の高いものから順次取組の実施を検討。		
経団連	35	退職所得控除申告書の電子化				
経団連	1-11	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃				
経団連	1-12	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃				
経団連	5-1	生命保険会社に対する財産調査照会業務の電子化				
経団連	27	特別徴収税額通知（納税義務者用）の紙面交付義務の緩和				
経団連	39	年金受給者死亡時の所得税還付請求手続きの電子化				
経団連	40	租税条約に基づく税免除手続きの電子化				
経団連	46	租税条約に基づく居住者証明書の請求手続きの電子化				
経団連	87	給与等の支払い状況調査の電子フォーマット化				
経団連	104	租税条約に関する届出書の電子化　(eTax等)				
経団連	132	国税関係書類の「電子帳簿保存法」認可要件の緩和			・電子帳簿保存法では、帳簿の作成方法に特段の制限は設けておらず、リモート環境下で電子的に作成することも可能。 ・他社から電子的に受領した請求書等の保存方法は令和2年度税制改正により選択肢を拡大したところ（第三者提供クラウドの利用等を追加）。	引き続き制度の周知を図る。
経団連	135-1	所得税・住民税関連手続きの電子化				
経団連	106	国庫への返納金の納付書の電子化				
経団連	135-2	所得税・住民税関連手続きの電子化				
経団連	68	国税関係書類の事前申請制度の撤廃				
経団連	131-4	電子印章制度等の活用推進				
経団連	102	行政・外郭団体と民間企業との人材交流に関する出向協定締結時の押印撤廃				

1：緊急的な対応の可否

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の**簡素申請**の徹底、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印廃止**の徹底関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	37	民間企業における役員報酬(給与)調査の電子化	指定職俸給表の適用を受ける職員の給与を検討する為の資料を得ることを目的とした調査において、書面でのやり取りが求められている。	国家公務員法第67条、一般職の職員の給与に関する法律第2条	人事院	2	書面		①令和２年から導入予定 ②令和元年から実施済み	【人事院】（1）a~dO（f~hO） a　調査関係書類にオンライン提出が可能であること、および積極的な利用を推奨する旨の記載を行っている。 b　パスワード、IDがあれば勤務場所に関係なくオンライン手続を行える設計としている。 c　オンライン手続のみで調査が完了するよう設計していると共に、エラーチェック等の入力支援機能を充実させている。 d　メールによる提出を認めていることや、提出期限の超過についても、可能な限り柔軟な対応を行っている。また、希望に応じ、調査関係書類の電子媒体の提供も行っている。		
経団連	147-2	税金等の支払処理における納付書不要化とオンライン化の推進	税金の支払い、電話回線使用料等の支払いにおいて、納付書による支払を求められるものがある。支払の際に納付書現物のやり取りや支払った後の領収書の保管が必要であり、出社しての対応が必要となっています。		総務省	2	書面・押印	財務省・総務省	【地方税の支払いについて】 ③対応困難 法人住民税や法人事業税等の法人が納める税目については、令和元年10月から稼働している地方税共通納税システムにおいて、電子納税を行うことが可能となっている。 その他の税目については、地方団体の取組により、ペイジー、クレジットカード等を利用した窓口納付以外の収納手段が多種化され、普及している状況である。 引き続き、地方税共通納税システムの対象税目の拡大や各地方団体の収納手段の多種化に取り組んでいくが、全税目・全地方団体が対応するためには、大規模なシステム改修が必要となるため、直ちに当分の間の取り扱いとして実施することは困難である。 【電話料金について】 ④ 法令に基づいて行われている行政手続等ではないため、国により緊急的な措置を実施できる対象ではないが、各電話事業者の判断により納付書だけではなく、口座振替やクレジットカードによる支払を可能とするなど柔軟に対応している状況であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により支払手続が困難な場合には、多くの事業者において、利用者からの申告に基づき支払期限の延長を実施している状況であると承知している。	【地方税の支払いについて】 （2）f×g○h× 納期限については、各地方団体に対し柔軟な対応を依頼している。		
経団連	6-3	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	東京都等では、防火・防災管理者選任届出書を消防署に届け出る際、持参しなければならない、郵送及びFAXでの届け出を可能とするなど、非対面化を進めて頂きたい。		総務省	3	対面			（2）f○g×h×		
経団連	56	消防用設備に関する書類の押印廃止	型式を有する消防用設備については、型式の取得や変更及び製品の製造委託などについて、型式認証機関に押印書類の提出が義務付けられている。	消防法 検定業務規程第27条 受託評価業務規程第36条 消防防災用設備機器性能評定細則第30条	総務省	4	書面・押印		※規制・制度概要に記載の「型式認証機関」につきましては、日本消防検定協会及び登録検定機関を指すものとして回答します。（以降のこの項目の回答において同じ。） ④可能な限りeメール等により対応するよう、日本消防検定協会及び登録検定機関に要請する。	（2）f○g×h× 下記の対応について、日本消防検定協会及び登録検定機関に対し、要請する通知を発出した。 ・消防法令に基づき、それぞれ日本消防検定協会又は登録検定機関に対し提出することとされている申請書については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ・押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。	③臨時的措置として、当面の間は、 法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、日本消防検定協会及び登録検定機関に要請する。	a×b□c○d× 押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取扱う旨、日本消防検定協会及び登録検定機関に対し、要請する通知を発出した。
経団連	75-2	各種検査報告書等の提出の電子化	・安全運転管理の届け出 ・消防用設備の法定点検届出、工事着工・設置届け、防火対象物定期点検報告等の電子化 ・特殊建築物定期調査、建築設備定期検査等の報告書電子化 ・空調熱源機器等の法定点検報告の電子化 ・給水設備、受水槽清掃、水質検査、簡易専用水道検査等の法定点検報告の電子化 ・エレベーター、エスカレーター、小荷物用昇降機等の定期検査・性能検査報告の電子化 ・ビル衛生管理法に基づく点検結果報告の電子化(以下、経団連補足)ビル管法では「点検結果報告」を規定していないが、都道府県知事は必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し必要な報告をさせることができるとしており、その報告について要望する。 ・設備運転管理業務における有資格者届出の電子化 （電気主任技術者／ボイラー運転／危険物取扱　等）	道路交通法（第74条の3第1項、第4項）／消防法／高圧ガス保安法／水道法／ビル衛生管理法／建築基準法／電気事業法／労働安全衛生法	総務省	5	書面・押印	国土交通省 消防庁 経済産業省 厚生労働省 警察庁	④可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	（2）f○g○h× 下記の対応について、各消防本部に要請する通知を発出した。 ・消防法令に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている申請書等については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ・押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。 ・防火対象物の点検の延期等	③臨時的措置として、当面の間は、 法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。	a○b□c○d× 押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取扱う旨、各消防本部に対し、要請する通知を発出した。
経団連	76-1	資格更新のｅ-ラーニング対応	資格更新の為、長時間の講習受講が必要であり、e-ラーニングの適用を可として欲しい。（消防設備士）	消防法	総務省	6	対面					
経団連	90-2	事業者に求められる書面手続きの電子化・簡素化	事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすくするために、手続きの簡素化等の対応を検討いただきたい。 （例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい） ・ 役員・主要株主の売買報告における提出期間延長または提出方法の変更（根拠法令：金融商品取引法第163条） ・ 官公庁への届出（例：消防法に定められる防火・防災管理者変更届） ・ 商業登記に係る申請書の添付書面（写しの添付による対応） ・ 在宅による金銭賃借の媒介（在宅で賃金業を行えるかが不明確） ・ 宅地建物取引における重要事項説明書や契約締結交付書面の電子化 ・ 官公庁からの交付書類の電子化（例：住民税決定通知書、特別徴収税額決定通知書は、各自治体から事業者宛に郵送で届き、それを事業者が社員へ配布している）		総務省	7	その他	金融庁 消防庁 法務省 金融庁 国土交通省総務省	【消防法に定められる防火・防災管理者変更届について】 ④可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	（2）f○g○h× 下記の対応について、各消防本部に要請する通知を発出した。 ・消防法令に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている申請書等については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ・押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。 ・防火対象物の点検の延期等	【消防法に定められる防火・防災管理者変更届について】 ③臨時的措置として、当面の間は、 法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。	a×b□c○d× 押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取扱う旨、各消防本部に対し、要請する通知を発出した。
経団連	8	地方税ポータルシステム（eLTAX）における住民税異動届出書の電子提出促進	転職者の特別徴収継続手続きにあたって、本人・転職元・転職先の間で滞りなく、かつ効率的に特別徴収継続の手続きができるよう、eLTAX上の仕組みを整備していただきたい。 現在は、eLTAXで住民税の異動届出書を特別徴収継続で提出する場合、転職元の手続担当者が、転職先の情報を登録して送信しなければならないが、一般的に転職先について転職者が進んで公開することは少なく、またデリケートな情報であることから担当者からも聞取しづらいため、転職元の担当者が転職先の情報を把握していることは稀である。情報が入手できない場合、特別徴収の継続手続きを電子的に完結することができず、書面での手続きに切り替えざるを得ない。具体的には、転職元の手続担当者が書面上に必要事項を記入した後市区町村等に提出、さらにその後転職先において転職先の手続担当者が必要事項を記入し、市区町村に提出するという煩雑なプロセスを経なければならない。 昨今ではライフスタイルやキャリアの多様化、人材流動化が進み、転職者数も増加傾向にあるという背景に加え、今般の新型コロナウイルス感染症のさん延を契機に多くの事業者がテレワーク等の推進や業務効率化に取り組んでいる中で、このように転職先の情報をもっていないだけで電子上での手続きができないという現状は、当該手続きに関与する全ての者（転職元企業の手続担当者、転職先企業の手続担当者、市町村の担当者）の安全を確保し、本来必要のない事務作業を減らし生産性を向上させるうえでのバリアとなりかねない。 以上のことから、例えば、eLTAXにおける電子手続きの際に、転職元の手続き担当者が転職先の情報を保有していなくとも、同じ電子上のファイルに本人ないし転職先の担当者が必要な情報を補完することで手続きできるなど、一貫して電子手続きを完了できる仕組みを導入していただきたい。	地方税法施行規則　第10条	総務省	9	書面・押印		③添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ・給与所得者の異動届については、御指摘の通りすでにeLTAX上での電子的申請が可能である。緊急的対応として、転職先情報が把握できない場合であって、eLTAX上での電子的申請を希望される場合は、普通退職扱いとして所定の手続きを行っていただきたいと考えている。	（1）a○b~d× オンライン手続の周知を図り、利用を低迷する。		
経団連	13	消防法上の各種届出事項の電子化	消防法上の各種届出事項はすべて電子申請が不可となっている。	消防法第3条の２、第8条の２、第17条の３の２、第33条の１８、第51条の８、第51条の９、第51条の11の２等	総務省	10	書面・押印		④可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	（2）f○g○h× 下記の対応について、各消防本部に要請する通知を発出した。 ・消防法令に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている申請書等については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ・押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。 ・防火対象物の点検の延期等	③臨時的措置として、当面の間は、 法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。	a○b□c○d× 押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取扱う旨、各消防本部に対し、要請する通知を発出した。
経団連	20	消防届出書類への代表者印の押印廃止もしくは電子申請の実現	消防署への提出書類（防火管理者の選任届出書や消防計画作成届出書等、他にも多種あります）には代表者印や社印の押印と原本の提出が義務付けられている。現状はオンラインでの申請等は不可。	消防法 地方自治体の火災予防条例	総務省	11	書面・押印		④可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	（2）f○g○h× 下記の対応について、各消防本部に要請する通知を発出した。 ・消防法令に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている申請書等については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ・押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。 ・防火対象物の点検の延期等	③臨時的措置として、当面の間は、 法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。	a○b□c○d× 押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取扱う旨、各消防本部に対し、要請する通知を発出した。
経団連	23	企業間取引（官公庁、地方自治体を含む）における押印・書類授受業務のデジタル化	[規制による現状・民間の慣行] ・ 省庁や自治体との契約における入札規程等での規制により、紙の書類への押印や書類の授受（手渡しや郵送等）等の業務のために出社せざるを得ない状況がある。 ・ また、様々な申請において書類の真正性を確認するために、「紙」の書類で法人の印鑑証明や登記事項証明を提出している。インターネットで登記情報を取得することは可能となっているが、本人確認書類として利用するためには法的な証明力の付与が期待される。 ・ なお、受発注等の企業間取引においても、改ざんリスク防止のために慣例的に書類に押印や書類授受の業務を行っており、取引の大部分をしめる民間企業での業務効率化を妨げている。 [要望] ・ 企業間取引（官公庁、自治体を含む）における押印・書類授受業務をデジタルに行う環境構築が必要であり、文書を発行する企業の代表者印や社印が押下された「紙」の書類を前提とする記等の規制を改正するとともに、データがどの組織で作成されたか（組織の正当性）を簡便に判別できる仕組み（eシール）を公的に認定する制度を創設いただきたい。 ・ 上記の内容は、現在、総務省のサイバーセキュリティ統括官室で取組まれており、トラストサービスの早期社会実装に向けて、スピーディーな制度検討を進めていただきたい。	官公庁や地方自治体における入札規程等	総務省	12	書面・押印		【総務省における押印・書類授受業務のデジタル化について】 ④ 政府電子調達システム（GEPS）の利用により、電子契約が可能です。総務省としては、原則、電子での契約対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【地方自治体における押印・書類授受業務のデジタル化について】 ・入札申請について ④ 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、書面申請を義務付けている規定はない。各地方公共団体の財務規則で整理することでオンラインによる対応は可能。 ・契約について ④ 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面の場合のほか、契約内容を記録した電磁的記録を作成することも可能であり、オンラインにより対応可能。	【総務省における押印・書類授受業務のデジタル化について】 a○　引き続き個別の入札手続の機会を捉えて、政府電子調達システム（GEPS）による電子入札の周知を行って参ります。 b × c × d ○（f ○、g ×、h ×）押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。 【地方自治体における押印・書類授受業務のデジタル化について】 ・入札申請について ・契約について （1）a、（2）i 地方公共団体の入札・契約手続について関係書類への押印を要しないようにすること、オンラインの方法によること等を地方公共団体に要請している。なお、総務省は取組主体ではないため上記の区分としている。	【総務省における押印・書類授受業務のデジタル化について】 ③ 政府電子調達システム（GEPS）の利用により、電子契約が可能です。総務省としては、原則、電子での契約対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。 【地方自治体における押印・書類授受業務のデジタル化について】 ・入札申請について ③ 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請者確認の取扱いも各地方公共団体の財務規則で整理する必要がある。 ・契約について ④ 対応困難（地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面により契約を行う場合は、記名押印をしなければ、当該契約は確定しないとしているところであり、書面の場合に関しては押印を省略することはできない。）	【総務省における押印・書類授受業務のデジタル化について】 ・ a○、b ×、c ×、d × 押印が困難な正当な理由及び提出書類が正規な契約相手方からの発行であることの確認をもって押印の省略・原本の後日提出を認めます。 【地方自治体における押印・書類授受業務のデジタル化について】 ・入札申請について ・契約について — 地方公共団体の入札・契約手続について関係書類への押印を要しないようにすること、オンラインの方法によること等を地方公共団体に要請している。なお、総務省は取組主体ではないため該当区分としている。
経団連	43	住民税通知書に係る手続きの完全電子化、自治体毎の書類様式の統一化	＜住民税通知書の完全電子化＞ 地方税ポータルシステム（eLTAX）が以前より導入されているにもかかわらず、全市区町村の完全導入には至っていない状況。故に紙面による対応が残っている。 ＜各種様式の統一化＞ 「就労証明書」「在職証明書」「所得証明書」等の各種様式に関して、自治体毎に様式が異なるため、現状手書き、押印の対応が必要。	＜住民税通知書の完全電子化＞ eLTAX利用原則化等の法令がないため、各自治体のご意向と推察。	総務省 厚生労働省 内閣府	13	書面・押印	総務省、厚生労働省、内閣府 →内閣府と厚生労働省は内閣府でまとめて回答	【総務省】⑤対応困難 ・「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）」については、平成28年度課税分より電子的送付が開始され、送付可能な団体も着実に増加しているところ（令和元年時点で683団体（51%）が対応）であるが、市町村のシステム的な対応が必要であり、現時点で対応していない地方団体が今年度分の通知を電子的に送付することは困難。 【内閣府】①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	【総務省】（1）a○b~d× 市町村のシステム的な対応が必要であり、現時点で対応していない地方団体が今年度分の通知を電子的に送付することは困難。なお、当初分の通知の作成・送付については、5月中に作業が完了しているところ。	【内閣府】②法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めていない。	

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	37	民間企業における役員報酬(給与)調査の電子化				
経団連	147-2	税金等の支払処理における納付書不要化とオンライン化の推進				
経団連	6-3	不動産売買・建築請負契約に係る手続きの電子化	④可能な限り郵送で対応するよう、各消防本部に要請する。	a×b×c○ 下記の対応について、各消防本部に要請する通知を発出した。 ・消防法令に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている申請書等については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ・押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。		
経団連	56	消防用設備に関する書類の押印撤廃				
経団連	75-2	各種検査報告書等の提出の電子化				
経団連	76-1	資格更新のｅ-ラーニング対応	④新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。	a×b○c× 新型コロナウイルス感染症対策により講習を受けられなかった場合においても、消防法上の違反処理を行わない旨を通知済み。 さらに、オンラインでの講習の提供などデジタル技術を活用する方法について検討する。		
経団連	90-2	事業者に求められる書面手続きの電子化・簡素化	–		【 官公庁からの交付書類の電子化について】 ・今年度当初賦課分の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、既に発送作業に着手していること、また電子化には受入側となる特別徴収義務者側の体制整備も必要であることから、今年度分について急遽配布方法を変更することは困難である。なお、今般のコロナ感染症対策の観点から、各特徴義務者において、感染拡大防止等に必要であると判断される場合にあっては、書面配布の時期（法律上は5月31日までに配布）について弾力的に対応いただきたいと考えている。	書面配布の時期については、弾力的に対応できる旨を周知した。
経団連	8	地方税ポータルシステム（eLTAX）における住民税異動届出書の電子提出促進				
経団連	13	消防法上の各種届出事項の電子化				
経団連	20	消防届出書類への代表者印の押印撤廃もしくは電子申請の実現				
経団連	23	企業間取引（官公庁、地方自治体を含む）における押印・書類授受業務のデジタル化				
経団連	43	住民税通知書に係る手続きの完全電子化、自治体毎の書類様式の統一化				

１．緊急的な対応の可否

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の**書面申請**の撤廃、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印原則**の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	53	住民票転出届の取消申請手続きの電子化等	住民票転出届の取消申請について、現行ルールでは多くの市区町村が対面での手続きとしているが、郵送等での対応を認めていただきたい。 実例として、4月1日付で海外赴任する予定だった新任駐在員が、赴任を前提に既に住民票転出届を提出している。しかし、その後の新型コロナウイルスの世界的な蔓延により、海外赴任がままならず国内待機しているため、住民票を一旦日本国内に戻したいという声が新任駐在員から挙がっているが、現状では混雑する市役所等へ訪問し対面での手続きが必要になることから、手続きを控えているケースがある。 また、上記に関連して、新型コロナウイルスの特別定額給付金は、「給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者」が要件のため、海外への転出届を出しているものの、実態として日本国内に留まり居住している者は、給付対象者から除外されてしまう。本施策の目的に鑑み、4月27日以降に住民票転出届の取消しを行う者については、基準日において住民基本台帳に記録されている者として、特別定額給付金の給付対象者として認めてもらえるようご配慮いただきたい。	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）	総務省	14	対面					
経団連	59	無線基地局の利用申請の簡素化	4.9GHzの無線申請において、基地局の場所を移動させる際などには社印を押した届け出が必要になる。	電波法 第十七条等	総務省	15	書面・押印		①オンライン化を行う。 オンラインで対応済	（1）a○、b×、c×、d○（f○g×h-）		c○
経団連	60	電気通信事業法に関する各種届出の押印撤廃	各種届出に押印が必要。 例えば、電気通信端末機器審査協会へ行うJATE申請、テレコムエンジニアリングセンターにおこなうTELEC認証など。	電気通信事業法	総務省	16	書面・押印			（2）f～h○		c○
経団連	90-5	事業者に求められる書面手続きの電子化・簡素化	事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすくするために、手続きの簡素化等の対応を検討いただきたい。 （例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい） ・ 役員・主要株主の売買報告における提出期限延長または提出方法の変更（根拠法令：金融商品取引法第163条） ・ 官公庁への届出（例：消防法に定められる防火・防災管理者変更届） ・ 商業登記に係る申請書の添付書面（写しの添付による対応） ・ 在宅による金銭貸借の媒介（在宅で貸金業を行えるかが不明確） ・ 宅地建物取引における重要事項説明書や契約締結時交付書面の電子化 ・ 官公庁からの交付書類の電子化（例：住民税決定通知書、特別徴収税額決定通知書は、各自治体から事業者宛に郵送で届き、それを事業者が社員へ配布している）		総務省	17	その他	金融庁 消防庁 法務省 金融庁 国土交通省総務省	【消防法に定められる防火・防災管理者変更届について】 ④可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	（90-2と重複） 【総務省】（2）f○g○h× 下記の対応について、各消防本部に要請する通知を発出した。 ・消防法令に基づき、各消防本部等に対し提出することとされている申請書等については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ・押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。 ・防火対象物の点検の延期等	【消防法に定められる防火・防災管理者変更届について】 ③臨時的措置として、当面の間は、 法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう 、各消防本部に要請する。	（90-2と重複） 【総務省】a×b○c○d× 押印については、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取扱う旨、各消防本部に対し、要請する通知を発出した。
経団連	91-5	テレワークの支障となる手続き等の押印撤廃・電子化	テレワークの支障となる手続きに関し、特に書面に押印が必要となるものについて、押印の廃止、電子化などの簡素化を進めていただきたい。また、法令等で既に簡素化に係る措置がなされているものについても、その利用をさらに促進するための対応を検討いただきたい。 （例えば、以下のような手続きについて、対応を検討いただきたい） ・ 民間の各種契約書、申込書への押印の廃止、電子化 ・ 業界団体、日銀、取引所等への報告・届出に係る書面への押印の廃止、電子化 ・ 本人確認に係る手続きの簡素化（犯罪収益移転防止法などに定められている本人確認に関し、ビデオ通話機能の活用や郵送による本人認証の水準規定の明確化等） ・ 電子署名の推進		総務省	18	書面・押印	金融庁 経済産業省 警察庁 法務省 総務省				
経団連	97	住民税異動届のデータ化	住民税にかかる次の書類の提出をデータでの届出可能としていただきたい ・給与支払者の変更に伴う異動届の提出 ・普通徴収から特別徴収への切り替え時の納付書の提出		総務省	19	書面・押印		①オンライン化を行う。 ・「給与所得者異動届出書」及び「普通徴収から特別徴収への切替申請」については、既にeLTAX上での電子的申請が可能である。	（1）a○b～d× オンライン手続の周知を図り、利用を慫慂する。	ー	
経団連	98	住民税の税額変更通知のデータ化	住民税の税額変更通知の交付が書面による郵送となっているが、データでの交付としていただきたい。 ただし、現在のeL-TAXの使い勝手が悪いので、この機能も改善していただきたい。		総務省	20	書面・押印		⑤対応困難 ・「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）」の交付については、平成28年度課税分より電子的送付が開始され、変更通知についても送付可能な団体が着実に増加しているところであるが、市町村のシステム的な対応が必要であり、現時点で対応していない地方団体が今年度分の通知を電子的に送付することは困難。	（1）a○b～d× 市町村のシステム的な対応が必要であり、現時点で対応していない地方団体が今年度分の通知を電子的に送付することは困難。	ー	
経団連	109	自治体入札申請における実印・使用印利用ルールの簡便化（電子署名導入など）	・申請にあたっての実印押印が義務化されている ・入札、契約にあたっての使用印の事前申請が必要	各自治体への入札申請における記載要領、他	総務省	22	書面・押印	地方自治法	・入札申請について ④ 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、書面申請を義務付けている規定はない。各地方公共団体の財務規則で整理することでオンラインによる対応は可能。 ・契約について ④ 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面の場合のほか、契約内容を記録した電磁的記録を作成することも可能であり、オンラインにより対応可能。	・入札申請について ・契約について （1）e、（2）i 地方公共団体の入札・契約手続について関係書類への押印を要しないようにすること、オンラインの方法によること等を地方公共団体に要請している。なお、総務省は取組主体ではないため上記の区分としている。	・入札申請について ③ 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請者確認の取扱いを各地方公共団体の財務規則で整理する必要がある。 ・契約について ④ 対応困難 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面により契約を行う場合は、記名押印をしなければ、当該契約は確定しないとしているところであり、書面の場合に関しては押印を省略することはできない。	・入札申請について ・契約について ー 地方公共団体の入札・契約手続について関係書類への押印を要しないようにすること、オンラインの方法によること等を地方公共団体に要請している。なお、総務省は取組主体ではないため該当区分なしとしている。
経団連	114	住民票異動のオンライン化	転入、転出等、住民票の異動に伴い市区町村窓口への出頭を要する手続きをオンラインで行うことを可能とし、役所への出頭の削減、窓口混雑緩和、行政事務コストの大幅な削減と公務員業務のテレワーク化を実現する。	住民基本台帳法、マイナンバー法	総務省	23	対面					
経団連	115	マイナンバーカード電子証明書書換えのオンライン化	住民票異動や、電子証明書の期限切れに伴いマイナンバーカードの電子証明書の書換えが必要となるが、これを最寄りのコンビニなどで行えるようにし、役所への出頭を不要化する。	住民基本台帳法、マイナンバー法	総務省	24	対面					
経団連	116	住民票の利用者用電子証明書による代替	住民票の提出を求めるあらゆる手続きを、マイナンバーカード内の電子証明書で代替することを基本原則として定め、例外には応分の負担を求めることにより、証明書取得、提出のための出頭、郵送などを大幅に削減する。	住民基本台帳法	IT室	25	書面・押印		【IT室】 ④デジタル手続法及び同法施行令において、国民等申請者の利便性向上のために、住民票の写しを求めている法令に基づく手続については、マイナンバーカードの電子署名等行政機関間の情報連携を通じて必要な情報を入手・参照できる場合には、住民票の写しの省略を可能とする旨既に規定しているところ。なお、同政令においては、マイナンバーカードを用いた手法に限らず、住基ネットの活用など他の手段も定めているところ。			
経団連	120	特別定額給付金の申請手続きの電子化	特別定額給付金について、ほとんどの国民が郵送申請であり 自治体に届いた紙の申請書の処理に当社ＳＥが来庁し作業 を実施している。 ほとんどの国民のオンライン申請を可能とすることで、 自治体でデジタルでの処理を実現し、ＳＥが自治体に訪問しなくて もいい環境を早急に整備してほしい		総務省	27	対面		④特別定額給付金については、感染症拡大を防ぐことに配慮しつつ、給付金を迅速にお届けするため、申請書の受付に当たっては、郵送のほか、オンライン申請など、窓口申請以外の方法を基本としており、給付についても口座振り込みを基本としている。 具体的には、マイナンバーカードを所持する世帯主は、オンライン申請でマイナポータルから申請をしていただくことが可能であり、このことは、HPやパンフレット等においても広報、周知をしているところ。	（1）a○,b○,c○,d× 特別定額給付金については、感染症拡大を防ぐことに配慮しつつ、給付金を迅速にお届けするため、 申請書の受付に当たっては、郵送のほか、オンライン申請を基本としており、 給付についても、原則口座振り込みとするなど、対面での手続きを極力避けるよう配慮しているもの。 オンライン申請については、マイナンバーカードを所持する世帯主が、 受付システムとして国が改修し整備したマイナポータルから申請をしていただくことが可能であり、 HPやパンフレット等においても広報、周知をしているところ。		
経団連	125-1	外出自粛期間中の法定書類の押印省略 クレーン運転士免許申請時の本人確認の電子化	以下について、押印省略あるいは自粛期間終了後の事後押印提出を認めていただきたい。 ① 住民税異動届 ② 雇用調整助成金計画届出・支給申請 ③ 労災関係報告・給付書類 ④ 健康保険各種給付申請書 ⑤ 日米社会保障協定　健康保険厚生年金保険 適用証明書　交付申請書 ⑥ 障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書、各種届出様式 ⑦ クレーン運転士免許申請時の本人確認について（本人による窓口への書類持参が必要）	・上記①～⑤いずれも法定様式(電子申請可能な手続がある可能性もありますが、紙ベースでの手続きについての要望となります) ・⑥は「障害者の雇用の促進等に関する法律」の定めによるもの	総務省	28	書面・押印	総務省、厚生労働省	①オンライン化を行う。 ・「給与所得者異動届出書」については、既にeLTAX上での電子的申請が可能である。	（1）a○b～d× オンライン手続の周知を図り、利用を慫慂する。	③ 紙ベースの「給与所得者異動届出書」については、省令様式上押印欄は設けられていないが、市区町村において独自に欄を追加している例もある。その場合において、押印については、状況によっては省略を認める運用を行っている地方団体も存在することから、必要に応じて提出先の地方団体に御相談いただきたい。	a○ 各地方団体あて、押印省略を認める等の柔軟な対応を依頼した。
経団連	135-3	所得税・住民税関連手続きの電子化	以下、書類は直接窓口に提出することが求められているが、PDF送付を認めることを希望する。 ・法定調書 ・所得税の納付書 ・所得税の是正時の法定調書・源泉徴収票 ・年末調整・確定申告関連書類 （住宅控除借入金等特別控除申告書・給与天引きしている保険料控除申告書） ・給与所得者異動届出書（住民税関連）		総務省	29	書面・押印	国税庁 財務省 総務省	①オンライン化を行う。 ・住民税の「給与所得者異動届出書」については、既にeLTAX上での電子的申請が可能であるほか、多くの地方団体においては郵送での提出等も認めているものと認識している。	（1）a○b～d× オンライン手続の周知を図り、利用を慫慂する。	ー	
経団連	131-3	電子印章制度等の活用推進	電子印章や電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法により法整備がなされているが、その利用が可能な範囲に比べ、未だ実際に利用は限定的。行政や企業の一団の活用に向けた取り組みが期待される。	電子署名法、電子帳簿保存法	総務省	30	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省 財務省（電子帳簿保存法）				

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（特参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	53	住民票転出届の取消申請手続きの電子化等	③郵送による手続を認める ＜補足＞ 転出届については、市区町村の窓口に出向いて行うことが基本とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の諸情勢等に鑑み、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止に伴う住民基本台帳事務等の取扱いについて」（令和元年3月6日付け総行住第31号。以下「令和２年３月６日付け通知」という。）により、当面の緊急措置として、郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）を利用する方法により行わせることとして差し支えないこととしている。 転出届の取消しの申出についても、市区町村の窓口に出向いて行うことが原則であるが、令和２年３月６日付け通知の趣旨に準じ、当面の緊急措置として、国外転出を取りやめた場合には、転出届の取消しの申出を郵便等により受け付けることとして差し支えないこととする。 この場合においては、本人確認書類の写しを同封させるとともに、当該転出を取り消したときは、速やかに申出を行った者に係る住民票の住所宛てにその旨を通知することとする。 なお、国外転出を取りやめたが、従来の住所に引き続き居住せず、新たに生活の本拠を定めることとした者は、別途、転出入届又は転居届を行う必要がある。	d 代替措置として郵送による手続を認める。 ※「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る質疑応答について」（令和2年5月15日付け総行住第97号）を発出		
経団連	59	無線基地局の利用申請の簡素化				
経団連	60	電気通信事業法に関する各種届出の押印撤廃			電子署名を付した電子ファイルをメールで提出いただくことで代替可能と考えられますので、手続担当課室にご確認いただきますようお願いします。	
経団連	90-5	事業者に求められる書面手続きの電子化・簡素化	…		【 官公庁からの交付書類の電子化について】 ・今年度当初賦課分の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、既に発送作業に着手していること、また電子化には受入側となる特別徴収義務者側の体制整備も必要であることから、今年度分について急遽配布方法を変更することは困難である。なお、今般のコロナ感染症対策の観点から、各特徴義務者において、感染拡大防止等に必要であると判断される場合にあっては、書面配布の時期（法律上は5月31日までに配布）について弾力的に対応いただきたいと考えている。	【総務省】書面配布の時期については、弾力的に対応できる旨を周知した。
経団連	91-5	テレワークの支障となる手続き等の押印撤廃・電子化				
経団連	97	住民税異動届のデータ化	…			
経団連	98	住民税の税額変更通知のデータ化	…			
経団連	109	自治体入札申請における実印・使用印利用ルールの簡便化（電子署名導入など）				
経団連	114	住民票異動のオンライン化	【転出届】対応済み マイナンバーカードの交付を受けている者による転出届は、オンラインで行うことが可能である。 【転入届・転居届・世帯変更届】⑤対応困難 ＜理由＞ 転入届・転居届・世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市町村の住民票に記載され、又は市町村の住民票の記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性・本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。 また、マイナンバーカード及びこれに記録される電子証明書は、この様な厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点（トラストアンカー）とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届・転居届・世帯変更届については、窓口において対面で実施することが必要不可欠である。 ＜代替手段＞ 転入届・転居届・世帯変更届は、届出の事由が生じた日から14日以内に行わなければならず、正当な理由がなく当該期間を経過した者は、住民基本台帳法第52条第２項の規定により、過料に処することとされているが、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止に伴う住民基本台帳事務等の取扱いについて」（令和元年3月6日付け総行住第31号）により、当分の間、当該期間を経過した者については、『正当な理由』があったものとみなすこととしている。	【転出届】対応済み 【転入届・転居届・世帯変更届】d ＜理由＞同左		
経団連	115	マイナンバーカード電子証明書書換えのオンライン化	⑤対応困難 ＜理由＞ 電子証明書はオンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールであるため、本人確認及びセキュリティの観点から、住所地市区町村の統合端末で電子証明書の書き換えを行う必要がある。 ＜代替手段＞ なし	d ＜理由＞同左		
経団連	116	住民票の利用者用電子証明書による代替				
経団連	120	特別定額給付金の申請手続きの電子化				
経団連	125-1	外出自粛期間中の法定書類の押印省略 クレーン運転士免許申請時の本人確認の電子化				
経団連	135-3	所得税・住民税関連手続きの電子化	…			
経団連	131-3	電子印章制度等の活用推進				

1．緊急的な対応の可否

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の**書面申請**の廃止、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印廃止**の推奨関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	67-3	電子署名の利用要件の緩和	・電子署名法第3条の要件を取引金額や契約期間の長短等の観点でリスクの低い契約については緩和（認証事業者が発行する証明書を添付して私有鍵(秘密鍵)で暗号化したものを公開鍵で解除し平文化する形ではなく、メール等での合意結果を法人登記上の役員(住所地へ郵送する等)する、若しくは要件を満たすサービスを公開（特定）してほしい。 ・現在の電子署名法で電子押印の権限が限定（端末特定）されていることから代行処理ができないので、該当端末でしか対応できない要件を緩和して欲しい。 電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度、その他必要な事項を定めることにより、国民による電子署名の円滑な利用を確保し、電子商取引をはじめとするネットワークを利用した社会経済活動の一層の推進を図ることができる。	電子署名法 第3条	総務省	31	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省				
経団連	63	携帯音声通信事業における本人確認の非対面化	携帯電話不正利用防止法第2章に定める本人確認方法は対面で本人確認書類を確認する方式であり、接触が不可欠。郵送等で対応できるように変えて欲しい。（セコムの場合はみまもりホンが対象）。	携帯電話不正利用防止法 第2章	総務省 警察庁	32	対面	総務省、警察庁				
経団連	71	住民税決定通知書（個人配布用）の電子化	住民税税額決定通知書を自治体ごとに異なる書式で作成し、会社経由で社員へ配布する作業が負担となっている。 ポータルサイトを作成し、マイナンバーをキーに本人が確認する仕組みにする。また、本証明書は保育園の提出書類として使うことが多いようなので、その場合でも本人が印刷し押印不要とするように変更をお願いしたい。	地方税法第321条の4	総務省	33	書面・押印		③添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ・今年度当初賦課分の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、既に発送作業に着手していること、また電子化には受入側となる特別徴収義務者側の体制整備も必要であることから、今年度分について急遽配布方法を変更することは困難である。なお、今般のコロナ感染症対策の観点から、各特徴義務者において、感染拡大防止等に必要であると判断される場合にあっては、書面配布の時期（法律上は5月31日までに配布）について弾力的に対応いただきたいと考えている。	（２）ｆｘｇ□ｂ× 書面配布の時期については、弾力的に対応できる旨を周知した。		
経団連	117	公金決済のオンライン化	マイナンバーカード、マイナポータルを使った公金決済を普及させ、納付、還付、給付にかかる事務をオンライン化し、国民、行政双方のテレワークを促進する。 国民の金融口座のマイナポータルへの登録義務化を前提とする。	マイナンバー法	番号室		その他					
経団連	86-2	自治体ごとに異なる就学証明書の書式統一・提出の電子化	以下の書類について、書式が異なるとともに、書面提出が求められている。 ・保育園、こども園、学童継続利用のための就学確認の証明書 ・幼児教育無償化にかかわる現況確認の証明書	保育園、こども園、学童継続利用のための幼児教育無償化にかかわる現況確認	内閣府	1	書面・押印	内閣府、厚生労働省	①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	a□b□c△d△ 保育所の利用申込等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。５月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータル上でのオンライン申請を積極的に活用すること、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討することを事務連絡で依頼した。		
経団連	99	就労（在籍）証明書等の書式のデータ化および押印の省略	地方自治体より保育園入園等のために求められる就労（在籍）証明・収入証明等について、指定書式が紙での交付または公開ＰＤＦのダウンロード帳票に記載、事業主（証明者）の押印を行う必要があり、テレワークの妨げになっている。 ＜要望＞ ・入力可能なデータファイルでの公開 ・事業主の押印の省略 として、入力した電子データを受け付けるようしていただきたい ・書式が各自治体によって異なっており、統一していただきたい。		内閣府 厚生労働省	2	書面・押印	内閣府・厚生労働省 →内閣府で回答 No.137-1,2は統合	①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	a□b□c△d△ 保育所の利用申込等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。５月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータル上でのオンライン申請を積極的に活用すること、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討することを事務連絡で依頼した。	②法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めていない。	a○ 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を、認定申請書の添付書類として提出することとされており、押印は求めていない。さらに、５月19日には、市区町村に対し、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う状況を踏まえ、各市区町村の判断で押印を不要とすることが望ましい旨、事務連絡を発出した。
経団連	137	就労証明書への証明印押印の省略	要望１（コロナ終息までの間の特例） ☒ 新型コロナウィルス感染拡大が終息し、担当社員の出社による危険が解消されるまでの間の特例として、押印を省略した就労証明書の提出を可能としていただきたい。 要望２（本格対処として、紙運用からの脱却） 企業－社員－自治体間の就労証明書情報の授受を、紙を介さず電子的に実施するしくみを早期に実現するようご検討いただきたい。 要望３（要望２実現までの暫定措置） ☒ 要望２が実現するまでの間の暫定的な措置として、企業における就労証明書の「印刷・捺印・送付」業務の負担が軽減されるよう、「証明印が印刷された就労証明書」（朱肉による捺印ではなく）が有効である旨を明確にして、自治体に対して周知徹底いただきたい。 ☒ なお、現状では、証明印を印刷した就労証明書でも受け付ける自治体がある一方、申込者（社員）からの問合せに対して「（証明印を印刷したものではなく）押印した『原本』の提出が必要」と説明する自治体もあり、自治体により判断が分かれている。	☒ 子ども・子育て支援法施行規則第２条第２項第２号 ☒ 保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の大都市向け標準の様式について（通知）（令和元年８月１４日府子本第357号／子保発0814第1号）別添２（記入要領）「⑤押印」	内閣府 厚生労働省	3	書面・押印	内閣府・厚生労働省 →内閣府で回答	①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	a□b□c△d△ 保育所の利用申込等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。５月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータル上でのオンライン申請を積極的に活用すること、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討することを事務連絡で依頼した。	②法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めていない。	a○ 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を、認定申請書の添付書類として提出することとされており、押印は求めていない。さらに、５月19日には、市区町村に対し、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う状況を踏まえ、各市区町村の判断で押印を不要とすることが望ましい旨、事務連絡を発出した。
経団連	150-2	就労・在籍・勤務証明書等の発行電子化・簡素化	保育園・保育所・児童クラブ（学童）への入園申請やピザの申請、転職の際など、自治体、保育園、入国管理局、転職先などへ提出が必要となる。自治体でフォーマットを決めているケースもあるが、個々の提出先で指定されるケースもあり、任意に確認し押印の上、書面で発行している。 ・事業主が発行する証明書類には社印、代表社印の押印を求められるものがあり、書類の受渡しが発生する。社印、代表者印が無いものでも有効としていただきたい。 ・フォーマットを統一いただきたい。 ・そもそも、法定調査で市区町村でも所得などわかるはずなのに会社に照明を求めているものは廃止いただきたい。	在職証明書は、法律では会社側に発行義務はなく、任意で在職者、もしくは退職者に発行している。	内閣府	4	書面・押印	内閣府、厚生労働省	①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	a□b□c△d△ 保育所の利用申込等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。５月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータル上でのオンライン申請を積極的に活用すること、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討することを事務連絡で依頼した。	②法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めていない。	a○ 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を、認定申請書の添付書類として提出することとされており、押印は求めていない。さらに、５月19日には、市区町村に対し、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う状況を踏まえ、各市区町村の判断で押印を不要とすることが望ましい旨、事務連絡を発出した。
経団連	18	市（区）役所・教育委員会・保育所（園）への各種届出の電子化・押印廃止	以下の手続きについて、書面・押印・直接届出が必要とされている。 ・勤務証明書、就労（休況）証明書、就業証明書、雇用証明書、在職証明書、育児休業証明書 ・育児休業・産後休暇復帰証明書、復職証明書		内閣府 厚生労働省	5	書面・押印	内閣府・厚生労働省 →内閣府で回答 No.18として統合	①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	a□b□c△d△ 保育所の利用申込等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。５月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータル上でのオンライン申請を積極的に活用すること、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討することを事務連絡で依頼した。	②法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求めていない。	a○ 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を、認定申請書の添付書類として提出することとされており、押印は求めていない。さらに、５月19日には、市区町村に対し、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う状況を踏まえ、各市区町村の判断で押印を不要とすることが望ましい旨、事務連絡を発出した。
経団連	69	保育園等に提出する就労証明書の書式統一	保育園利用のために各自治体へ提出する書類であるが、自治体ごとにフォームが異なるため、依頼時に紙を送付してもらっている（HPからダウンロードできる自治体もあるが、テレワークやだと印刷できないケースが多い） 全国共通フォームになれば、書式の作成がスムーズに行える。		内閣府 厚生労働省	6	書面・押印	内閣府・厚生労働省 →内閣府で回答 No.69-1,2は統合	①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	a□b□c△d△ 保育所の利用申込等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。５月19日には、市区町村に対し、市区町村においてマイナポータル上でのオンライン申請を積極的に活用すること、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討することを事務連絡で依頼した。		
経団連	1-13	各種行政手続きの押印原則・書面申請の廃廃	入国管理局に提出する書類に捺印が求められること		法務省	3	押印				③在留資格認定証明書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則として、押印のある原本の提出まで求めてない。その他の申請においては、提出書類の事後送付を認めている。	a×，b×，c×，d○：オンライン申請においては、申請書の押印を求めず。また，押印が押された文書をPDFや郵送で提出することを認めている。
経団連	19	在職証明書提出の電子化・押印廃廃	入国管理局への在職証明書提出にあたり、書面・押印・直接届出が必要とされている。		法務省	5	書面・押印		①オンライン化済み。本年３月オンライン申請の対象手続，在留資格を拡大，４月対象者の拡大を順次実施。	a○，b○，c×，d×：オンライン申請の周知を図る。また利用申出について，一部郵送での提出を認める。	③在留資格認定証明書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則として，原本の提出まで求めてない。その他の申請においては，提出書類の事後送付を認めている。	a×，b×，c×，d○：オンライン申請においては、申請書の押印を求めず。また，押印が押された文書をPDFや郵送で提出することを認めている。
経団連	90-3	事業者に求められる書面手続きの電子化・簡素化	事業者として求められる各種手続きについて、テレワークを行いやすくするために、手続きの簡素化等の対応を検討いただきたい。 （例えば、以下のような手続きについて、検討いただきたい） ・役員・主要株主の売買報告における提出期限延長または提出方法の変更（根拠法令：金融商品取引法第163条） ・ 官公庁への届出（例：消防法に定められる防火・防災管理者変更届） ・ 商業登記に係る申請書の添付書面（写しの添付による対応） ・ 在宅による金銭賃借の媒介（在宅で賃金業を行えるかが不明確） ・ 宅地建物取引における重要事項説明書や契約締結時交付書面の電子化 ・ 官公庁からの交付書類の電子化（例：住民税決定通知書、特別徴収税額決定通知書は、各自治体から事業者宛に郵送で届き、それを事業者が社員へ配布している）		法務省	7	その他	金融庁 消防庁 法務省 金融庁 国土交通省総務省	④現在の制度においても，登記申請の添付書面は，当該書面に代わるべき情報を電磁的記録（ＰＤＦファイル等）により作成し，オンラインにより提出することができます（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第102条第2項）。	【商業登記】 添付書面に相当する電磁的記録への電子署名については，本月１５日から，特定の事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくものであることを条件に，商業登記の添付書面情報に利用する電子署名として許容することとしたほか，電子署名の要件緩和については，法務省令を改正し，令和２年度中に実施する予定です。		
経団連	91-4	テレワークの支障となる手続き等の押印廃廃・電子化	テレワークの支障となる手続きに関し、特に書面に押印が必要となるものについて、押印の廃止、電子化などの簡素化を進めていただきたい。また、法令等で既に簡素化に係る措置がなされているものについても、その利用をさらに促進するための対応を検討いただきたい。 （例えば、以下のような手続きについて、対応を検討いただきたい） ・ 民間の各種契約書、申込書への押印の廃止、電子化 ・ 業界団体、日銀、取引所等への報告・届出に係る書面への押印の廃止、電子化 ・ 本人確認に係る手続きの簡素化（犯罪収益移転防止法などに定められている本人確認に関し、ビデオ通話機能の活用や郵送による本人認証の水準規定の明確化等） ・ 電子署名の推進		法務省	8	書面・押印	金融庁 経済産業省 警察庁 法務省 総務省			③商業登記電子証明書については，令和３年中にオンライン申請が開始され，押印した申請書の提出は不要となる予定です。	電子証明書のオンライン申請の運用開始に当たっては，ホームページ等により周知を図ります。
経団連	119	遺言書の電子化	電子的に作成した遺言に、公正証書遺言と同等の効果を与えるよう制度を整備し、遺言作成の容易化、低コスト化を図り、遺言の普及を促進する。 これにより、相続事件の抑制を図り協議、調停、家庭への出頭を大幅に削減する。	民法	法務省	9	書面・押印		⑤対応困難 民法967条以下において，遺言の方式については書面によることが求められており，法改正が必要となるため，緊急対応をすることは困難であり，代替手段はない（法改正については２のとおりで。）。	(2)。ただし，遺言書の作成は行政手続ではなく，下記のとおり○×で回答することは困難です。 ｆ　遺言書を行政機関に提出する必要はありません。 ｇ　遺言書は提出不要のため，提出期限もありません。 ｈ　遺言の作成に際して，当省から送付する書類等はありません。 ｉ　上記ないしｈの各回答と同じ。	④ 対応困難 民法967条以下において，遺言の方式については，原則として押印することが求められており，法改正が必要となるため，緊急対応をすることは困難であり，代替手段はない（法改正については２のとおりです。）。	遺言書の作成は行政手続ではなく，下記のとおり○×で回答することは困難です。 ｄ　そもそも遺言書は，行政機関等に提出する必要はありません。 ｅ　同上
経団連	131-1	電子印章制度等の活用推進	電子印章や電子契約は、電子署名法や電子帳簿保存法により法整備がなされているが、その利用が可能な範囲に比べ、未だ実際に利用は限定的。行政や企業の一団の活用に向けた取り組みが期待される。	電子署名法、電子帳簿保存法	法務省	10	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省 財務省（電子帳簿保存法）				
経団連	136	在留資格認定証明書等の提出書類における運用の柔軟化	① 契約書や証明書など社内押印を取得した上で、提出する書類について、押印不要、もしくは電子署名などの電子化を希望する。 ② 在留資格認定証明書申請、在留資格の延長申請書類は直接窓口に提出する必要があるが、今後PDF送付を認めることを希望する。	出入国管理及び難民認定法第７条の２	法務省	11	書面・押印		①オンライン化済み。本年３月オンライン申請の対象手続，在留資格を拡大，４月対象者の拡大を順次実施。	a○，b○，c×，d×：オンライン申請の周知を図る。また利用申出について，一部郵送での提出を認める。	③在留資格認定証明書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則として，原本の提出まで求めてない。その他の申請においては，提出書類の事後送付を認めている。	a×，b×，c×，d○：オンライン申請においては，申請書の押印を求めず。また，押印が押された文書をPDFや郵送で提出することを認めている。

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（持参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	67-3	電子署名の利用要件の緩和				
経団連	63	携帯音声通信事業における本人確認の非対面化	④携帯電話不正利用防止法で定める本人確認方法は対面だけでなく、非対面による方法も既に認めている。	○		
経団連	71	住民税決定通知書（個人配布用）の電子化				
経団連	117	公金決済のオンライン化			マイナポータルの公金決済機能について、引き続き各制度所管官庁等に周知してまいります。 また、ご提案の国民の金融口座のマイナポータルへの登録義務化については、そもそもの目的・必要性、その対象範囲の検討や必要となる制度的措置を含めた広範な検討が必要と思料します。	
経団連	86-2	自治体ごとに異なる就労証明書の書式統一・提出の電子化				
経団連	99	就労（在籍）証明書等の書式のデータ化および押印の省略				
経団連	137	就労証明書への証明印押印の省略				
経団連	150-2	就労・在籍・勤務証明書等の発行電子化・簡素化				
経団連	18	市（区）役所・教育委員会・保育所（園）への各種届出の電子化・押印撤廃				
経団連	69	保育園等に提出する就労証明書の書式統一				
経団連	1-13	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃				
経団連	19	在職証明書提出の電子化・押印撤廃				
経団連	90-3	事業者に求められる書面手続きの電子化・簡素化				
経団連	91-4	テレワークの支障となる手続き等の押印撤廃・電子化				
経団連	119	遺言書の電子化				
経団連	131-1	電子印章制度等の活用推進			電子署名をはじめとするトラストサービスの普及促進のため、そのユースケースや制度について広く国民の理解を得ることを目的とした周知広報等の活動を引き続き実施する。	変更なし。
経団連	136	在留資格認定証明書等の提出書類における運用の柔軟化				

1．緊急的な対応の可否

団体名	No.	要望事項（タイトル）	規制・制度の概要	根拠法令・通達・参照文書	担当省庁	省別No.	分類	備考	各種行政手続等の**書面申請**の廃止、個別手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ③：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	各種行政手続等の**押印原則**の撤廃関係 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 ③：その他　（簡潔にご記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答
経団連	148	決算業務（株主総会含む）に係る添付の不要化、社印不要化	以下を例とする添付の削減、社印不要によりオンライン化を推進願います。 □株主リスト 変更登記申請の際に、添付書面として「株主リスト」の添付が必要となったが（商業登記規則６１条２項・３項　H28年10月1日以降）、株主リスト自体の真実性を担保する書類の添付要件はなく、結果的に商業登記の真実性を確保できる状況ではなく、逆に、犯罪等と関係のない大多数の会社の事務負担を徒に増やす結果であり、上場会社においては、上位10株主の氏名・住所・持株数の情報が記載されている有価証券報告書／四半期報告書を定期的に提出しており、当該報告書の虚偽記載は厳しく罰せられることから、真実性も十分確保されており、登記の際に改めて株主リスト添付の必要性は更に薄いものと思料いたします。 □取締役等の登記 株式会社の取締役・代表取締役・監査役の変更登記時には印鑑証明書や本人確認証明書の添付が必要である。印鑑登録、証明書取り付けの押印のため出社が必要です。	商業登記規則６１条２項・３項他	法務省	12	書面・押印		④③株主リストの真実性については、訴訟等において事後的に株主名簿と対比することなどにより確認が可能と考えており、株主リストの添付は、登記の真実性確保及び法人格の悪用防止につながるものと考えておりますので、廃止することは困難です。なお、株主リストを電磁的記録（ＰＤＦファイル等）により作成し、オンラインで提出することができますし、既存の確定申告時に用いられる「同族会社等の判定に関する明細書」等を活用して作成することも可能です。 また、役員変更登記をオンラインにより申請する場合において、就任承諾書を電磁的記録により作成するときは、被選任者が就任承諾書に電子署名を付与し、電子証明書を併せて送信することになるところ、この場合は印鑑証明書及び本人確認証明書の添付は不要です。	引き続き、ホームページ等によるオンライン手続の周知や商業登記電子証明書の普及・利便性向上等に努め、オンライン申請の促進を図ります。また、紙の場合は認印でよいとしている添付書面を電磁的記録で提出する場合において、当該添付書面に相当する電磁的記録への電子署名の要件を緩和することを検討しているところです。		
経団連	149	商業登記の変更手続きにおける期限の延長	商業登記において、登記事項に変更が生じたときは、２週間以内に変更の登記をしなければならないことになっているが、登記申請の際に必要な添付書面（取締役会議事録等）への記名押印に通常より時間を要するため期限を遵守することが困難となるケースが想定される。 また、電子署名による対応は、手続きが煩雑（※）であり、取締役全員の電子署名を得ることなど現実的に困難であるため、現時点では対応が難しい。 ※各取締役のマイナンバーカード（通知書ではなくICカードの発行が必要）に各地方自治体において電子証明書を記録してもらい、そのカードをカードリーダーを使って読み込み、議事録PDFに電子署名をするという手続が必要	会社法	法務省	13	その他					
経団連	67-1	電子署名の利用要件の緩和	・電子署名法第3条の要件を取引金額や契約期間の長短等の観点でリスクの低い契約については緩和（認証事業者が発行する証明書を添付して私有鍵(秘密鍵)で暗号化したものを公開鍵で解除し平文化する形ではなく、メール等での合意結果を法人登記上の役員住所地へ郵送する等）する、若しくは要件を満たすサービスを公開（特定）してほしい。 ・現在の電子署名法で電子押印の権限が限定（端末特定）されていることから代行処理ができないので、該当端末でしか対応できない要件を緩和して欲しい。 電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度、その他必要な事項を定めることにより、国民による電子署名の円滑な利用を確保し、電子商取引をはじめとするネットワークを利用した社会経済活動の一層の推進を図ることができる。	電子署名法 第3条	法務省	14	書面・押印	法務省、経済産業省、総務省				
経団連	146	オンラインサービスの柔軟な提供を目的とする著作権法の緩和	オンライン教育の全面解禁（教材の著作権法による不正利用／コピーに対する抑制が存在）、及び、公共図書館の電子書籍の貸し出しサービスの普及の推進等に向け、著作権法の改正をご検討頂きたく思います。	著作権法	文部科学省	1	その他					
経団連	1-3	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃	国立大学への提出書類で、代表印捺印が求められること		文部科学省	2	押印				③昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ，各国立大学法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう促しております。	企業から国立大学法人に対して提出される書類への押印の要否については，国による定めはなく，各大学の規程に従って対応しているところです。昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ，各国立大学において各種手続のオンライン化が推進されるよう、好事例の収集・周知や通知を通じて促してまります。
経団連	61	訪問販売における申込内容・重要事項説明書類の電磁的交付の容認	特定商取引法の訪問販売に該当する場合（例えば、ホームセキュリティをご自宅を訪問して営業する等）、申込みの内容を記載した書面をお客様にその場で交付しなければならず、電磁的交付が一切認められていない。 例えば、訪問販売後、後日契約行為をスマートフォンなどで電磁的方法でお客様の申し込みの署名をいただき、お客様には電磁的方法で申込み内容を提示することで、ペーパレス化及び契約行為のための再訪問が不要になる。	特定商取引法第４条・第５条	消費者庁	1	書面・押印		⑤対応困難 訪問販売における書面の交付については、突然自宅等を訪問された消費者が取引条件を確認しないまま取引行為をすること等によるトラブルが多いことから、消費者保護の観点からその場で書面を交付することにより取引条件を明確にするために設けている重要な制度であり、かつ、訪問販売の事例である本件は、販売業者等が消費者の自宅など営業所以外の場所に訪問していることから、その場で書面を交付することは可能であって、コロナ感染症対応としての規制・制度の見直しとしてはなじまないものである。	（２）fX、gX、hX、iO 訪問販売における書面の交付については、突然自宅等を訪問された消費者が取引条件を確認しないまま取引行為をすること等によるトラブルが多いことから、消費者保護の観点からその場で書面を交付することにより取引条件を明確にするために設けている重要な制度であり、かつ、訪問販売の事例である本件は、販売業者等が消費者の自宅など営業所以外の場所に訪問していることから、その場で書面を交付することは可能であって、コロナ感染症対応としての規制・制度の見直しとしてはなじまないものである。		

団体名	No.	要望事項（タイトル）	個人・法人に対して**対面での対応**（特参による提出、対面による交付、講習会）を求める手続関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他　（簡潔にご記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	再検討後の回答	その他	再検討後 その他
経団連	148	決算業務（株主総会含む）に係る添付の不要化、社印不要化				
経団連	149	商業登記の変更手続きにおける期限の延長			④今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事象について，新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第57条の規定が適用され，同条により読み替えて準用する特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号，以下「特措法」といいます。）第2条に基づき，特定非常災害として政令で指定された場合には，特措法第４条により，会社の変更登記等の申請をすべき期間が定められているものについて，その義務の不履行につき過料の制裁に問われることが猶予されることとなると考えております。	変更なし。
経団連	67-1	電子署名の利用要件の緩和			電子署名法第３条は，同法２条１項が定める電子署名のうち、書面における署名・押印と同等の裁判手続上の一定の効果（事実上の推定）を認めるにふさわしいものとして、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。」という技術的な要件を要求している（これは、諸外国にいわゆる「アドバンスト電子署名」と同様のものである）。電磁的記録がある人により作成されたものとして裁判上証拠として申し出られた場合において、その電磁的記録が同法第３条の規定する要件を満たすときには、他に疑わしい事情が見当たらない限りは基本的に、その電磁的記録を、その人が作成した電磁的記録であると事実上推定して、証拠としての形式的な資格を与える（推定効が働く）とされている（念のため付言すると、この形式的な資格（成立の真正）というのは、その証拠がある事実の証明のためにどれだけの価値を発揮するかを裁判所が検討する前の段階として、その証拠をそもそもひとつの証拠として扱うことが許されるかという問題である）。仮に、前記の技術的要件を満たさない電子署名を電子署名法第３条の電子署名に含めた場合（第３条の括弧書要件を削除した場合）には、実体とかい離した予測可能性を生じさせるおそれがある。したがって、当該要件を緩和 することは困難であると考えられる。 ただ、そもそも、電子署名法第３条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に照らして電磁的記録の成立の真正を裁判所が認定することは可能であるし、いわゆる電子署名をめぐる社会慣行が変化し、新しい経験則が確立していけば、それに応じた事実上の推定がされることも考えられる。 また、いかなる契約が「リスクが低い」ものであるかについては、当該契約の内容、会社の事業規模、会社の事業における当該契約の重要性等を総合考慮して判断されるべきものと考えられ、明確な基準をもって「リスクが低い」契約を特定することも困難であると考えられる。 なお、電子署名法上、電子署名をすることができる端末を一定の端末に限定するとの要件は定め	電子署名法第３条の要件の緩和については，前回提出した回答のとおり，困難であると考えるものの，同条の推定効が働かない場合であっても，個別の事情に照らして電磁的記録の成立の真正を裁判所が認定することは可能である。
経団連	146	オンラインサービスの柔軟な提供を目的とする著作権法の緩和			【「オンライン教育の全面解禁（教材の著作権法による不正利用／コピーに対する抑制が存在」について】 新型コロナウイルス感染症の流行に伴うオンラインでの遠隔教育等のニーズに対応するため、平成３０年著作権法改正により創設した「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早めて４月２８日から施行した。また、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑み権利者団体の判断に基づき、令和２年度に限って特例的に補償金額を無償としている。これにより、オンラインでの遠隔教育等において、著作権者からの個別の許諾を要することなく、様々な著作物を円滑に利用することが可能となる。 【「公共図書館の電子書籍の貸し出しサービスの普及の推進等」について】 「公共図書館の電子書籍の貸し出しサービス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い多くの公共図書館等が閉館となっていることを受け、国立国会図書館・公共図書館・権利者団体等において、国民の貴重な資料へのアクセスを確保するための臨時的な対応について検討が行われている。	変更なし
経団連	1-3	各種行政手続きの押印原則・書面申請の撤廃				
経団連	61	訪問販売における申込内容・重要事項説明書類の電磁的交付の容認				